

総務常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成25年6月17日（月） 午前9時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	常盤 信一 君	副委員長	塩井川 幸生 君
委員	宮本 明彦 君	委員	脇元 敬 君
委員	仮屋 国治 君	委員	脇元 操 君
委員	植山 利博 君	委員	久保 史郎 君
委員	下深迫 孝二 君		

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	平野 貴志 君	総務課長	越口 哲也 君
税務課長	谷口 信一 君	人事研修グループ長	小倉 正実 君
固定資産税グループ長	江口 元幸 君	人事研修グループ主査	種子島 進矢 君
企画部長	川村 直人 君	企画政策課長	山口 昌樹 君
企画政策グループ長	永山 正一郎 君	企画政策課主任主事	白濱 健司 君
消防局長	塚田 修二 君	消防局次長	木佐貫 誠 君
警防課長	竹ノ内 優 君	予防課長	吉村 茂樹 君
情報司令課長	松元 達也 君	北署長	堀ノ内 剛 君
総務課主幹	細山田 孝美 君	警防課主幹	西中菌 章 君
予防課主幹	兒玉 良一 君	経理・装備係長	立野 博 君
消防団係長	若松 久志 君		
選挙管理委員会事務局長	石塚 信也 君	選挙グループ長	池之上 徳幸 君
宮内地区自治公民館長	徳永 昭男 君	宮内地区副自治公民館長	永重 敏郎 君
宮内地区副自治公民館長	竹内 宏 君	宮内地区副自治公民館長	池田 穰 君
駅前4自治会長	北山 保 君		
株式会社博友 代表取締役社長	田中 順一 君	株式会社博友 取締役会長	田中 実 君
株式会社博友 事業開発課長	谷村 俊彦 君	株式会社博友 事業企画課長	篠原 義勝 君

5. 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

なし

6. 本委員会を傍聴した議員は次のとおりである。

なし

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 宮永 幸一 君

8. 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第48号 霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第51号 財産の取得について

議案第53号 霧島市職員の給与の特例に関する条例の制定について

陳情第17号 陳情書（川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について）【継続分】

陳情第1号 場外舟券売り場「ミニボートピア霧島」の設置計画に関する中止を求める陳情書について

9. 本委員会の概要は次のとおりである。

「開会 午前9時00分」

○委員長（常盤信一君）

ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。本日は、去る6月11日の本会議で当委員会に付託をされました議案3件、及び継続審査となっております陳情2件についての審査を行います。ここで皆様方にお諮りをします。本日の会議は、お手元に配付しました式次第に基づいて進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前9時01分」

「再開 午前9時02分」

△ 陳情第1号 場外舟券売り場「ミニポートピア霧島」の設置計画に関する中止を求める陳情書について

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。まず陳情第1号、場外舟券売り場「ミニポートピア霧島」の設置計画に関する中止を求める陳情書について、審査をいたします。本日は、陳情者である宮内地区公民館長、徳永昭男様ほか3名の陳情者の皆様にご出席をいただいております。ありがとうございます。陳情者の皆様方に、議事の順序等について申し上げます。まず、陳情の内容を簡潔に述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。なお、御発言の際には挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して、起立して御発言いただきますようお願いを申し上げます。また、陳情者は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承ください。それでは説明を求めます。

○宮内地区自治公民館長（徳永昭男君）

おはようございます。宮内地区自治公民館長の徳永でございます。本日は、こういう委員会にお招きをいただきまして、いろいろと座を持っていただきまして、厚く御礼を申し上げます。いろいろと皆様から御意見をお伺いしまして、それなりの私どもの考え方を申し上げるつもりでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。陳情の趣旨としましては、先般、陳情書を上げてございますが、私どもの考え方というのは、大体これに付けていると思います。簡単に申し上げますと、今、宮内地区のまちづくり推進事業というのに取り組んでおりまして、そういうのを踏まえながらいろいろと、犯罪のない、問題のない地域づくりをしようということで、取り組んでおるところでございます。後世に残すような大局的な考え方で、御審議をしていただきたいということと、それから、陳情書にございますように、今後の交通量の予測というもの等をどう判断されていくのか。それから、宮内地区というのは、大きな震災も受けておりませんで、今までずっとのどかなまちづくりできておりますので、やはりこういうものを持ってきて、やはり将来に悔いを残すようなことがないようにというふうに思っております。それから、ここに市のほうからございますが、25年度の安全白書というのがございますけれども、この辺を見ても、いろいろと事件等が発生しておりますので、年々増加傾向にございます。そういうのを考えながら、私どもの考えを申し述べたところでございます。それから、ついでに申し上げておきますけれども、隼人工業高校の前の辺りの踏切の交差点、あれなんかも非常に、今になってみればいかなものかなというように思います。何でもう少し、隼人町時代でしょうか、もう少し本腰を入れていい方向性を見出していただければ、あんなことはなかったのではなから

うかと。最近造りまして、改良しました交差点では、あんな交差点はないと思います。だから、恐らくまた何か手をつけなければ、悔いの残るまちづくりになるんじゃないかと思っております。先生方も隼人の方ですから、十分お分かりと思うんですが、今あの道路が、北永野田～小浜線という道路でございまして、一般地方道でございすけれども、国道に勝る交通量になっております。だから、児童の安全確保についても非常に気を遣っているところでございます。私どもは、昨日、植山先生もおいでになっておりましたけれども、鹿児島神宮の御田植祭、これも私どもは参加しました。宮内地区は二つの四つ出てるんですが、隼人が三つです。その中の宮内地区は二つが出ておまして、こういう文化的な問題、文語等を今後残しておきたいということで、一生懸命取り組んでいるところでございます。そういうことで、陳情書にございますように、20人そこそこの雇用もあると思いますけれども、やはりきちんとしたまちづくりをしていけば、それ以上の事業効果は出てくるのではないかと、私どもはそう思っております。私は地域審議会に2年間籍を置いたことがございますけれども、その中でも、私は隼人駅裏の開発問題についてもレポートを出したこともあります。隼人の駅付近というのは、脇元先生も地元でございすが、何がありませんか。ラーメン屋一軒、買い物に行くにも、カマを一つ買うにも、国分まで足を運ばないといけないということです。何も隼人の駅周辺には商店らしい商店もないんです。今度11月で市政8年になりますが、今でも何で隼人が合併をしたんだろうかと、そういう話が出ています。私どもは地元におまして、この自治会という組織の中で、いろいろと毎回情報も得ているんですが、「ないごて、あいなとこいと、いっどきなつたおかいな」というような話が出ています。「よかった」という人が数少ないような気がします。先生方には耳に入らないと思いますが、そういう話が出ています。だから、今度のこの舟券売り場についても、恐らく年寄りには、ないがないか分かんないと思います。「おいろんが、知ったこっか」と思うかもしれませぬけれども、その辺をよく解釈をして判断していただくのが、先生方の務めだと私は思っております。そういうことで、私どもとしての設置反対の意見といたします。

○委員長（常盤信一君）

ただいま説明が終わりました。これより陳情者に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（植山利博君）

どうも御苦労様です。本日は、お忙しいところありがとうございます。それでは、何点かお尋ねをしていきたいと思うんですが、今館長さんからのまちづくりについての御指摘は、また後の機会に議論をさせていただくということで、本日はこの陳情について何点かお尋ねしたいと思います。私もこのミニポートピア霧島の第1回目の説明会に参加をしました。私はサンシティ通り会から案内をいただいて、説明会に出席をしたんですけども、そのときに、この事業者と参加者を除いて、参加者が私の記憶によれば5名くらい、四・五名だったと思います。それで、事業者の話によれば、通り会なり地域の自治会なりの皆様の賛同を得ているというような説明でした。私はそういう方向で地域の、地元の自治会及び通り会の方々は御理解をされているんだろうなという感触を持ったんですけども、それは一年ぐらい前の話ですので、今になってこういう陳情が出てきたわけですけども、そこでお尋ねをしますが、今のこの陳情書を見ますと、宮内地区公民館館長さん以下、副館長さんの連名で陳情は出されているわけですけども、この陳情の趣旨は宮内公民館の総意だという理解でよろしいでしょうか。まず1点、お尋ねしておきます。

○宮内地区自治公民館長（徳永昭男君）

これはですね、私ども月1回ずつ、44の自治会長が集まりまして、毎月定例会を行っておるものでございまして、その中で賛否を採りました。こういうことで新聞に載っているけれども、舟券売り場についてはどう考えるかということで、賛否を採ってみましたら、ほとんど100%に近い会員が駄目だと、持ってきてもらいたくないという、そういう意見でございました。

○委員（植山利博君）

こういう事業計画があるということについて、新聞報道で知ったという趣旨のようですけども、新聞報道以前にお知りになったというような経緯はないのか。新聞報道で知られたのは、日付による

と今年の2月1日ということですが、そういう理解でよろしいですか。

○宮内地区自治公民館長（徳永昭男君）

これはですね昨年だったかと、日にちがちちょっと、記憶が薄れているんですが、いっぺんそういうお話がありました。ということは、見次5の上床さんという自治会長が、今回もう引きましたけれども、その会長が、〔駅前〕と言う声あり] 駅前5か。訂正をします。駅前5の会長が、こういうことで私のところに来て、「いろいろしたんだけど、どうしようか」ということで、「寝もならんごあったがお」というようなことだったんですから、すぐその足で共生協働推進課の久保課長に会いました。久保課長のほうでちょっと検討してみると、どこそこ県庁辺りにも当たってみるということで、そういう回答がございまして、いっぺん帰ったことがあったんです。何日かしてから、県庁辺りを当たってみたら、地元が賛成しなければ駄目だというようなこと等の回答を得ましたけれども、それで何もないのかなと思っていたんです。ところが、新聞に載りまして、「はら、やっぱい、あれは残っておったのかな」というのが実感でございまして。そういう経緯がございまして。

○委員（植山利博君）

今、44自治会で何回か会議を開いて、意思決定を、賛否を問うたということですがけれども、その賛否の結果については、何か記録がございせんか。議事録若しくは例えば44自治会で、22対20だったとか、どういう賛否の状況だったという記録があれば、お示しをいただきたいと思っております。

○宮内地区自治公民館長（徳永昭男君）

記録についてはここにありまして、発言させますのでお待ちください。

○宮内地区副自治公民館長（竹内 宏君）

3月8日に一応、賛否を採りまして、31戸の中の29ですか、ちょっとお待ちください。

○委員長（常盤信一君）

今、分からなければ後ほど結構ですので、お知らせください。ほかにございせんか。分かりましたか。

○宮内地区副自治公民館長（竹内 宏君）

44の自治会の中の34が反対ということでした。

○委員（植山利博君）

44自治会の中で34自治会が反対であったということは、あと10の自治会は賛成だった、若しくはどちらでもなかったと。そこはどうなっていますか。

○宮内地区副自治公民館長（竹内 宏君）

賛成も反対もしない人たちもおったわけですが、その中には。だから、何ともそこら辺は言えません。欠席は六つでしたかね。

○委員（植山利博君）

欠席が6と残りが4ということになりますけれども。お尋ねします。その欠席の6のところには、それぞれ自治会があるわけですので、後日、賛否の、その自治会としてはどうなのかという確認は取られたのか。取られたとすれば、結果はどうだったのか。あとの4自治会については、反対の意思表示だったのか、若しくはその賛否を表明しない、分からないというような状況であったのか、分かっておればお示しをください。

○宮内地区自治公民館長（徳永昭男君）

その内容分析については、ちょっと確認をしておりますけれども、出てこない自治会が幾つかございまして、そういうのが恐らく団地関係が多いもので、集合住宅関係が出てこないのが、もう毎回出てこないようなところもあるんですが、後の残りについては、態度をはっきりしていないというんでしょうか、内容が分からないというようなことだと思います。その舟券売り場についてのことがどんなものなのか、どういう影響があるのか、ちょっとそこ辺りがまだ読めていないところだと思います。というのが範囲が広い、44の自治会というのは、上野とか朝日とかそういう広範囲に至っているものですから、やはり一番身近な所は実感として感じますけれども、遠い所はそこまでちょっと

と捉えていなかったのではないかなど。その後の結果については、賛否は採っておりません。

○委員（植山利博君）

このことで重ねてお尋ねしますけれども、34が反対でということです。それで、それぞれの自治会は、自治会長さんが出席をされるんでしょうけれども、自治会としての、それぞれの自治会での意思決定を、そこの自治会の住民の方々の中で意思決定をして持ち帰ってきてくださいよというような手法を採られたのかどうかですね。自治会長さんの意思で賛成反対の表明があったのか、若しくは自治会としての意思決定を受けて、その34名が反対を表明されているのか、そこら辺がもし分かればお示しをください。

○宮内地区自治公民館長（徳永昭男君）

そこまではですね、やっておりません。というのが、私どもの自治会長というのが、大方集落のことは重々わきまえておるんですが、そこまでは、全部住民の意思というものを集約するのは、ちょっとできないもんですから、やっておりません

○委員（久保史郎君）

今回のポートピアの建設計画が出る前に、霧島市には敷根のほうに同じような施設の要望が出されて、こちらのほうは地区自治公民館の皆さん方から設置をしていただきたいという要望が出たという事実を御存じだったでしょうか。

○宮内地区自治公民館長（徳永昭男君）

そういう話は内々聞きました。だけれども、私どもの位置を考えれば、敷根はそれだけ誘致をして、集落が活性化できるのではないかなというようなことだということは伺っております。それで、溝辺にしてもそういうことで町が誘致をしたんだということ等は聞いておるんですが、敷根と今の私どもの見次の交差点の設置場所というのは、状況が違うのではないかなというふうに思っております。

○委員（久保史郎君）

今回、先ほどの植山委員の質問の中で、自治会で3月8日に、そういう集まった時に、いろんな意見の集約をされたということでございますけれども、この意見の集約を自治会は定期的に集まる会の中でそうされたのか、あるいはそのように、このポートピアの建設計画が持ち上がっているから、そのことで集まっていたかという、要望書もちゃんと内容も示された中で集まられて、このような結果を示されたものなのかどうか。そこら辺はいかがだったですか。

○宮内地区自治公民館長（徳永昭男君）

そこまではしておりません。ただ、さっき申し上げましたように、月1回の定例会がございますので、その場で、こういう新聞沙汰になっているけれどもということで説明しまして、それで皆にそういう意見調整をして諮ったところです。新聞を見なければ、皆さん全然知りませんでした。

○委員（植山利博君）

事業者から、このことについて説明会を、地元の方々に対して説明会を開きたいというような要請があったにや聞いているんですけども、そういう事実があったんですか。

○宮内地区自治公民館長（徳永昭男君）

はい、ありました。私のところに来て会ったのが、4月11日ですか、それと22日、5月1日、5月3日、これくらいは私のところに夜な昼なに来ました。博友のお一人が。5月3日だったと思いますが、この資料を配りたいと、承諾してくれないかということでした。いや、私は承諾できませんと。ところが、館長がいいということ言えば、私なんかは配るんだけれども、ということだったのでよ。ところが、いや、私たちは反対陳情書を出している関係で、いいですよという言葉は私は述べませんと。そう言ったところが、明る日だったですかね、また来まして、今度は脅しをかけてきましてですね、「あんたが承諾しなくても、我々はもうそれぞれの会長の自宅を回って、資料を投げ込むから」と、「説明をして回るよ」というようなことだったから、「いや、絶対そういうことはせんでおってくださいませんか」と言えば、「いや、館長がそこまで言う権限はないよね」と裏を返してきまして、それで何かずっと配って回ったらしいです。そして、もう受け付けませんということで、そのまま撥ね

つけた人もおっいたらしいんですが、誰が受け取ったというのは、そこまでは把握をしておりませんが、回ったのは事実です。回ると、本人たちは言うてきましたので、私はストップをかけたのですが、そういうことで、各自治会長宅を回ったということだけは聞いております。

○委員（久保史郎君）

確認でお聴きするんですけども、今お話ししますと、館長さんはもう当初からずっとこう受け付けてきていらっしやらないということで、事業所は地区自治公民館の皆様方に対して、一堂に集まっていたいて、地域住民説明会というのは、何回かは開かれなかったんですか。一部では、地域の住民の許可は得ているというような声も聞こえてくるんですけども、そこら辺どうなんですか。

○宮内地区自治公民館長（徳永昭男君）

いいえ。そういうのは、全然しておりません。会合を開いたということもしておりません。先ほど申しあげましたように、個人宅を回ったのは聞いてはおりますけれども、それぞれ集落が集会を持ったというような、そういう話は聞いておりません。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございせんか。

○宮内地区副自治公民館長（池田 穰君）

いろいろ話が錯綜する部分もあるかもしれませんが、私個人の立場で申し上げますと、新聞で初めて知りました。それから、私は見次でございますので、周辺なんですね。私も見次の自治会長という立場でもございますから、近辺の自治会長に「何かあったな」ということを聴きましたら、「いや、特に何もなかどな」と。「ほいどん、もし何かがあった時に、一番交通渋滞とかいろんなことで直接の被害を被るのは我々だよな」と。「だけど、見次の管轄の中ではないから、ということのようだよ」というようなことをいろいろ聞いたんですね。それで、見次のほうとしては、絶対受け入れたくない。理由は、目の前にあの交通渋滞を見ているもんですからね、道路も渡れないんですよ。信号のところまでいちいち行っていたら何もできませんので。そんなこともあって、非常に最初からアレルギーそのものだったと思います。それから、先ほど集落によっては集まって何か話があったんじゃないのかというようなことですね。それに近いことをちょっと聞いたことがあります。したがって、その自治会のメンバーの一人に「こげんとが、おまんさあげえ自治会じゃ、あったと」と聴きましたら、「いや、おいはそげんとは、何も知っちゃらんど」と。「ああ、そうな」と言って、それで私止めました。そんな状況の中で、この陳情書が出てきたわけです。陳情書が出てきました最初の自治会の雰囲気というのは、自治会の一人が、「こういうのがあると聞いているが、皆さん知っているのか」と。「公民館長は知っているのか」と。そのようなことが出てきてまいりまして、ちょっとごたごたしました。そうしたら該当していた駅前5ですかね、上床自治会長が、「実はこうこうだった」という話をされました。それで、本人としては非常に身を切られるような、「私は、もう自治会長はすおごぢやなか」と。「やむっでな」と。実際、やめられましたね。それくらい追い込まれておられたという感じ。あくまでも憶測ですけども、自治会長さんの周辺で、特定か不特定か分かりませんが、そういった方々のいろんな周りからの圧力みたいなものがあって、自治会長はもう自分で判断ができずに、御苦労なさっておられたのかなと。そんなこともありまして、自治会の一部に聴いたら「いや、全く知りません」というようなことでしたので、いろいろごたごたがあるんだな、すっきりしていないんだなというふうな意識を持ちました。その後陳情書への運びになったわけです。陳情書を採択した時には、二人くらいが賛成だったのかなと、私はこう記憶しておりますが、しかし厳密には、その上床さんという方は、本当なら「俺は知らんど」と言って、責任回避をされるのかなと、普通の場合だったら思ったのですけれども、その方は腹を割って、そのまま事実をぶちまけられましたので、私は周りの何人かには、「上床さんを個人的に責めるのはやめようね」と。「それだけはせんがな」と。自治会として彼の立場からやむを得ないところもあったような感じだから、「個人攻撃とか彼を排斥するとか、それだけは一切やっちゃ駄目だよ」と。「それをやれば、宮内の公民館は、自治会は駄目になってやな」と言って、私は釘を刺した覚えがあります。そして陳情したということでございます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございせんか

○委員（仮屋国治君）

1点だけ、今の話の確認ですけれども、設置予定場所のニシムタが存在している場所は、駅前5自治会ということで理解してよろしいですか。

○宮内地区自治公民館長（徳永昭男君）

はい、間違いございません。

○委員（植山利博君）

今ここに、反対をする主な根拠を3点ほど挙げておられるというふうに理解をするんですが、それはそれぞれ三つとも、重さに軽重はないんだろうと。順位はないんだろうと思いますけれども、あえてですね、今ここ4名いらっしゃいますけれども、あえて最も反対する根拠として、あえて言うならば、お一人お一人にお尋ねしたいと思いますが、1・2・3の中のどこが一番のポイントとなるんだろうかということ、もし表現できるとすれば表現していただきたいと思います。

○宮内地区自治公民館長（徳永昭男君）

まず一番は、私は交通渋滞だと思います。博友さんがいろいろと文書を配って、自分の利についていろいろ配って回っていますけれども、恐らく内容は皆さん方のお手元に入っているかとは思いますが、博友さんが配ったのがですね。けれども、今の状態から見まして、交通量がこれ以上増えないと思えますでしょうか、皆さん方。今、県道が、先ほど申し上げましたように北永野田～小浜線というので、私は昔、県におりましたから、この辺の交通については十分認識しているつもりです。当時の昭和50年頃は、あの辺は見次原（みつっばい）と言いまして、福岡陸運が田んぼの中に一軒あったんですよ。その隅っこに青果市場がありまして、何もなかった。恐らく地元の先生方は御存じだと思いますけれども、何にもない。昭和50年頃です。その頃土地を買いに行くと、あの交差点を改良したのは私です。だから、その当時からすると、県道北永野田～小浜線、霧島から小浜までの道路ですが、一般地方道ですこれは。だけれど、あれだけの交通量となっているんですが、これ以上、交通量調査等を考えてですね、交通量が増えないということは予測できますでしょうか。今、夕方になれば、日当山方向に行きますと国道223になっておりますが、あの辺の渋滞は言いようがないんですよ。一向に前に行きませんから。それが一番懸念されると思います。昔はですね、あの国道は、その当時はまだ開通しておりませんでしたから、鹿児島神宮の下あの市道になっているあの道路が、前の2級国道小林～隼人線という道路があったのですが、それから後は新しい223号に国道が変わりましたけれども、非常に今申し上げましたように交通量が増えているということですから、これだけが一番懸念されると、私は思います。

○宮内地区副自治公民館長（池田 穰君）

3つの理由を挙げまして、現実的緊急性ということからは、やっぱり1ですね、交通渋滞の問題だと思います。ただし、私は自分の過去を申しますといけませんけれども、国分中の校長もいたしてありました。したがって、生徒指導問題で、非常に難儀をいたしました。学校の校長室に教頭と寝泊まりをしたことも結構ございます。そういった半生から考えましても、私の理念から言いますと2、3。1につながる2、3ですね。中でも特に2の問題、休みの日なんかには中高生たちが、今はやりの女の子がもう、パンツかなんか分からないような、何かその問題が起こってもおかしくないよなというような格好で、いっぱいあの辺をうろうろいたしております。ああ、この子たちが間違わにやええがなと。しかしこれは、自分が昔、国分にいたころからすると、もっと現実的な危険が目の前に迫っているよなと。そんなことを感じながら、あの辺を回っております。そして、サティなんかの経営サイドに近いのもおりますので、「がつつい、おいは気になっがよ」と。「わいどんなよ、どげんおもか」と言えば、「警察関係の人なんかをお願いしてやっているんだけれども、これはしかしおぜやいな」と。「だろうね。これはどうしても避けて通れないのかもしれないけれども、安倍さんが政権を握られて、一生懸命日本の理想的な国づくりということをおっしゃっているけれども、こんたあやっばい、一番

底辺にいる我々がいけんか支えないことには、安倍さんのあの政策もなかなかうまくいかんだろうね」というようなことも、私は心ある人にはこう語っておるのが現状でございます。

○宮内地区副自治公民館長（永重敏郎君）

陳情書による中では渋滞、それと、市政の中で議員さんたち、あの地域公民館が取り組んでいる安心安全なまちづくりという形の中で、自治公民館としても取り組んでおるところでございます。そして、やはり駅前の都市計画関係も四十何年前からテクノ関係とやってこられたんですが、トンネルが通り、いろんな形の中で京セラ・ソニーさん、あるいは渋滞の問題を解消しながらですね、応援をいただきながら産廃、環境衛生、いろんな形を、交通渋滞やっつてるところなんですよ。学校子供健全育成からですよ。それと、現実的な駅前の火災・放火、それからまだシロアリから残っているあの通り、裏通り、それから器物破損、いろんなのが、脇元先生もいらっしゃいますから、あの駅前の農協のその状態も、今後やはり阿久根市あるいはいろんなところでですね、シャッター通り会にさせちゃならんわけですよ、我々は。宮内地区とすればですね。こっちだけの問題じゃないのです。ちょうど1市6町は回ってきましたので、行政さんともお話をしながらですね、公金関係もやってきました。だから、皆さん方が真剣に両サイドで、町側ともチェック・アンド・バランスをきかせていただいて、審議をさせていただいて、代表ですので、そこを私なんかはお願いしたところですよ、校区としまして。先ほど出ました駅前5の30名ぐらい、私のところは4,000戸数の、霧島市で富隈校区と宮内校区が一番多いわけですよ、世帯数もですね。それを、1自治会の駅前5のところにお話をされて、アンケートを取られたみたいですね。それで、17対14って言ったかな。それで、仕方なくということで、会長さんのところを、一応諮問委員会をしまして、どういう状況かを聞きまして、そして校区でそういう形、陳情に持っていかんないかんということで、賛成・反対の中で申し上げたところですよ。あとはもう皆さん方に意見を聴取させていただいて、両サイドからですね、市側にも要望書というのは出してありますので、そこら辺を。公金の使い方あるいは企業誘致の中ですよ、40年かかっても50年かからない駅前のあの通りのまちづくりからですね、そして交通渋滞、あるいは安心安全まちづくり、隼人工業、不審者の問題、器物破損の問題、片付いてから発車をしていかないと、時期尚早とか、詰めて詰めて。溝辺の場合にはですね、隼人町も採用するようになっていたら、議会さんが反対されたからできなかったんですよ。最終的には反対で、隼人町の区域は駐車場関係もできなかった、糸走の関係ですね。

○宮内地区自治公民館長（徳永昭男君）

この博友さんの事業の案内というのを、それぞれ配ってあって、皆様方に提出されているかもしれませんが、向こうさんが述べているのは、やはり環境の整備ということ等でごみ問題、それから警備、こういうのを挙げているということは、やはりそれなりのことは結果としてあるんじゃないかなろうかというふうに思っております。警察官のOBなんかを雇用して、それなりの体制を採っているということ等も、この事業案内の中で触れておりますけれども、やはりそういうことがあるんじゃないかなろうかということも懸念されます。でなければ、こういうことまで書く必要はないんじゃないかと思うんです。それで、向こうさんが言うには、地元の同意を得ておれば、国交省の承認は許可を受けているからというようなこと等をしきりに言われておりました。だから、自分たちは筋の通ったことをしているということで、市のほうも、行政も受理したということをおっしゃっていただきましたけれども、裏を返せばそれなりの警備が必要だということじゃないかと思えます。というのが、御本人たちも警察官あがりだということでしたから、やはりそれなりの危険、そういう犯罪等もやはり付いているんじゃないかなろうかということも一応、予想されます。それで、私どもが今、考えるのは、その交通渋滞とか青少年育成のそういう犯罪防止、それ等も一応考えまして、こういう反対の理由といたしております。

○宮内地区副自治公民館長（竹内 宏君）

私も交通渋滞の問題が、一番大事じゃないかなと思っております。よくあそこを通るんですが、国分からの流れは、日当山のあの線にしてもしょっちゅう渋滞していますから、ああいうことがあっては住民は大変だと思っております。それと、青少年育成の問題なんです、これも一番大事な問題じゃな

いかなど。サティ辺りにいっぱい子供たちがおりますけども、あの子供たちがそういうのができた場合に、どういう対応していくかなどというのを非常に懸念しています。それで、学校もいっぱいありますから、あの近くには。そういうことで、我々は絶対反対だなということで思っております。あと、地域の安全安心への懸念というのもあるんですが、これも当然そうだと思うんですね。あれだけ学校があるわけですから、近くに。学校の近くにそういうのを持ってきてもらってはちょっと困るよなということです。サティ辺りのああいう大きな商店街があるわけですから、あそこにもいっぱいいろんな人たちが来ますけれども、そこら辺のいろんな形で優遇してもらってもちょっと困るなと思っています。

○委員長（常盤信一君）

ありがとうございました。質疑はほかにありませんか。

○委員（仮屋国治君）

いろいろお話を伺いましたけれども、イオン・サティというのができましてから、飛躍的にあの地域が発展してきたんだろうと思っておるわけですが、今いろいろ理由を述べられましたけれども、今から申し上げるのは参考までにお聞かせいただきたいんですが、今空き家になっているニシムタに、人を呼び込める大きな商業施設が入ってくるという話があった時には、皆さん方は賛成なさいますか、反対なさいますか。

○宮内地区自治公民館長（徳永昭男君）

みんなが使えるような、そういう施設だったら歓迎したいと思います。というのが、先ほど申し上げましたように、この地区は駅裏の開発事業も都市整備課で今、話が進んでいるということで、先般、議会のほうのいろんな進捗状況も見たんですが、もう長いこと隼人駅裏の開発というのは、話が出てから一向にらちが明かないわけですよ。これよりもまた別ないい方法の誘致はできないものだろうか、私はそう思うんです。というのが、大きい広場を造りまして、老いも若きも出てきて、そしていろいろイベントをやったり、そういう施設は隼人駅周辺にはないもんですから、そういうのを造ったらどうだろうか。サティ、そういう大きな商店街もございますけれども、それに付随したようなそういう商業施設を持ってきて、そして街並みがそろってくれば、より以上の雇用も出てこないかなと思います。それで、夢みたいな話ですけど、隼人駅舎なんか複合施設を持ってきて、隼人の駅周辺に行けば何でも買い物もできるし、食事もできるねという、そういう私はまちプランができたというふうに思っているんです。何もございません、隼人の駅周辺は。やがては隼人庁舎も出張所に変るとい話も出ておりますが、隼人駅周辺は日に日に貧弱になっていく気がするんです。ついでに申し上げますけれども、今回、民生委員の交替時期になっておりまして、私は推薦をするようことで今仕事に取り組んでおるんですが、民生委員なんか、参考までに申し上げますよ。民生委員なんかの希望者がいないというのは、庁舎がなくなれば、すべての用務が国分本庁舎になるんじゃないだろうか、そういう懸念もあるようです。だから、今頃民生委員をしてみたとしても足がなかったりすれば仕事もできないという、そういうお話も聞いております。だから、みんな感じておるんですよ。隼人は本当に貧弱になったよなというようなことですから、それで仮屋委員がおっしゃるようにもうちょっと気の利いた、若い人、車を持っている人しか恐らく集まらない所だと思いますが、もうちょっと年配も若者も集まってくるような、そういう街並みをつくっていただければ大賛成です。

○宮内地区副自治公民館長（池田 穰君）

今、仮屋委員がおっしゃったことですね、本音の部分で言うと、やっぱり雇用やいろいろなそういう発展ということは大事なことだと、陳情書の中にもそれは書いてございます。したがって、2と3が大きく絡んでくるということの一つ、頭の中に強くインプットしていただきたいと思います。

○副委員長（塩井川幸生君）

今、こう溝辺とか天文館とか、鹿児島県内にたくさんできていますよね。今こうやって説明を受けたのですが、そうやったところの現地は見られたことがございますか。

○宮内地区自治公民館長（徳永昭男君）

溝辺については、行って見たことはございます。だけどこの舟券売り場については、行ったことがありません。ただ、博友の方がこの前、私に言ったのは、「パチンコよっかは、よか商売やっでやな」というようなことを言いました。「あいよっか健全じゃっど」と。「うじゃあしもねでやなあ」というようなことを言われましたけれども、私はパチンコなんかの賭けごととはしませんからということだけは申し上げておきましたけれども、そういうことで、溝辺だけはちょっと覗いたことはあります。

○副委員長（塩井川幸生君）

ほかの御三方はいかがですか。私もパチンコも賭け事も何もしないんですが、これは一番住民本意ですので、そこをよく調べられておられるのかお聞かせください。

○宮内地区副自治公民館長（永重敏郎君）

溝辺の場合は行ったことがございます。その中で以前、加世田ですか、できているのが。そこら辺りに友達なんかも、午前中向こうに走って行って、昼からここ溝辺に来るんだよというような形で、競輪とボートとされる方は何人か知っていますし、それと現状の中で、鹿児島天文館それから志布志、加世田、聞くところによると集客数が3割から4割減っているというようなことで、それなら全国で困ったやつを今度はこっちにまた持ってくるのかと。財政的にあるいはまちづくりの中で、行政側として誘致をするのか、あるいは地域住民として公民館としてということを考えまして、やはり今すべきことは何かというようなことで、把握をしながらですね。それと、宝くじもそういうことで勧銀していたのを郵便局あたりで販売を何年もやってきましたし、250cc以下の強制保険も掛け方からいろんな手続き関係からやる。造ってはいいいんですが、後未来じゃ防犯にしる全部そういう形になってるもんですから、自治会でもつあるいは校区でもつという形の中で、後管理、維持管理、壊れてそのままとかですね。造るのはいいんですけど、誘致をするのはいいんですけど、やはりそこは慎重に進めて行って、あと維持管理面まで考えていかないといけないと。そして後世に残していかないといけないということでしょうから、そういうことを考えまして、ボートの関係は校区としても、宮内地区としては反対ということで申し述べました。

○宮内地区副自治公民館長（池田 穰君）

私も若いころは大分、パチンコやらパチスロやらやりまして、ちょっと大きな体験をしまして、それから一切触っておりません。これはもう、私の過去を振り返りますと、ぼろが出てきますけれども。溝辺を見せていただきました。私なりの目的を持って見に行きましたけども、溝辺があれを誘致したのは、やむを得なかったのかなと。そしてまた、場所も適切な場所を選んだなど。小中学生・高校生が近づける雰囲気ではないです、場所的にも。だから、あれはあれでやむを得なかったのかなと思います。ただ、私どものこのニシムタの場合ですと、全く条件が、交通渋滞のみならず、青少年のその問題の件。それから不審者が発生して、お巡りさんも走り回ってらっしゃるようですけども、そういったことから考えますと、どう見ても適切な場所ではないと。何で敷根の辺りが誘致をしているのに、あっちへ持っていないのかなと。そして、皆さんがいろいろ私の周辺で話されるのは、「ニシムタであれば、そのまま大した投資もせんじ、でくっでやな」と。「ほんたあ、敷根の辺にもっていけば、投資も大変やろでやなあ」と。「結局、わが利益を考えている。それしかないんじゃないの」と。「署名運動をせんでよかとけ」というようなことも、私の耳には入ってまいりました。「それは陳情書も出したんだから、ちょっとそれは言わんでおってください」と。特に婦人会の、昔の婦人会の大物の方たちから、ちょっとそういうことを耳打ちされまして、ちょっとストップをかけております。

○宮内地区副自治公民館長（竹内 宏君）

私はそういうところに行ったことがないんで分かりませんが、パチンコもしたことありません。そういう施設も見に行ったことはありません。しかし、青少年問題とか交通渋滞とか、そういうことを考えると、絶対に持ってきてもらいたくないなというのが本音です。

○委員（脇元 操君）

各自治会長さん方に1点だけお伺いいたします。このミニボート、霧島の設置場所、この周辺にはパチンコ屋がありますね。この辺の感想をお一人方、聞かせてもらえませんか。

○宮内地区自治公民館長（徳永昭男君）

パチンコとこのミニボートというのを比較してみても、今までこういうボートの舟券売り場といのは近くにないもんですから、だからパチンコと比較してみても、私どもちょっとこう、頭に浮かんでこないんですが、パチンコ屋は最近、騒音防止等で非常に厳しくなっておるようでございまして、余り学校周辺に造っても問題はないというようなこと等の話は伺っておりますけれども、舟券売り場というのは二百何十台の車が入りをするということでございまして、みんな恐らくパチンコとボートとの比較というのはできっこないと思います。まず、近くにないですから。もし何かあって、事が起きれば、やはり議員さん、それと行政というのが、何でそういうことを事前にくれんかっちゃうかい、というようなこと等は出てくると思いますよ。私どももですけども、こういう事業なんていうのは、素人ですから私どもは。向こうさんはプロですよ。だけれども、そこをどう平和がどうあるかということを通じて、回答しなさいと試してみても、我々は今までそういう経験がないわけですから、パチンコは日頃もう、戦後パチンコははやってきました、いろいろやってきましたけど、最近パチンコも非常に何というか、紳士的になっておるようです。余りトラブルも起こっていないようですけれども、このボートなんていうのは初めてのケースですから、ちょっと分かりっこないと思うんです。だから特に不安があると、私は思います。だから、パチンコとはちょっと比較しがたいと、私はそう思っております。

○宮内地区副自治公民館長（池田 穰君）

パチンコ屋さんには、お互い何十年も慣れており、これはお互い余り反応しなくなっている部分もあると思います。それから、おっしゃるその、あの周辺のパチンコ屋ですが、あれは全部裏道になりますよね。幹線道路じゃないですよ。幹線道路に掛かりますけど、裏に抜けられるように道がいっぱいありますよね。二つありますけど、二つともですね。だから、そば屋の前辺りのあのパチンコ屋にしても、あそこの外に出てくる数というのは、そんなに多さを感じません。恐らく、混んでいるときには、裏のほうに走るんじゃないかと思えます。それが、今度のニシムタの場合は、どっちへ出て幹線道路ですよ。全然条件が違うんじゃないかと思えます。

○宮内地区副自治公民館長（永重敏郎君）

パチンコももう何年もやりませんし、現状がどうなっているか分かりません。潰れたところもあるみたいですし、1市6町いろんな所でパチンコ屋さんは見えています。競艇の場合は、テレビで南明奈さんが「ボートレース！」と言われる宣伝、そういうのは見ますけれども、全然中身は知りません。

○宮内地区副自治公民館長（竹内 宏君）

私もパチンコとかしたことがないんで、全然分かりません、そういうことは。

○委員長（常盤信一君）

はい。質疑はほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情者に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時02分」

「再開 午前10時10分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先日の委員会協議におきまして、陳情第1号に係る参考人の招致を決定しておりましたので、本日はまず、株式会社博友、代表取締役社長、田中順一氏に御出席をいただいております。この際、参考人に一言、御挨拶申し上げます。本日は大変お忙しい中を、本委員会のために御出席を賜りまして誠にありがとうございます。委員会を代表して御礼を申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べいただきますようお願いをいたします。次に、議事の順序等について申し上げます。まず、陳情第1号に対する御意見を簡潔に述べていただきまして、その後、

委員からの質疑にお答えをいただきたいと存じます。なお、御発言の際には挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して、起立して御発言していただきますようお願いを申し上げます。なお、参考人は、委員に対し質疑をすることができないようになっておりますので、あらかじめ御了承をいただきたいというふうに思います。それでは、御意見を求めたいと思います。

○株式会社博友 代表取締役社長（田中順一君）

皆様、本日はお呼びいただきましてありがとうございます。一応、今日来ました者の自己紹介を簡単にさせていただきますと思います。私、代表取締役社長、田中順一でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○株式会社博友 取締役会長（田中 実君）

私が、取締役会長の田中実と申します。よろしくお願いいたします。

○株式会社博友 企画開発課長（谷村俊彦君）

企画開発課長の谷村と申します。よろしくお願いいたします。

○株式会社博友 事業企画課長（篠原義勝君）

事業企画課長の篠原と申します。よろしくお願いいたします。

○株式会社博友 代表取締役社長（田中順一君）

以上、4名をもちましてまいりました。私どものほうから簡単に、この今日持ってきました資料を中心にまず、この事業の概略、問題点等をお伝えしたいと思います。まずこの会社についてですけれども、前段の挨拶といたしまして、私ども株式会社博友は、平成3年に操業しております。約20年の会社でございます。ボート事業のほかは警備事業、人材派遣事業、不動産事業、飲食事業と多岐にわたってやっております。なお警備事業に係りましては60社程度と今契約をしまして、交通誘導警備等を中心をやっておりますが、串木野の石油備蓄基地の警戒警備、これも国からの依頼で私どもが今やっているものでございます。ですから、警備関係は得意中の得意ということでございまして、やっている事業でございます。なお、ボート事業でございますが、皆さん御承知のとおり、私ども南さつま市の金峰、鹿児島市の天文館、志布志市のオラレ志布志、薩摩川内のミニボートピアさつま川内と、地図をイメージしていただければ分かりますが、本当に空白地帯が今この霧島なんです。この霧島という土地に対しまして、私ども以前よりファンから強い要望を承ってきました。ただ、私どもが鹿児島市天文館の第1の都市の後に、第2の霧島市に行きたいという意向があったんですけれども、下調べ、調査をしまして、非常に厳しい、理解が厳しいのではないかとということで、外を埋める上で志布志、薩摩川内と経験と実績を持ち、ありとあらゆる万全を期して、会社としてこの度、進出の意向を決定したと。万感の思いで霧島市に進出してきたということでございます。本日、今から説明いたしますけれども、この資料をよく御理解願いたく存じ上げますので、よろしくお願いいたします。それでは資料に従って説明いたしますが、会社証明と役員略歴についてはこちらにおける谷村、事業概要等々につきましては会長の田中より説明させていただきます。

○株式会社博友 企画開発課長（谷村俊彦君）

それでは、資料の2枚目に登記簿謄本の写しがございます。今、弊社の社長が申しましたとおり、平成3年の設立でございます。資本金1,000万円。詳しくは後ほど御覧いただければと思います。次に、1枚紙で役員の略歴書がございます。こちらをちょっと抜粋して読ませていただきます。1、代表取締役社長、田中順一、昭和39年生まれの48歳。学歴、平成元年、中央大学文学部卒業。職歴、平成元年4月、福山証券株式会社入社、同年8月、日本債券信用銀行派遣、最後に平成10年9月、株式会社博友代表取締役社長就任、現在に至っております。二人目、取締役会長、田中実、昭和12年生まれ75歳。学歴、昭和31年3月、甲南高校卒業。職歴、昭和32年、鹿児島県警察入署、捜査第一課、同第二課、警察大学特別捜査研究所を経て、昭和61年9月、志布志警察署長就任。平成元年3月に辞職（警視正）、ずっといきまして平成10年9月、株式会社博友取締役会長就任、現在に至っております。平成20年6月には、鹿児島県内の公営競技場外発券場防犯協議会という任意団体の会長を務めて、現在に至っております。平成23年10月には、公益財団法人鹿児島県防犯協会の理事に就任して、これは伊藤

鹿児島県知事が理事長をしている団体でございまして、その理事に就任して現在に至っております。その他、昭和57年12月、警察大学特別捜査研究所在籍中に、捜査学の書籍を共同執筆、立花書房より出版。平成21年11月、叙勲（瑞宝双光章）を受けております。三人目、取締役田中秀樹、昭和41年生まれの46歳。学歴、平成5年3月、鹿児島大学医学部卒業。職歴、平成5年4月、鹿児島大学医学部第2内科入局、現在に至っております。現在は、国立鹿児島医療センターに心臓の専門医として就業している状況でございます。以上でございます

○株式会社博友 取締役会長（田中 実君）

私のほうからは、ミニボートピア設置説明要旨という簡略したのをお渡ししておりますので、これに基づいて簡単に説明申し上げます。まず、法（モーターボート競走法）制定の背景ですが、このモーターボート競争法は昭和26年にできまして、27年から施行されております。敗戦という非常に、1,945年の敗戦による混乱、疲弊の中にあつて、戦災復興、産業の復興及び技術向上を目的としてモーターボート競走法が設立しました。その前の昭和23年に競馬法、それから自転車競走法、これらができまして、そして競馬法におきましては通産大臣の下で、国の収益になるというようなことで、国は通産大臣の下の競馬だけです。あとは地方自治体の財源になります。そういうことで、敗戦後の財源をどうするかということで設立されたのがこの法律であり、この業種でございますので、その辺を御理解していただきたい。この頃にパチンコも生まれたんですが、これは後ほど説明を申し上げますが、まずそういうことでできたということをお理解していただきたい。法の精神ですけれども、まず趣旨が利益追求型ではなくて、地方財源をどう確保するかという大きな命題の下に、これがなされたということ。それから、その財源を使って、公益増進、事業の振興というところをテーマにして、この財源を使うんですよというようなことで、あくまでも公益目的に財源確保と。つまり、地方自治体の財政改善に寄与するというのが趣旨でございます。それから収益金の使途、2番目ですが、これは社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興、その他住民福祉の増進の経費の財源にするんだというようなことで、使途金まで法律の中でちゃんとうたってございます。それからもう一つが、競争場内の取り締まり。結局、競争場というのは、秩序を維持しなさいと。そして、競争の安全と公正の確保、犯罪・不正の防止、場内の品位と衛星の保持ということであつております。4番目が未成年者の排除で、舟券の購入又は譲り受け禁止というのが法の主な精神でございます。次に、設置の目的ですけれども、民間事業者、施行者、地元自治体、地域住民、競艇中央団体という大きな団体をお示ししまして、まず新事業の展開と。民間事業者は、空き店舗及び遊休地を活用しなさいと。そして、このボートピアを造りなさいということです。そして、地方自治体は協力はするが、その代わりに環境整備費というのをいただきなさいと。大体売上げ1%の環境整備費をいただくと。それから、地域住民については、地域の活性化のために雇用の機会を拡充しましょうと。それから社会環境の整備を、これは民間事業者が受益又は施行者が利益の中から地域住民の中に還元するということでございます。競艇中央団体というのは、ファンサービス、社会貢献の拡大。日本財団というのがございますが、これを我々の売上げから何%かを中央にやって、そしてらい病患者の撲滅とか、それから皆様が御存知の福祉事業の配置とか、こういうのをやっております。それから施行者は、売上げの向上、公共事業の拡大ということで、設置の目的をそれぞれ定めましてボートピアを設置するんですよということになっております。次が、4番目ですけれども、設置に至る手続なんです。これ今手続き中で、皆さんにここで説明するのも手続き中の一つでございまして、まず地元調整がとれているかということなんです。それは、設置場所自治会等の同意。結局、駅前4自治会の同意書、これが必要とします。それで24年5月21日にこれを取りました。その他、いっぱい宮内地区はあるんですが、設置する場所だけでいいと。そのあと、いっぱいあるんですけども、それは議会が反対するか反対しないかという面の押さえ方は議会にさせていただいて、部分の押さえ方は我々ですと、同意という形ですね。そういう形で駅前4自治会だけの同意ということになっています。それで、宮内地区において、「おいどんがとこへ、説明にこんかった」と言う人がいっぱいおるんですけども、これをやるともう無限に広がって行って、どこで線を引くかということが問題なもんですから、我々として

は駅前4自治会の同意と。これは、国土交通省が示した指針でございます。そこで、隼人駅前通り会の同意、それからあとサンシティ通り会の同意、これは通り会ですので、この人たちの意向も聞こうということで、あくまでも駅前4自治会に面する通り会ということで、同意をいただいております。それから、次の段階が市町村長の同意。これを平成25年1月30日付けで、現霧島市長の前田終止様の同意方の申請をしております。なぜ24年の5月に同意をとって、1年数箇月おいたかといいますと、恐らく反対意見も出るだろうと。反対意見の担当を谷村にして、いろんな人の意見を聞きながら、半年くらい調整をしたほうがいいんじゃないかというようなことで、おいてですね、そして平成25年1月30日に市長様に同意申請をしたということで、ここに時間の空白があるということは、あくまでも地元同意についてのいろんな疑問点、反対意見があるだろうということで調整期間を長くおいたという結果でございます。次は、霧島警察署との警察協議です。これはまだ仮定ですけれども、前田終止様からもし同意をいただければ、その次に大きな問題が霧島警察署との警察協議です。この警察協議というのは、防犯の問題、少年の問題、暴力団犯罪の問題、風俗の問題、交通それから社会への影響並びに警察OBの配置、総合警備と取締、こういう各種治安問題を警察協議で行います。そして、これは全て警察協議に基づいた運営でございます。恐らく数箇月かかるわけですね。これだけの課題を、現場と見合わせて交通整理をどうするかということでやりますので、これが大きな協議になります。地元調整が取れていることと警察協議をそろえて国土交通省に許可申請を出します。国土交通省は、その許可の申請の内容を見て、「これは地元と同意が取れている、警察協議も行われてる」と。これであれば、やらしていいのかということで、初めて許可申請が出ます。そして、我々は完全に、国土交通省の監督の下に入ります。そして、業務の休廃止、許可の取り消し、行政処分をもし営業中にあれば受けることになります。そして、法違反については、他の行政法規より厳しい罰則です。例えば、風俗営業法違反、飲み屋さんが違反した場合は、重くても最大2年なんです。ここは5年です。それだけ罰則も厳しく、行政としても厳しくなった監督の下で、我々が営業をします。すでに、天文館とか金峰とかさつま川内とか志布志でやっていますが、こういう監督の下に警備を中心にした事業をやっているということを御理解いただきたいと思います。それから5番目の売上金の配分ですが、ボートピア売上げの配分としまして、ここに払戻金、75%をお客さんに返しますよということを書いてございます。そして、残りの25%はどういう配分にするかといいますと、法定交納付金（公営企業金融公庫・日本財団・モーターボート競走会）ということで5.8%持っていきます。公営企業金融公庫というのがありますが、これは売上げの1.1%なんですけれども、これは地方自治体がお金を借りるときに、例えば霧島市がお金を借りるときに申請しますと、ここが利息の補填をします。そういうところで、公のために使います。それから日本財団はらい病や結核など、いろんな問題について寄附して、それでやっていくということでございます。それから地方自治体ですけれども、環境整備協力費として1%配分します。例えば1%は霧島市が、全く投資なくしていただけますよと。それから、我々の立場でいきますと開催経費。これが大体15.2%。それから開催施行者ですね、芦屋であり大村でありが3.0%と。しかし現実には、開催施行者の3%が1.5%です。今、売上げが低いものですから。そして、地元自治体は大体1%いきますから、開催施行者と地元自治体で大体同じぐらいの比率でもらっていますので、開催施行者が3%、苦勞して施行者もするんですけれども、しかし地方自治体と大体同じぐらい配分されるということで御理解ください。それから、パチンコと若干比較しますけれども、パチンコは風俗営業法取締の法律がありますが、パチンコは何%返しなさいという決まりは全くございません。だから、現実には20%か30%、現実において「出したぞ」という時に、これはうわさ話ですけれども40%くらい。だから、常に20%平均の返還しかしていないと。我々の事業は75%返還していると。しかも我々は、利益というのはほとんど公益事業に使うほうに回しますけれども、パチンコは全く自分たちの財産になっていくということで、大きな差異がここにあります。次に、6番目の運営体制ですけれども、運営体制は地元自治体、これが民間事業である我々に設置承、同意をくれるということは、設置していいですよと。そして、土地の確保をして、地権者と交渉する、地元の同意を取る、施設建設をする、施設の管理運営をするのというのが我々の民間企業でございます。それで、相当な

借入金もやります。そして設置すると。それから施行者、これは大村競艇とか芦屋競艇になりますが、これは環境整備協力費、先ほど1%と言いましたが、これをやりましょうと。そして、施行者がボートピア運営、投票関連設備の設置・保守、ボートピアの秩序維持をやりますが、全てこれを民間に委託されますので、施行者がする分も民間企業がやるというふうに御理解ください。その代わりに賃貸借契約書を施行者と交わすと。ボートレース振興会は支援協力をしていくと、施行者にも民間協力にいくという運営体制でございまして、このボートレース振興会を直接指揮しているのは国土交通省なんです。それで、国土交通省は我々にも指導するし、施行者にもします。がんじがらめの監督の下で、我々は仕事をしていくというのが運営体制だと理解してください。それから、7番目の地元への効果ですけども、ここにいる書いてございますが、活性化のためにいろんな飲食代とか交通費、ガソリン代、こういうものが地元落ちるんじゃないか。それから雇用もできるんじゃないかということで、経済的な波及効果が期待できると。そして、地元自治体に施行者から支払われる環境整備協力費によって、地元の教育・福祉・生活環境等の向上を図ることができると思われますと。それから、雇用機会の拡充。これは、ボートピアには窓口業務をはじめ警備、清掃等多数の人材を必要とします。規模にもよりますが、一般的には我々はここは15~20名を採用する予定でございまして。それで、あくまでも地元優先の採用になります。それから、社会環境の整備。開設に当たっては、地元警察署との協議・指導により、責任を持って対応しますので、交通・ごみの問題・風紀の問題・防犯問題の全てを配慮してやるということで、社会環境の整備にも貢献したいと。問題点としては、交通の問題があるので、交通整理員を配置することによって、違法駐車や歩行者等の安全確保に努めると。それから、ごみの処理費ですね。ごみの処理も、必ず周辺道路を清掃員が巡回します。さつま川内に行ってみても、どこに行ってみても皆様方、聞いてもらえれば分かりますが、前よりもきれいになったという、周辺がですね。そういう言葉をいただいております。それから、風紀・防犯問題です。場内を警備員が巡回して、トラブルを未然に防止します。未成年者の入場を拒否します。暴力団関係者を排除と。普通は、暴力団が場内に入ってきて、暴力団が犯罪を犯したときに初めて排除をしますが、我々は、暴力団員であるということで排除します。相手は文句を言いますが、何箇所かそれで警察OBがいて、あいつは暴力団だと知っているもんですから、そういう人たちに「君たちは来るところじゃないよ」ということで、何もしなくても排除して、そして一番最初にそのしつけをして来れなくするというところでやっておりますので、事件が発生してからではなくて、暴力団の組員であるということの面識をもって刑事が排除するというので、非常に、あっちから言わせると、「何もせんのに、なんごつか」ということですが、そこまで徹底して、我々は4か所の実績を作ってきているということで、常に警察との綿密な連絡、警察も来ます、立ち寄ります。連携しながら秩序の維持をやっているということでございまして。最後の8番目に当社の方針ですけれども、ここはニシムタの跡地でございまして。大体1日に200名から250名、滞留者が150名、駐車場が150台くらいだと思ってください。施設の1階を使いますので、ということを考えております。それから、通り会の皆様の要望によって、通り会の皆様がコミュニティスペースが欲しいということで、通り会事務所を設置して、商店街の定例会議とか行事、そういうものに私たちの事務所を使っていただくということで案もできております。そういうことで、通り会の人たちの便宜に、事務所の一部を使っていただくという計画をしております。それから、これは最後に、平成25年5月26日の読売新聞2面にも、政府が「シャッター商店街」解消を図るべく「解消への特区設立」及び「空き店舗貸し出し税制優遇」ということで、資料の最後を見れば分かりますが、これが5月26日の「シャッター商店街解消へ特区」、「空き店舗貸し出し税制優遇」ということで、政府が空き店舗対策に出ているということでございまして。そのようなことで、我々としてはニシムタ跡地を、とにかく経営の秩序維持、収益金の一部を地元還元すると。安心安全のために地域貢献というのを今、やってきておりますので、この実績をさらに生かして中心市街地の活性化に努力したいということでございまして。既に、ニシムタ空き店舗付近にございまして、反対側の空き店舗の二、三の業者が、「あんたたちがやれば、喫茶店をしたい」と。それから「食堂をしたい」という2名の業者等がですね、申し込みも受けておりますけれども、まだその段階にあらずというこ

とで説明をしておりますが、周辺の商店街にも好影響を与えるんじゃないかというようなことでございます。以上が、ミニポート設置の要旨でございます。

○株式会社博友 企画開発課長（谷村俊彦君）

その他について、簡単に概略を御説明いたします。まず、ボートレース事業による収益の使途というのをまとめております。これは、資料を開いて1ページ目です。日本財団による事業ということで、皆さん御存知だと思うんですが、霧島市牧園町にもB&G（ブルーシー・アンド・グリーンランド財団）の体育館及びプールがございます。そういった事業や、あと公益・ボランティア及び海洋関係で、鹿児島県関係でもこの1ページから2ページに書いてある事業等の補助をしております。それと、3番目ですが、地図も載っていますけれども福祉車両の配備の助成金をしてしております。それについては3ページ目の上から4番目ですね、2011年1月7日現在なんですけど、霧島市に41台、5,828万円の助成をしているということでございます。4ページには国際貢献、最後の5ページには東日本大震災の支援、それから地方公営企業等金融機構への納付金、先ほどの会長の説明にもありましたが、そういったものを記載しております。それから、こちらですね、「ミニポートピア等、建設設置と犯罪発生等社会問題との関連について」。こちらは、私どもが現在、県内で4か所を運営に携わっております。その4か所について、独自で警察の見地、それから市・行政からの見地、地元自治会等の見地、これを独自でまとめております。先ほど言った4か所の経験、何も問題なくやっているということをごらんに説明させていただいております。最後に、もう一部、これは空き店舗の問題。実際、私どもが今借用していますニシムタの跡地ですが、先日、青少年に荒らされたという事案がございまして、それをまとめたものでございます。これは市の企画部のほうにも、同じ文書で報告はしております、御覧ください。こういうことがないためにも、青少年問題を抑制するためにもですね、空き店舗対策をやっていくかといけないと思っている次第です。以上でございます。

○委員長（常盤信一君）

ありがとうございました。以上で、参考人からの意見の開陳は終わりました。これより参考人に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（下深迫孝二君）

この略歴もを見せていただいて、しっかりした内容の会社をされているんだなということも今、思ったわけですがけれども、実は今、反対の方々がお見えになって、陳情書の説明をお受けしたところなんです。そうしますと、宮内地区を挙げて反対という御説明をいただきました。特に、反対の理由とおっしゃるのが、交通渋滞のことを取り上げておられました。見次のちょうど交差点の近くですので、非常に交通渋滞が起きるのかなということも懸念もしたわけでございますけれども、なぜ単人でなければいけなかったのかなと。例えば、国道10号沿いにパチンコ屋さんの潰れたような跡、駐車場も広く持ってらっしゃいますよね。そういう場所を考えられたら、もっと違ったのかなという気がしながら今、話を聞いていたわけですが、敷根あたりにおいては、前回誘致をしたいという陳情も来ておりましたが、あその場合は建物もない、何もないということで、設置をされる方々にとっても経費が相当いるのかなと。だけれども、10号線沿いなんかにあるパチンコ屋さんの潰れた跡ですね、ああいうところであれば建物もあるわけですから、経費も掛からない、駐車場もたくさん持っておられる。そして、今言ったように、反対運動も起きていないんじゃないかというような気もするんですけども、今の現状の場所を設置に決められたという経緯を、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○株式会社博友 代表取締役社長（田中順一君）

今、全国の公営競技というものの、特に競艇ですが、郊外型の要は事業体、例えば鹿児島で言うと、私どものやっている南さつま市のボートピア金峰などの郊外型の収益採算が、全く採れません。それで、大規模開発をして、そこに建物を建ててやるという時代が、終焉に向かっていっていると。その中で、中央が指導しているのが、都市型がほとんど成功しております。それはどういうことかと言うと、まちが今、人がどんどんまちの中心市街から離れていくと。その中心市街の空き店舗を有効活用することによって、確かに設置には地元の方々の同意が難しい点はあるだろうが、そういうところ

に、人がより集まりそうな所、そして集まらなくなった所という同一の条件を満たす空き店舗に入ることによって、そこに人が集まり、「集」集めて「散」散らせるということによって、まちの活性、そして会社としても事業体としても収益効果があるのではないかということで、なるべく郊外よりも都市型のというものを皆さん、県外のいろんな業者さんも見つけて今、それに臨んでいると。確かに私どもも、パチンコ店の跡地とか、そちらのほうが同意の問題とかが楽なので、それは考えましたが、それであれば思い切ってチャレンジしてみようと。それと、先ほども申しましたとおり、私どもはここが初めてであれば、非常に難しいというのは分かっています。今でも難しいというのは分かっているんですけども、これだけの経験と実績、データを持って地元の方々に説明すれば、御理解いただけるものと信じてですね、この都市型へのまちの活性化の一端を担おうという趣旨の下で、ニシムタさんのあの、ちょうどあそこが空いていましたので、ここに入れることによってまたまちの景色が変わるんだと思ひまして、チャレンジしてみたという次第でございます。

○株式会社博友 取締役会長（田中 実君）

ちょっと補足説明しますと、あその場所は、ニシムタさんがあるときも交通渋滞したと思うんですよね。それよりも我々のほうは客が少ないということ。それから、国道筋は全てシャットアウトします。そして県道だけの、焼き肉店のあそこのほうだけを出入りさせます。そして警備員を2名立てて、信号まで大体100mくらいありますので、その間に出し入れして、大体150台を15分から20分でさばきます。来るときは皆、ちんたら来るんですけども、終わった時の5時には大体20分くらいではかせるという技術を持っておりますので。しかし、国道筋は絶対シャットアウト。ただ、歩行者・自転車のみ入れるということで、お客さんはニシムタ店よりも少ないと思っていますので、だからニシムタ店がある時も渋滞したと思うんです。そこも兼ねてあそこを選定したというふうに御理解いただければと思います。

○委員（下深迫孝二君）

今、反対陳情に来られた方たちからですね、やはり一番懸念があったのが交通渋滞の問題。それと、また青少年の健全育成の点からということを強調もされておったわけですけども、御社のお話を聞きますと、そこら辺の警備はきちっとして、今まで造っておられるところも何も問題ないというようなお話も聞いたわけですけども、宮内地区の皆さん方は全体を挙げて、まあ90%ぐらいですか、地域の自治会長さん方、44あるうちの34は反対と。そして何名かが出席をされていない、意思表示をはっきりされていないというような説明を受けたわけです。ですから、まずそこからこういう協議を持たれてされない、幾ら我々議会がいいですよと申し上げても、地元の方たちが強固な反対をされるのではないかという気が今、しておるんですけども、地元で再度そういう説明会等をされるような計画はないのかどうかお聴きします。

○株式会社博友 取締役会長（田中 実君）

非常に御指摘のとおりなんです。ですから我々は、館長さんのところに行って、説明させていただきと言ったんですが、なかなかですね受け入れてもらえずに、それで説明会をすることのチャンスを与えていただけませんでした。それから、「それなら各43の自治会長さんのところを回らせてください」というようなことを言いましたけれども、非常に無視されたような形でしたが、我々としてはその後、回りました、みんな。そして、口頭で説明して回りまして、「どうして、みんな反対になったんですか」と聴きますと、苦笑いする人がおったりしましたけれど、私の感じでは、総意がこれ、みんな盛り上げて反対するぞというのではなくて、誰かが音頭をとって、そして反対の方向に導いたという感じが無きにしも非ずです。当たってないかもしれませんが。みんな回った結果がですね。それで、ああそういうことだったのかというようなふうで、「我々は反対はないんだ」と、「しかし、いつの間にかそういう雰囲気になったから、我々としては今さらどうしようもできません」という、そういう感じを受けております。ですから、今御指摘のように、説明会をしようと思っても受け入れてもらえないと。それと、7か月の余裕をおいたんです。そして、これはあまり説明を広げすぎると、今度はそのために議会があるわけですから、またこれがまとまらないということになると問題があると。

例えば天文館がそうなんです、天文館は千日町という通り会でまとめたんです。千日町の地域です。そして、ある人が入って、反対しようということで山之口町やらどこやらみんな入って反対者が、ある先導者が入ったけども、あそこは「千日町の自治会でしたのに、我々は反対しない」と。「あそこの独自の考えなのに、何で我々がしないといけないのか」ということで、誰も反対していなかったところが、たまたま右翼の人を頼んだんでしょね。右翼が反対の陳情をしまして、そして報道がおっかけたんですけども行方不明ということで、天文館の場合はそうでした。だから、今度の場合も全てそうとは言いませんが、7か月の期間を置いているときに、いろんなことが来るだろうというようなことで待っていたんですけども、なくて、そして急にこういう陳情が出たということで、説明をしたいと申し上げましたけれども、拒否されたという経緯がございますので御理解ください。

○株式会社博友 代表取締役社長（田中順一君）

また補足いたします。先ほど、うちのニシムタでちょっと被害があったと言いましたが、この写真を見ていただけたら分かるんですが、ひどい状態です。中はボロボロ、もう壊されて放火まで、放火の跡まであります。先ほどの空き店舗における建物の侵入というところに写真が付いております。要は、私どもがやらなくても、こんなことになっているわけなんです。そういうことがあるので、私どもがこういうところに入れば、最新の365日の24時間の監視カメラ体制、機械警備。営業中は完全な警備体制、絶対に安心安全でございます。ですから、青少年の問題というのは、私どもの事業が出てきたから青少年の問題が起こることではなくて、実際ある問題です。それに対して、私どもが毅然としてきちっと運営することにより、かえって外にも死角がない監視カメラを置きますので。志布志でもアピアというショッピングモール、志布志市が持っている、駐車場とかまわりでいろんなことがあったんですが、我々が監視カメラを付けていることから、警備員も立っていることから一切なくなったという事案もあります。それと、交通問題ですが、ここの中の図面でもあるように国道沿いをシャットアウトするということは、その国道沿いに対するアクセスはないわけですので、いわゆる焼き肉のなべしまさんがある県道のところからのアクセスと考えていますから、交通問題も仮の打診として警察にも相談していますが、これであれば問題ないだろうというお墨付きをもらっています。ですから、こういう話を宮内地区の方々と話したい、説明したいと思っただけなんですけれども、なかなか請け負ってもらえない。初めから拒否。何があろうとも拒否という、何か妙な意図があるのか、「聞いてから判断しようよ」という言葉を言っただけない悔しさがございます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

○委員長（脇元 敬君）

先ほどの国道側のシャットアウトの話ですけど、これは歩行者も入れないという状況であるというふな、「歩行者と自転車だけ入れます」歩行者と自転車は入れるんですね。はい、分かりました。それでは、先ほどのポートピアの売上げの配分についての、地元自治体に環境整備協力費という形で1%いきますよという御説明がありましたが、県内のほかの自治体、志布志市とかですね、どれぐらいの金額がいつているものか、もし分かったら教えてください。

○株式会社博友 事業開発課長（谷村俊彦君）

ポートピア金峰、南さつま市には平均して0.9%、発売形態によって0.8と1.0と分かれていますので、大体平均しますと0.9%弱と0.8%に限りなく近い数字がいつております。売上げに対する比率です。金額は現在、年間2,200万円から2,400万円ぐらいです。鹿児島市のミニポートピア天文館ですが、ここは売上げに対して0.8%の環境整備費が施行者からいつています。金額にしますと、ここは1,500万円くらいから1,600万円相当に当たります。それからミニポートピアさつま川内、これは薩摩川内市に対して同じく売上げの0.8%がいつております。金額にすると600万円弱ぐらいの金額でございます。あと、オラレ志布志、志布志市ですね。こちらの場合は形態が行政が主導して運営しておりますので、売上げの約3%から4%が志布志市に入るということでございます。金額にしますと2,800万円か3,200万円ぐらいの金額だと思います。すみません、ちょっと曖昧な数字でございますが、以上です。

○委員（植山利博君）

今、自治体への支援金というか協力金ですか、この話が出たからお尋ねをしますけれども、これで見れば、平均の売上げが大体想像がつくわけですからけれども、南さつま市が8年、天文館が4年ぐらいですか、それからあと2年とかなっているわけですからけれども、売上げの推移はどのようになっていますか。それぞれもしお示しができれば、金峰の8年間の売上げの推移、それぞれの売上げの推移を、できるものであればお示しをいただきたいと思います。

○株式会社博友 代表取締役社長（田中順一君）

これは全国の、レジャー白書なんかにも載っている数字なんですが、ピーク時の平成元年に近い時代ですね。例えば、中央競馬事業では約5兆円程度の売上げがありました。今、それが2兆4,000億円ぐらいです、半分ですね。全体像から言ったほうが分かると思うので、平成元年から5年ぐらいが大体ピーク時なんですけれども、いわゆるバブルが終わった頃では競艇が2兆4,000億円です、ピーク時が。今、約9,000億円くらい。3分の1になっています。競輪は最高が1兆8,000億円くらいで、今は約6,000億円です。それも3分の1以下になっていると。オート・地方競馬というのは見るに堪えない落ち方です。パチンコ業界でもピーク時に30兆円と言われたものが、今は18兆円です。このように、ずっと右肩下がりです。ですから、具体的に言いますと、金峰であればオープン時の平成16年は2,000万円程度でした。それが今は800万円です。一日の売上げですね。ただ、開催日数が違ったり、実は昔のボート事業というのは昼しかやっていませんでした。今は365日、夜までもやっていますから、レース販売時間はものすごく長くなっているということです。天文館は、実を言いますとずっと変わりません、都市型は。1日当たり600万円の売上げです。あと、志布志とさつま川内は大体1日当たり200万円です。志布志とさつま川内は、オープンしてから落ちています。落ちていますが、250万円が200万円になったと。ですから、全国で顕著なる例が、都市型だけが好調で、これ全業種です。あとの郊外型は、全て年々落ちていっている。ですから、例えば霧島市にサテライトみぞべさんがあります。もし私どもが出て、みぞべさんの売上げが落ちたとしたら、それは我々のせいではありません。自然に競輪事業が落ちているということです。共存している天文館、私どもの後にみぞべさんができましたが、天文館の売上げは1円も落ちておりません。さつま川内は、薩摩川内市に結構大きな施設が、競輪さんが出てきましたが、うちの売上げは1円も落ちておりません。落ちる要因があるとすれば、独自の業種が、毎年6%から10%ずつ落ちてきているという経済情勢によるものと考えられます。

○委員（植山利博君）

先ほど、1日の来場者数の試算がされておりましたけれども、売上げをどのように試算されておりますか。ニシムタ跡地にオープンされて。年商でも、1日の売上げでも結構ですから。

○株式会社博友 事業開発課長（谷村俊彦君）

今、予定しているのが、霧島市に出した資料で、1日平均で250万円。年間350日開催の場合で、8億7,500万円と計算して、予定しております。

○委員（植山利博君）

ちょっと確認をさせていただきたいんですけど、先ほど駅前4自治会と、直近の地元がという説明でした。そこの理解が得られていると。先ほどの陳情の中では、地元は駅前5自治会というふうに説明があったんですけど、どっちが正しいですか。

○株式会社博友 代表取締役社長（田中順一君）

駅前4自治会です。

○委員（植山利博君）

先ほどの陳情説明では、地元の設置場所は駅前5自治会だということで、自治会長さんのお名前まで出たんですけど、間違いはないですか。

○株式会社博友 取締役会長（田中 実君）

駅前4自治会でございます。これは間違いございません。

○委員（植山利博君）

今、話がありましたように、宮内地区自治公民館の44自治会の中で、34自治会が反対だったということで説明を受けたわけです。そのうち6自治会は欠席だったと。それで、あとの4自治会については、不明だと。賛否が明確でないということでした。そこでお尋ねをしますけれども、今この資料の「ミニポートピア設置の説明要旨」の説明の中の2ページに、設置場所の自治会等の同意ということで、駅前4自治会の同意書、隼人駅前通り会の同意書、隼人サンシティ通り会の同意書というふうに記載があるわけですが、それは、それぞれの団体の機関決定がなされたという理解でよろしいですか。

○株式会社博友 取締役会長（田中 実君）

そのとおりでございます。全体の人たちの意向を聞いて、執行部全員でこれの賛否について討議して機関決定をしたというふうに御理解していただきたいと思います。

○委員（植山利博君）

私もサンシティ通り会の主催の説明会でしたかね、サンもありであったときに出席をさせていただきました。いろいろ説明を受けたわけですが、そのときにも感じたんですけども、私もサンシティ通り会の会員の一人でありまして、役員もしているつもりでいるんですけども、そのときに会長さんにもお話しはしたんですけども、通り会としての、こういう形で同意をするのであれば、機関決定が必要になるのではないかというふうにお話はさせていただいたんですが、その後ですね、サンシティ通り会の機関意思の決定をするような会議なり、役員会なりが開催されたことを承知していないものですから確認したんですけど、間違いないですか。

○株式会社博友 代表取締役社長（田中順一君）

私もその役員会を、一応議事録は持っているんですが、植山委員がおっしゃることは分かるんです。そのときにも、何かおっしゃっていましたよね。私もは、その役員会を実際聞いたり、我々が議事をまとめるわけではないので、そのときの通り会長さん、駅前通り会でもそうですけれども、皆さんに頼みに行って、ぜひ規約に基づいて決定していただきたいんですが。それで、私どもはそれを規約に基づいて決定したということを受け、これは間違いないと信じてやっているものでございまして、植山委員の言われるその部分、これは私どもで確認することはできませんでしたので、それで承知をしていると今、会長のほうから伝えさせていただきました。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございせんか。

○委員（宮本明彦君）

高城も含めてですね、ここに書いてありますから。駐車場の台数と1日当たりの入場者数というのが、そのデータがあれば教えていただきたいんですが。高城、金峰、天文館、志布志、さつま川内、隼人は150台ということですね。

○株式会社博友 事業開発課長（谷村俊彦君）

現在、南さつま市のポートピア金峰は来場者を1,000名と仮定しておりますので、842台を設けております。今の利用が300台ないくらいです、1日の利用は。天文館は、御存じのとおりございません。近隣の有料駐車場を利用させていただいています。さつま川内の場合は、有料席用で7台を確保しております。基本的に駐車場はありません。近隣の市営駐車場などを利用するようになっております。オラレ志布志については150台、市が持っているところを共用で、アピアと共用で利用させていただいています。

○委員（宮本明彦君）

1日当たりの利用者数というのを併せてお知らせください。宮崎県の高城は御存じありませんか。

○株式会社博友 代表取締役社長（田中順一君）

高城は、駐車場が1,000台程度です。金峰と全く同じ程度の施設でございます。利用もやはり300台。高城は、平成10年にオープンなんですけど、1日当たりの売上げがその当時は6,000万円です。今、700

万円です。10分の1ですね。そのような状態でございます。

○株式会社博友 取締役会長（田中 実君）

ピーク時からすると、ずっと落ちているんですね。これは、デフレ傾向がそのまま続いております。デフレと思っていただいて結構です。ですから、山から落ちて谷がまだ出てきていないんですよ。ですから、アベノミクスがどう効果があるか。ここから谷ができるのかどうか。ですから、デフレ状態が続いてこの状態だと、パチンコにしても全てですね。デフレ状態の中の売上げと。その中で都市型というのは、天文館はお客さんが多重なんです。いろんな種類の人が、旅行に来たり、それから仕事の出張で来たりして、ですから落ちないんです。固定客ではないから。そうすると金峰というのは、やはり固定客ですから、デフレ傾向がそのまま出てきていると。都市型というのはやはり、いろんな人が混在して来るからいいんじゃないかという国土交通省の指導でもあるわけです。そのように理解していただいたと思います。

○委員（宮本明彦君）

先ほど田中会長のほうが、「面の押さえ方は議会がする」というような御発言があったんですけれども、そのちょっと意味を、意図するところをちょっとお聞かせいただけますか。

○株式会社博友 取締役会長（田中 実君）

説明会を拡大していくと限りないんですよ。「おがとけは、こんかった」「わいがとけきて、ないごっよ」とか。だから、今度は全体の、これをどうするか、しないかというのは議会の皆さんがそれぞれいらっしゃるから、その人たちで反対していないことという条件が付いているんです。そういうこの全体の面としての、霧島市全体で議員の方がみんな出てきていますから、そこでその方々が議論して、「うんにゃ、こんたあ反対じゃ」と言われればもうできないわけですから。しかし、反対しないよと。地元が、駅前4が同意をしているから、という意味で申し上げました。

○株式会社博友 代表取締役社長（田中順一君）

補足説明しますと、なぜ当該自治会の同意を取りなさいというのは、国交省を通し、競艇振興会を通して、我々の民間業者が指導を受けた場所が駅前4自治会の同意書なんです。天文館であれば、我々が山之口町とか、あちこち同意を取っても要らない。千日町の同意を取りなさいという指導だったんです。実際、さつま川内もそうです。振興組合、太平橋通り1・2・3・4・5・6・7とかあるんですが、そこの5自治会の同意を取りなさいと。これはそういう指導であるんですね。今、会長が申しましたのは、いろんな地元の選出議員さんがいるのではないのでしょうか。そこの民意を吸い上げて、我々は業者として指導に基づいた地元同意を取って提出するわけであって、あとの声はその選出議員の皆様が民意を代表して、議会で面で決めていただければという意味で言っております。

○委員（宮本明彦君）

面で押さえてという意味ではなくて、面で決めてくれたらいいですよという意味ですね。[「はい」と言う声あり] もう一つ。駅前4自治会というお話があって、駅前4自治会だけの同意を取ればいいんですよと。そういう中で、この隼人駅前通り会、それと隼人サンシティ通り会の、ここはなぜその必要性があったのかということをお知らせください。

○株式会社博友 取締役会長（田中 実君）

駅前4というのは、通り会もあるんですね。自治会だけでいいんですけれども、なるだけこの中心の通り会から同意が得られたほうが、ベターなんです。例えば、天文館でも千日町なんです。千日町には商売をする通り会がありますので、これは夜は別な、千日町に住んでいない人たちも来るわけですね。そういうこと等で通り会はやはり関係あるのではないかとということで、「自治会等」ということもありますので、「等」というのを理解して、こういうふうにしたというふうにご理解ください。

○株式会社博友 代表取締役社長（田中順一君）

私どもは、その当該自治会というのはあるんですが、天文館もさつま川内も全部そうなんですけれども、我々も商売人です。通り会も商売人ですから、その自治会にある通り会は、必ず全箇所あいさつに行って、できれば一緒に商売なので仕事をやるに当たって、こういう留意点それと危惧する点は

ないですかと聴いて、そこで同意を取っているということ、慣習的にそれを「等」というところでもやりますが、いつも当該自治会と通り会というのはパッケージで取らせていただいているということ、

○委員（宮本明彦君）

通り会については、ちょっと詳しく分かっていないんですけども、隼人は二つで、それで完了ということ、よろしいのですか、関連するところとしては。

○株式会社博友 代表取締役社長（田中順一君）

ニシムタさんの敷地を中心とする駅前4自治会に、ちょうど二つの通り会が通っております。ですから、この二つの通り会しか面していない、入っていないものですから、その二つの同意を取らせていただいたということ、

○委員（植山利博君）

駐車場のことなんですけども、この4ページには駐車場約150台、駐輪場50台と。見込みが200名から250名で、滞留が150名程度という記載があるわけなんですけれども、現在のニシムタの駐車場は150台の収容はできないと思うんですけど、大丈夫ですか。

○株式会社博友 代表取締役社長（田中順一君）

また、線を引きなおして、軽自動車のスペースとか、ちょっと中身を変えまして、150台はとる予定でございます。

○委員（仮屋国治君）

設置場所の自治会等の同意の取得というのが、一つの焦点だろうと思っておりますけれども、先ほどからいろいろ議論がなされている、質疑がなされているところでもありますけれども、通り会等はいろいろ会議慣れをしてらっしゃいますので、それでも話を聞いていますと、なかなか機関決定が疑問視されているような話でございましたけれども、この駅前4自治会、ここも機関決定がされているかどうかの確認がとれているか、お知らせください。

○株式会社博友 取締役会長（田中 実君）

これは、役員会で役員7名だと思っておりますけれども、その方たちにも全て通知文を出しまして、そして7名が集まって議論して、こういう50世帯ぐらいですから、大体7割から8割は賛成していますというそういうのを受けて、7人の役員会があつて決めたという報告を受けております。

○株式会社博友 代表取締役社長（田中順一君）

これは、私ども国土交通省にも出さなきゃいけないものですから、当然、駅前4自治会の役員会議事録等々をいただいた上、今回の1月30日に霧島市にも申請しておりますし、これは最終的に国土交通省に出す書類でございますので、間違いのないものと。ここにも付けておりますから、間違いのないものと存じます。

○委員（植山利博君）

であれば、駅前通り会には私は承知をしておりますので、サンシティ通り会の承諾書というんですか、推薦書というんですか、それもきちとした書式で、国土交通省に出されるという理解でいいんですか。

○株式会社博友 代表取締役社長（田中順一君）

国土交通省は当該自治会のみでございます。

○委員長（脇元 敬君）

以前、「ボートピア設置の手順について」という競艇振興会の資料が少しありまして、この流れで言いますと、当然、競艇振興会のほうからは設置の協議をした上で、OKをもらっているというふうなことでよろしいですか。

○株式会社博友 代表取締役社長（田中順一君）

書面をもって、やっていいということで、やっています。それをもちまして、私どもは活動しているということ、間違いございません。

○委員長（脇元 敬君）

以前の敷根のものが、この推進会社のほうがうまくいっていないということで、ここがNOだというところで、もうこの審査がストップしたという状況があったものですから、その確認をさせていただきました。その上で、ずっと流れを見ていきますと、「誓約書を提出する」と。「誓約書を提出してから、1年以内に地元同意の取得をすること」ということで、「設置場所の自治会等の同意の取得、説明会の実施、併せて議会が反対していないこと、地元首長の同意の取得」と。これが1年以内ということなんですけども、期限で言うといつ頃になるんですか。

○株式会社博友 代表取締役社長（田中順一君）

私どもは、4月に誓約書をいただいていますので、本来4月で切れております。ただ、この誓約書の期限というのは、例えばある県では2年・3年かかって、まだ切れていないところがございます。その状況に応じて、私ども本日のこの委員会に呼ばれたこと、内容についても振興会のほうに報告をします。こういう事業の進捗に合わせて振興会に報告し、期限が切れたら延長、延長となるものでございます。

○委員長（脇元 敬君）

今、ありましたけども、誓約書を出されたのは4月ということでよろしいですね。

○株式会社博友 事業開発課長（谷村俊彦君）

誓約書を出して、正式に受領書を団体からいただいたのが、昨年4月です。

○委員（久保史郎君）

先ほど、会長さんのほうから、千日町のそういう一部の地域の許可はそれでいいということで、ここに署名をもらわれたということで出ているんですけども、この地方よっての地域の一自治体とは、若干そこら辺のニュアンスが違うんじゃないかと思うんですけども。会長さんたちは、例えば、ニシムタさんがある所の地域だけということの同意でいきますと。というのは、先ほどの反対陳情の説明の中で、お隣の菩提寺自治会というところが、3自治会あるけれども、一切話は知らなかったと。道路一つ隔てたところだと。野球ボールを投げたら届くところだというようなことでありますと、ただ1自治会というだけにこだわらずに、やっぱりその。会長さんが言われるように、どこまでも際限なくという意味じゃないですよ。せめてここの周りの関連するような自治会まではやっぱり。話を聞いておりますと、一切受け付けてもらえなかったというお話は十分理解するんですけども、やっぱりその中でも、先ほど言われた面の形の中でも地元、この通り会の中にも議員もおりますし、そういうところを含めて、いろんな賛成してくださる方たちの、例えばそこに設置をしたいのであれば、そこら辺までの協力をいただけるような対応策を採られるべきではないかと思うんですけど。現状のまま、議会は賛成してください、市長は決断を下してくださいとかは非常に厳しいですね、そういう事項だと、私なんか賛成とか反対とかは別にしてですよ、今そのように思っておりますが、その点についてはいかがですか。

○株式会社博友 代表取締役社長（田中順一君）

おっしゃるとおりだと思います。ですから、私どもも駅前4自治会の御同意をいただいた後に、近隣の説明をですね、積極的にやるべきだったのかなと、今思えばそう思っています。ですけども、できれば、ですからこそ、願わくばもう一度宮内地区の皆様方にこうやって話せる機会、説明する機会、御挨拶をさせていただく機会をいただければなど。それを今、考えてなりません。それは、久保委員のおっしゃるとおりの人の根回しというか、和をもって成す、の国ですので、ただ事務的にやればいいということではないことは承知しております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで参考人に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時22分」

「再開 午前11時35分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。引き続き参考人招致として、本日は、隼人地区の駅前4自治会長、北山保様の御出席をいただいております。北山会長には一言、御挨拶を申し上げます。本日は、御多用のところ、本委員会のために御出席を賜りまして誠にありがとうございます。委員会を代表してお礼を申し上げます。忌憚のない御意見をお述べいただきますようお願いを申し上げておきます。次に、議事の順序等について申し上げます。まず、陳情第1号に対する御意見を簡潔に述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただければというふうに思います。それでは、意見を求めます。

○駅前4自治会長（北山 保君）

駅前4自治会長の北山保でございます。今回の呼ばれた経緯につきましては、私が今年度、4月1日から駅前4の自治会長を拝命いたしまして、その前は駅前通り会長もいたしておりました経緯から、早速4月にですね、いわゆる3月に反対の陳情が出ているという話を聞いたものですから、4月18日付けですかね、企画課のほうに駅前4自治会といたしまして、どうしてもそういう今、博友さんからの話が出ております場外舟券売り場の件につきまして、設置をぜひともお願いいたしたく要望書を出しました。駅前4自治会は、以前は50件を数える大きな自治会であったんでございますが、区画整理とか会員の高齢化、そういう事情で、今現在30を割り込んでおまして29件。本当に小さい自治会になっておりますが、確か平成24年の1月に博友さんからこういうお願いといたしますか、舟券売り場を設置したいと。そこが我々の自治会内でありましたために、同意を取りつけてもらえないかということで、ごっちゃになって分かりにくいですが、私は当時は自治会では副会長をしておりました。上床さんという方が会長さんで、相談を私に持ってこられたものですから、もう前会長には「これは、どしてん、進めてもらったほうがいいんじゃないですか」ということで、最初はもう前会長は難色を示しておったんですが、一応そうやって自治会を回って、当時の24年は30件か31件あったはずですね。賛成が17名かそこらございまして、一件一件回ったらですね。こういうことだったら、多数決の原理で進めてもらっていいのではないですかと。そういうことで、今に至っておる次第でございます。狭い自治会ですから、そういう活性化につながる事業といたしますか、空き店舗の前を通ってみられたらよく分かると思うんですが、本当に荒れ放題になっておりますよね、旧ニシムタ。あれがまたきれいに施されて、活発な事業ができればいいなど、そのように思って今回、そういう要望書も出しました。大まかに言えば以上でございます。

○委員長（常盤信一君）

ありがとうございました。以上で、参考人からの意見の開陳は終わりましたが、これより参考人に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（下深迫孝二君）

今、この文書をいただいたわけですが、住民の賛成派が、厳しく見積もっても70%いるというようなことが書いてあるんですが、通り会は全員作成、役員会は全役員賛成であったことから、設置同意に至っているということなんですけれども、今、反対住民の方たちの運動が起こっていますよね。こうなった今でも、これは変わらないというふうに理解されていますか。

○駅前4自治会長（北山 保君）

これは、あくまでも自治会における数字を書きました。賛成、本当に一部だと思いますよね、四十四、五件宮内校区の自治会はあるんでございますが、私が4月1日から自治会長を受けたわけございまして、今日見えたと思うんですが、反対派の方々は、私が関わる前のことございまして、前会長の上床さんからは聞いておりました。「四十何件あって、北山君、30人かそこらだったらよ、反対というのは。ほかんしが、全員一致で反対したわけじゃないんだよ」って、そういうこともお聞き及び

しております。それで、そんだけの反対があろうが、先ほどからお話をしました一つの小さい自治会ではございますけれども、最初に相談を持ってこられた方、博友さんからですね、こうやって公になったのは今年の2月でしたよね、新聞に載って初めてそういう大騒ぎになられたそうで、我々は何もそこまではですね、全体までの同意は考えておりませんでした。今ここに書いたのが、先ほど申しました29件か30件のうちの70%という数字でございますので、御理解ください。

○委員（下深迫孝二君）

今、反対の方たちも帰られて、また会社側からも今お見えになって事情を聞いたわけですが、やはりまちの活性化ということ、私も今初めて会社の説明を受けましてですね、こういうものが来れば、ヤクザが横行したりあるいはいろんな少年の非行がはやったりするんじゃないかなというような考えを持っておりましたけれども、警備等も相当嚴重にされていたり、いろんなことでそういうことがないのかなという思いもしたわけですが、できるものであれば、やはり今もお気持ちとしては造ってほしいなというお気持ちに変わりはないですか。

○駅前4自治会長（北山 保君）

もちろんでございます。もう積極的にですね、そういう意味では活性化のみならず、とにかく自治会といたしましても活発なそういうあれがあったほうが、私はいいと、そのように今も固く思っております。

○委員（植山利博君）

今の話によれば、以前は50世帯以上あったぐらいのところ、現在は29世帯になったと。その中で、賛成という方が17名くらいいらっしゃったということです。それで、29世帯の中で、先ほどの陳情者の説明の中でも、駅前5と4自治会をちょっと混同されていたようなんですが、現実には駅前4自治会だろうというふうに理解しますが、上床会長の下でアンケートを取られたと。それで賛成17、反対14だったというふうに報告を受けたわけですが、これは間違いないですか。

○駅前4自治会長（北山 保君）

当時、確か31名だったと思います。脱退された方がその後2名だったようで、現在住んでいらっしゃって、どういうことか私はもう深く分かりませんが、あえて名前も言いませんけれども、自治会の活動にもう協力できないとか、そういうことをおっしゃって、今現在は29名になっております。2名は、確かに脱退されております。

○委員（植山利博君）

17名が賛成で、14名が反対だったと。アンケートの結果がそうだったということですけど、間違いないですか。

○駅前4自治会長（北山 保君）

当時そのように、確かに記憶をしております。

○委員（植山利博君）

上床会長がですね、先ほどの陳述者の話によると、いろいろその後、いろいろあって、いろんな地元の皆さんの反対・賛成のはざ間に立たれて、何というんですか心労といいますか、もう自治会長を辞めたいということで辞められたんだと。地元は非常に賛成・反対で、いたたまれなかったというような表現をされたんですけど、そのような認識は共通してお持ちですか。

○駅前4自治会長（北山 保君）

私は、そう言ったらいけないんでしょうけれども、大所高所に立ってみれば、そんなやわな神経の持ち主でもございませぬし、これを断固やってほしいという、そういう気持ちは、未だ衰えてはおりませぬ。確かに、上床さんは心が優しい人で、そういう今おっしゃったとおりですね、揺れ動いただろろうとは思っておりますけども、私はもう今、自治会長を変わらして、そういう反対の陳情が出たということも知りまして、それはそれでももの考え方ですから、もう駅前4の小さい自治会であろうが、少数の意見も尊重されてしかるべきだと、私はそのように固く思っております。

○委員（久保史郎君）

通り会の件で確認させていただきたいんですけど、駅前通り会は、隼人駅の通りからこちらのあのニシミタさんのあの通りまでずっと、見次のあの交差点ですか。あそこまでが一応駅前通り会という認識でよろしいですか。

○駅前4自治会長（北山 保君）

駅前通り会は、全盛期八十何件ございました。そして、私が通り会長を受けた時点、平成21年4月の時点では八十何件が54件に減っておりました。「これは、どげんかせんないかんね」と思ってですね、やはり会員を増やさないといけない、そして規約改正までいたしまして、駅前通り会で商売なさっている方が本来、通り会に入るべきなんですけれども、もう高齢化とかそういう理由でも確かに少なくなっておったものですから、規約改正をして、この会の趣旨に賛同される方ということ。極端な話、国分にも2名おられます。はっきり言って、入ってもらおうと思えば牧園の辺り、横川からでも、という意味でございます。規約改正で、この会の趣旨に賛同される方は大歓迎という意味で、現在国分から2件、そういうことです。

○委員（久保史郎君）

私が今、お伺いしたのは、通りがですね、駅前通りから踏切を渡ってサティのあの交差点のところまでが、通り会のそういう大体面倒を見られる区域なんですか、ということを確認したいのですけれども。

○駅前4自治会長（北山 保君）

すいません、先走ってお話をしまして。そうです、確かに隼人の駅前通りから今現在、ニシミタの建物がありますね。そこにも二、三件。確かにそうおっしゃれば、そこまで範囲に入っております。

○委員（久保史郎君）

ということは、今日いただいた書類には、上床さんが平成24年年5月21日から会長さんということで、現在の会長さんは北山さんのほうが一緒にしてらっしゃるという、通り会とその4自治会の会長さんは、やっぱりこのまま上床さんなんですか。

○駅前4自治会長（北山 保君）

私が先ほど申し上げましたことは、はっきり言って平成25年、今年の4月1日から駅前4自治会長は北山保でございます。そして通り会は、2期4年務めてまいりまして、今回変わっております。写真の光輝、仮屋光博さんが、今年度から会長を受けて、いただいております。

○委員（久保史郎君）

ということになりますと、その通り会の皆様方は大体54件あって、全員賛同していらっしゃるということの認識でよろしいわけですね。そうしますと、駅前4自治会以外に、この通り会に入っていない区域が含まれてくるんじゃないかと思えますけど、そこら辺はどうなんですか。その通り会がすべて駅前4の自治会じゃないでしょう。結局、距離が結構ありますから。隼人駅前の仮屋さんの光輝写真館さんから言えば、自治会の範囲が違うんじゃないですか。

○駅前4自治会長（北山 保君）

もちろんそうでございますよね。私は、今日お願いしているのは、駅前4の自治会長としてお願いに伺っております、経過をお知らせするために、この文書には当時、駅前通り会長であったと、そういう考えで文書を作ってまいったんです。もちろん駅前4というのは、踏切がございますよね、踏切から今言ったようにうちの前、隼人郵便局が北側になりますね。それから南に行けばさくら皮膚科というところが、旧前田病院ですけれどもあそこ。それから踏切を超えてニシミタの前に三、四件ございますね。自治会と通り会は、混同されてもらったら、お話がややこしくなると思います。駅前4の自治会で一応お願いに上がっております。

○委員（久保史郎君）

それは分かった上で、お伺いしているのはですね、というのは宮内地区の自治会の大半が反対であったということでお聞きしたものですから、その反対の自治会の中にもですね、その通り会の人たち

は駅前4自治会の方たちも賛成の方がいらっしゃるということですよね、通り会に関しては。だからその、例えば隣が5自治会だったとしますよ、駅より北側のほうが。そうしますと、その自治会長さんは反対するけれども、そこに入っている通り会の方は、活性化のために賛成だという方が出てこられるんじゃないかということをやっと思ったものですから、今お伺いしたわけですが、この通り会の54件と、もう一方のほうはサンシティの通り会で、それぞれ了解を得たということでございますけれども、この駅前の通り会の皆様方は全部これを、54件の方たちは、例えば会合か何かされて、その上でこれは賛成してこうと、造ってもらおうというような結論に達したということを確認していらっしゃるのか、そこを一点。

○駅前4自治会長（北山 保君）

まず、通り会では、役員会で皆の同意を取りつけ、皆さんにお諮りしたのは去年の5月13日の、5月13日でしたかね、日付をちょっとで若干忘れちゃったけれども、総会にお諮りしまして、今久保委員が54件とおっしゃいますが、74件あります。総会の場ですね、総会に出てこられるは全員ということは有り得ませんから、委任状も取り付けて、当時は確か三十四、五名でした。それで、皆さんにお諮りしたということですね。そこで皆さんから賛同を得られました。去年の総会においてですね、そういうことでございます。

○委員（久保史郎君）

今回、それぞれ賛成と、そういう反対という二つの意見が地元から出てくると、議会としても非常に悩むわけですよね。これが反対なら反対という意見集約、あるいは賛成なら賛成という意見集約ができた一番望ましいのですけれども、実際は地域を二分するような形のそういう事案事項になってしまうものですから。今回、これができることによって、地域のコミュニティーのスペースなんかもとっていただくというような話にもなっているということをお聞きしたんですけれども、そこら辺が、結局それは、ほかの反対陳情を出された人たちは説明会も全然請け合わないというような対応をしていらっしゃるということですが、例えばあそこを活性化のために、ぜひともこれを推進していただきたいという思いの中で、地元の駅前4自治会の会長さんとして、地元の他の自治会の、先ほども建設の事業者にも言ったのですけれども、やはり周りのそういうところの自治会までもある程度は声を掛けることが必要ではないですかと言ったのですけれども、例えば4自治会の会長さん、結構、地域的にも信望のある方だと思っております。そこら辺の取組は、周りにしていられる思いは何かありますか。

○駅前4自治会長（北山 保君）

当然ですね、久保委員のおっしゃるとおりだと、私もそう思っております。もしこれが、建設をお認めいただけるんだとしたら、何もこの駅前の広場といいますか、そういうあれに止まらず、見次地区もあの周辺ですね、広く利用できる、そういうスペースになっていただくのが一番望ましいことだと、私はこのように思います。

○委員（久保史郎君）

周りの自治会長さんたちへの御理解の輪を広げていくというのは、そこら辺はまだ全然考えていらっしゃいませんか。

○駅前4自治会長（北山 保君）

先ほどお会いしましたけれども、私もあっさり「どうも御苦労さんです」と、もう普段は全然何もないですよ。私の気持ちとして。向こうは「ほんに、こん北山が」といって思われているかもしれませんよ。「こん北山は、出しゃばっせえ」と言われるかもしれませんけれども、私はそういうわだかまりはございません。ただ、最初に博友が説明に来たのも、当該自治会、駅前4、それで了承をもらえるもんだと思って、来られたんでしょうけど、もうちょっと広くですね、それらは反省されてると思うんですけれども。今回も説明はあったと思うんですけど、全戸を回って説明はされたそうなんですけれども、なかなか御理解は得られないと思います。私は、もう皆さんに対してどうのこうのって一軒一軒、会長さんに「私はこう思う」とか、そういうことも一切言っておりません。だって向こうから

も「北山君」と、何も相談もございませんでしたよ。私は自治会長になって、最初の集まりで、この話が何で出ないんだろうかと思っていましたよ。反対陳情が出たという話だけれども、4月から4、5、6月と3回、毎月第二土曜日に出ておるんですけど、一切そういう話がなくて、もう3月のうちに反対陳情が出ていたとの話を後から聞き及んでですね。だから、今さらどうのこうのって、私のほうから話を持っていくつもりはございません。一応こういう形で要望書を出したということは、御理解いただけたらと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員（宮本明彦君）

今の空き店舗になっているニシムタさんの現状を、どうお考えですかというのと、もう一つ、今の現状に対してニシムタさんのほうへ、こんな荒れ放題にならないように、器物破損とかないように、何か申し入れをされたとかということはありませんか。

○駅前4自治会長（北山 保君）

まず1点目から。現状を見ておりますと、もう大分朽ち果ててきていますよ。駐車場も見てみますと、もう草が伸び放題になっていて、だんだんこのように建物というのはそうになっていくんだなって思っていました。これを本当、誰かが活用されて、あの建物も補強されるでしょう。外もきれいにまたペイントを塗られてきれいになると思うんですよ。そういうふうには有効活用できたらいいなって、そういうことは前から思っていました。そして、2点目ですね。ニシムタさんにどうのこうのと、そういうことは考えつきもしません。

○委員（脇元 敬君）

今回の陳情書の趣旨が3点あって、交通渋滞とそして青少年育成の視点からと、そして安心安全のところということがあるんですけども、この3点についてどういうふうにお考えですか。

○駅前4自治会長（北山 保君）

まず、交通状況ですね。これも警察との話合いとか、私は直接行って聴いたわけでもございません。博友さんからの説明でそれに納得といいますかですね、それを鵜呑みといいますか、懇切丁寧に説明をされたものですから、なるほどなと思ってそれも了解。青少年に与える影響は、私はそういう点ではほかのパチンコとか、あそこの前を通って通学路になっているところもありますしね。菩提寺というところがあって、そこを通って通学するところもあります。別段、青少年にもそういうことはない、私は思っています。安心安全もまた、最初のお答えに戻らと思うんですが、警察との協力それとガードマンの配置、しっかりしたものをちゃんとするというので、私もそういうことは了承してですね、信頼して博友さん、2年以上のおつきあいになってですね、本当に会長はじめいい方々ばかりで、信頼してそれはお任せしているという、そういう状況でございます。

○委員（脇元 敬君）

特に1点目の交通渋滞についてなんですけども、現状でも当然渋滞してらっしゃるのは御承知だと思うんですが、その上で更に交通整理をされるとしても、施設ができることで更に通行量も増えるだろうというのは予想されるんですが、その予想した上での、もう構わないよと。それでも地域活性化だと、地域のためだというふうにお考えになっていらっしゃるのか。

○駅前4自治会長（北山 保君）

私が聞いているところでは、いわゆる西側ですかね、観光道路沿いのあそこは、もう説明を受けられたかと思いますが、閉め切るような形だと聞いております。それでなべしまの、サンキューの前ですね。もうあそこからしか出入りはさせない、そういうふうには聞いておるんですが。向こう側を閉め切ればわりと。一つの懸念はサンキューがございませぬ、サンキューも出入りされる車が確かにおおごさいますよね。真正面ではないからまだいいですけども、なべしまのあの辺から出入りするようになるんでしょうけども。買い物客とまたそういうあれはないと思うんですけども。そういう点では、私が今はっきり問題ないというはまだあれなんですけども、信頼してお任せするしか

いんですけれども、そういうことはないと思っております。

○委員（脇元 敬君）

宮内地区のこの公民館の皆さんは説明会も受けられてないんですけれども、その国道側をバリケードというか、車は入れないようにするんだというのは御存じかどうか、もし知ってらっしゃったら教えていただきたいなと思います。

○駅前4自治会長（北山 保君）

今のご質問は、ほかの公民館、ああそういう、そうですね。はっきり申し上げますけど、私はちょっと分かりません。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで参考人に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後0時04分」

「再開 午後1時09分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第1号に対する執行部からの意見を求めます。

○企画部長（川村直人君）

それでは、陳情第1号、場外舟券売り場「ミニボートピア霧島」の設置計画に関する中止を求める陳情書に記載されております、「ミニボートピア霧島」に関するこれまでの経緯と、本市の対応等につきまして、御説明申し上げます。平成25年1月30日に、株式会社「博友」から本市に対して、隼人町見次地区に、舟券の場外発売場、いわゆるミニボートピアを設置することに関し、市長の同意を求める申請書が提出されたところでございます。これは、ミニボートピアの設置が、「モーターボート競走法」に基づき、国土交通大臣の許可を受けなければならない、その際は、国土交通省海事局長等の通知により、当該場外発売場の所在する市町村の長の同意を得ることが必要とされていることに基づくものであります。当該申請書の提出を受け、本市といたしましては、これまで提出された事業計画の内容の精査を行うとともに、同社が既に県内4市に設置されているミニボートピア等による交通や治安、青少年への影響、生活環境問題などに関する調査を実施いたしました。また、当該ミニボートピアの設置について、賛成あるいは反対の立場から市長に要望書を提出されておりました宮内地区自治公民館や駅前4自治会の関係者などから聞き取りを行う一方、隼人町見次地区の交通事情に及ぼす影響等について、霧島警察署と意見交換も実施いたしましたところでございます。本市といたしましては、これらの調査結果や警察との協議等を踏まえるとともに、今回の陳情書に対する議会の審査結果を参酌させていただきながら、当該ミニボートピア設置の同意の可否について、最終的な判断をしてまいりたいと考えております。以上で、説明を終わります。

○委員長（常盤信一君）

ただいま執行部からの説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（宮本明彦君）

駅前の4自治会の範囲といたらいいんですか、もう一回ちょっとどういう範囲かというのをお知らせください。

○企画部長（川村直人君）

のちほど地図のコピーを提出したいと思います。

○委員長（常盤信一君）

そうしてください。

○委員（宮本明彦君）

確かに交通の事情というのは心配しているんですけども、警察署との意見交換や調査を行ったということでしたが、その辺の警察署の見解というのをお知らせいただけませんか。

○企画政策課長（山口昌樹君）

霧島警察署と一般的な、常識的な見解ということで意見交換をさせていただきました。その内容でございますが、原則として大規模店舗立地法の適用を受けるもの以外、交通に関する協議はほとんどない。しかしながら、当該競艇場外投票券発売所の設置は、これに準ずるものとして検討した場合、第1に、右折による入庫・出庫を前提としていることが適切でないものと考えます。県道側は交通量が多いため、右折による出入りは滞留を招き、円滑な交通に支障を及ぼす可能性が高い。このような施設の出入りは、左折での出入りが原則であるというような御意見をいただいたところでございます。

○委員（植山利博君）

今、部長の説明の中で、いろいろ警察署との協議とか、いろんな調査をされたようですけども、今回提出された陳情に対する議会の判断も参酌しながら、というふうに表現されましたけれども、ある意味で議会も提案できる、提案型の議会の在り方というのは求められているんでしょうけれども、やはり調査する能力とか警察の協議とかそういうことに関しては、執行部のほうがはるかに体制も、それから情報収集の能力も長けているというか進んでいるような気がするわけですけども、そういうことを考えれば、執行部が得られた情報や様々な調査結果を踏まえて提案をされて、それを受けて議会が判断するというのも一つの在り方かなのかなと、私はちょっと感じたわけですけど、その辺については、執行部のほうが市長の判断を先に出されてというようなことにはないというふうに今、お聞きしましたけども、その辺についてはいかがですか。

○企画部長（川村直人君）

この設置につきましては、市町村長の同意、それから議会が反対などの決議をしていないこと。それから、地元の自治会の同意が得られていることといった条件があるわけでございますけれども、それらの一環としまして、市としても市長それから議会別々にあるわけで、それぞれ同じ意見あるいは違った意見が出て何ら問題ないところでございますが、市長といたしましては、霧島市として判断する立場から、最終的にどういうふうな地元の自治体として表明をするといったほうがいいんじゃないかというようなこともございます。それで、当局側のほうがいろんな情報も多いのではないかなというふうな御指摘でしたけれども、私たちが他の県内の4市にもいろいろ照会をかけまして、問題点等はないかとか、様々な観点から調査をしてきております。一番やはり私たちが懸念をしておりますのは、まず交通の関係、それから地元の自治会とそれからそれを包含する地区自治公民館の意見が異なっていること、やはりそこを私たちがどうすべきかということで検討しているところでございます。所在する自治会の同意があればいいというのが原則ではございますけれども、その自治会の範囲をどの程度までするかというのは、それぞれ自治体の判断にもよるといふようなことも言われておりますので、その辺は私たちが慎重に対応していかなければならないと思っております。一方では賛成する方々、一方では反対される方々と両方出てきておりますので、やはりその辺は慎重に判断をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員（植山利博君）

今、地元の思いといいますか、その辺を大事にしたいということで、今日もですね、提出されている反対陳情者、それから要望されている駅前4自治会の会長さんが見えて、両方から聞き取りをしました。これは御存じだと思いますが、宮内校区の44自治会の中で34が反対で、6が欠席だったと。駅前4自治会は過去の、直近ではありませんけれどもアンケートをとった時に、17が賛成で14が反対だったというふうに、御存じかと思いますが、非常に微妙な状況だと言えると思うんですね。だから、そこら辺をどう判断するかということが重要だと思うんですが。執行部のほうから、話を聞いてみれば、宮内の自治会はもう聞く耳持たずと、説明も受けないというような扱いだと事業者から聞いております。また御本人も言われておりました。それで、34自治会の反対の中でも、それぞ

れの自治会で機関意思を表明、決定されたのかと。その持ち寄せが34なのかと聴きましたら、「それはしていない」ということですので、その辺のところを再度、事業者の説明も聞く。その上で、それぞれの自治会の意思、判断をするというような手順を踏むべきではないかと私は思うわけですが、その辺を執行部として求められるような思いはありませんか。

○企画部長（川村直人君）

自治会あるいは地区自治公民館の意思の反映の仕方だと思うんですけども、今、委員の御指摘のとおり、役員の方々の協議でされること、それから自治会の総意の下で諮って、総会等で諮ってされる方法、いろいろあるかと思えます。また私たちはその自治会の、そこにお住まいの方は100%自治会に加入していただければいいんですけども、残念ながら100%加入というわけにはいきませんので、そういった自治会に入っておられない方々の意思はどう反映していくんだという問題もございまして、非常に民意の反映の仕方というのが難しいというふうに思っております。しかしながら、元々この地区自治公民館・自治会というのは、それぞれ住民の方々が主体となって運営はされておられる組織でございますので、やはりそちらのほうからこういう形で、例えば館長さん、あるいは自治会長さんの印鑑が付いたものが市のほうに出されれば、やはり市としてはそういう形で出てきたものと受け止めているわけです。ですから、先ほど言いました、地元の自治会ということであれば駅前4自治会なんですけれども、その周辺の自治会のお考えあるいは宮内地区自治公民館のお考え、その辺をどう取り扱うというのはやはり、私たちも慎重にしなければならないというふうに思っております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員（仮屋国治君）

先ほど、交通量の問題で警察と協議があったということですが、常識的に考えると、旧ニシムタが営業しているときの交通量に比べて、そんなに増えないのではないかというふうに感ずるわけですが、その辺が協議の中で、何か見解が示されましたか。

○企画政策課長（山口昌樹君）

先ほどの説明の中で、その後のもう1点、指摘事項であったものが、出入り口を1か所に絞っていることも適切でないということも警察のほうから出ております。これで出入り口が1か所に集中すると、余計に渋滞を招いてしまう結果となると。出入り口が2か所あるのであれば有効に利用したほうが良いのではないかという御意見等もいただいたところです。あくまでも今のところ警察との意見交換ということで、一般的な常識的な見解ということでいただいた内容でございます。

○委員長（常盤信一君）

その、ニシムタの関係ではどうなんですか。旧ニシムタが営業しているころの車の出入りの関係では。

○企画政策課長（山口昌樹君）

ただいまのことにつきましては、このときの警察との意見交換の場では、そのことには及んでおりません。

○委員（仮屋国治君）

では、協議でなくて、執行部のほうとして見解はお持ちでないですか、その今の交通量のことに関して。

○企画部長（川村直人君）

交通の問題は、先ほど課長が申しましたように、私たちは一般的な話ということで警察のほうには伺っておりますけれども、正式にはまた道路管理者、それから警察、それから地元の霧島市、そういうところがやはり一緒になって、その交通問題というのは慎重に検討していくものと考えております。

○委員（植山利博君）

関連するんですけど、資料を、駅前4の地図は後ほど提出していただくということなんですけど、この問題は本当に慎重に我々も判断しなきゃならないと思っております。それで、今のそのニシムタが

何年に閉店したのか、それからあの見次の地区は、交通量を定期的に計測されていると思うんですね。だから、ここ10年ぐらいの交通量の増減がどのようになっているのか、その推移についてもですね、今現状が、夕方の何時から何時まではどれぐらいの渋滞があるとか、1時間の通行量がどれぐらいあるとかというような資料があれば、併せて提出をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○企画部長（川村直人君）

まず、ニシムタの閉店については私たちは承知はいたしておりませんので、これは調べれば分かると思いますけれども、それから交通量調査ですね。ここは県が管理をしていると思いますので、県のほうに聞いて、その資料をいただけるかどうかというのはちょっと分かりませんので、もし提供いただけるのであれば私たちが入手をして、また提出をしたいと思います。もし提供ができないということであれば、御了承いただきたいと思います。

○委員（宮本明彦君）

今、植山委員のほうから、ここ10年というお話があったんですけども、もしあるのであればニシムタ閉店前も含めた形でちょっと検討をお願いします。

○企画部長（川村直人君）

分かりました。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

○委員（宮本明彦君）

私もここ4年おって、住吉のほうにちょっと、舟券か何か分からないですけども造るうんぬんという時に、一般質問等もあって、市長の答弁としては、大方そういうものは要らないんだよってような答弁だったかとも思います。その流れでは、今の市長のお考えも変わっていないのかどうかということをお聞かせください。

○企画部長（川村直人君）

これはもう、ずっと公営競技というものを積極的に誘致する考えはないということは、もう一貫しております。ただ、前回の敷根地区の問題にしましても、今回の問題にしましてもやはり、賛成される方々がいらっしゃる。ぜひ誘致して、地域の活性化など図りたいと言われる方がおられるのであれば、当然今回の場合は、市のほうに正式にこういった同意を求める申請書も書類として提出されておりますので、市としては粛々と事務の手續に従って処理していくということになります。ですから、そういった思いはありますけれども、地元のそういう設置を望まれる方々の意思というのもございますので、その辺はやはり、その都度きちんと検討していきたいということでございます。

○委員（脇元 敬君）

先ほどありました、その同意を求める申請書は、双方から出ているというふうに思ってよろしいですかね、ではないんですね。要望書が出ているんですか。

○企画部長（川村直人君）

今回の同意を求める申請書は、業者のほうから出ております。そして、その業者が市のほうに設置の同意をしてくれということでもありますけれども、そのことに対して、市のほうに同意をしてくれ、あるいは同意をしてくれるなという要望が届いているということでございます。

○委員（脇元 敬君）

市議会のほうには今回、この陳情第1号ということで陳情書があるのですがけれども、これと反対をされる方々の趣旨は同じ、文面を含めて同じだったのかどうか。そして、賛同される方々の要望書というのはどういった内容だったのか、教えてください。

○企画部長（川村直人君）

市長宛に出されております要望書は、今回の議会のほうに出されている陳情書とほぼ同じ内容でございます。それから、市のほうには別途、先般の一般質問でもございましたけれども、二つの通り会

のほうから賛成の要望書が来ております。それから、あと区画整理の関係の方々からは反対の要望書が来ております。あと、一つの自治会からは、賛成の要望が来ております。

○委員（脇元 敬君）

もう一度確認をさせていただきます。賛同、賛成される要望書が駅前4自治会から出ている、そして、二つの通り会というのはサンシティと駅前通り会ということによろしいですか。

○企画部長（川村直人君）

そのとおりでございます。あと、区画整理の関係のほうの反対の要望書が来ております。

○委員（仮屋国治君）

公営競技の社会的役割は何だというふうに認識なさってらっしゃいますか。

○企画部長（川村直人君）

公営競技ということでございますけれども、今回の場合は競艇ということでございますので、競艇競技について御説明いたします。「競艇競技は、国民に親しまれる健全な大衆レジャーとして定着していることに加え、船舶関係事業や福祉事業等の公益事業の振興や施行者自治体における地域住民の福祉の推進等に貢献をしておると。また、事業の売上げの一部は、日本船舶振興会を通じ、船舶技術の開発や海難防止事業に対する助成、海事思想の普及、社会福祉事業の支援、国際社会への貢献等、幅広い公益事業の振興のために効果的に活用されている。さらに、地域社会に雇用の場を提供するほか、周辺地域の経済活動を活性化させるなど、地域経済の活性化に寄与している」ということでございます。

○委員（仮屋国治君）

大衆に健全な娯楽を提供するというのが基本的な役割なんだろうと思うんですけども、ただこの公営競技の問題でありますと、絶えず青少年の健全育成に問題があるということが出てくるわけですけども、当局としてはどのような認識をお持ちですか。

○企画部長（川村直人君）

ひと昔前は様々な、そういったことが懸念されておるといふようなこともございましたが、県外の既に4市に設置をされておられるわけですけども、それぞれの自治体のほうにも聞いてみたところ、特にそういった問題は起きていないというような御回答は得ているところでございます。

○委員（植山利博君）

いろいろな具体的な事案の中で、住民の方々の賛成・反対が真っ二つに分かれるという現象があるわけですね。そして、そのことが陳情や当局への要望書という形で、具体的な事案がそれぞれ出てくるわけですけども、そういう場合に、執行当局として一定の判断をしなきゃならない場面に至ったときに、反対側の方々にも賛成側の方々にも積極的に間に入ってと言いますか、お互いの理解をし合う、どちらかがどちらかを理解し合うような手助けというか、間に入るというような積極的な姿勢というものは、この事案についてはとる考えはないんですか。例えば、地熱発電の場合も両者の間に立ってですね、いろんな場をつくったりされておりますけれども、執行部の担うべき役割として、そういうこともあるんだという意識の中で、そういう手助けをするという考えはないですか。

○企画部長（川村直人君）

地熱の場合とは、今回の場合は少しいケースが違うように思います。ただ今回の、こういった公営競技の場合は、企業誘致の一環として積極的に誘致を働きかけておられる自治体もございまして。そういうところは当然、今委員御指摘のように自治体も設置予定業者と一緒にあって、設置の方向に働きかけるといったことは、当然考えられるわけです。しかしながら、本市の場合におきましては、先ほど宮本委員のほうからもありましたけれども、市が積極的に誘致をする考えはないという市長の意向でございますので、本市の場合は業者の方が自助努力をしてやっていただきたいというようなことで、現在のところは、本市が、住民の方々に意見が割れている中に入って調整をするというようなことについては考えておりません。ただ、市としては両者に直接お会いしてお話を聞くとか、そういうことは以前からやってきておりますので、それぞれの立場でのお考えというのは十分把握はしているつも

りでございます。

○委員（脇元 敬君）

今のお話の業者の自助努力で説明してほしいということなんですけれども、今現在は、反対をされている自治会の皆さんは、説明会も受けてもらえないと、開かないというような状況なんですけれども、今のこの業者の説明そして努力が足りていると思いますか。

○企画部長（川村直人君）

その点につきましては、私たちが実際、業者の方々の、何回ぐらい行かれてどういことをされておるといのは、正式には把握をいたしておりませんので、ちょっと市としてのコメントといのは差し控えさせていただきたいと思います。

○委員（脇元 敬君）

それでは、反対されている方々は、情報収集は努力をされていると思われませんか。

○企画部長（川村直人君）

反対をされている方々の要望書の中身を見れば、懸念をされているというようなこともかなりあると思います。先ほどありましたように青少年の健全育成、そういったところに障害があるかということであれば、県内のすでに設置をしているところは全てないというふうにきているわけですが、一般的には当然懸念はされるわけですね。ですから、そういった心配と現実問題をどういふうに理解をしていくかというのが、業者の方々がその辺の説明をして、理解を得ていくのが筋ではないかと思ひます。ただ、会っていただけないとか、そういうこともお聞きしますけれども、こういったことにつきましては、その種のことはよくある話で、ここは粘り強くしていただくしかないのかなというふうには思ひます。

○委員（宮本明彦君）

見次地区のまちづくりという意味で、イオンさんが始良市のほうに新しいショッピングセンターと言ったらいんですか、造るとい話の中で、今のイオンさんがどうなるかといのはまず一つ、お聞きかどうかといのはどうでしょうか。

○企画部長（川村直人君）

企画部としては、承知はいたしておりません。

○委員（宮本明彦君）

そうしたら、見次のあの辺り、確かにニシムタさんが空き家になっている、そこを何とかしないといけないという意味で、まちづくりのためにニシムタさんの跡地をどうするかかといのは、何か市のほうで取り組まれたことかあるのかないのかお聞かせいただけますか。

○企画部長（川村直人君）

空き家対策としてどういふうに考えるかといことでもございませうけれども、企画部につきまして、特定の空き家についてどういことについては、今まで考えたことでもございませぬ。また、ここの区域が区画整理の地区内で、そういう関係者の方々のまた御心配などがあるとい話は聞いております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後1時38分」

「再開 午後1時39分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第1号に係る自由討議を行います。委員の皆様のは

うで御意見のある方は、ここで発言をお願いします。

○委員（植山利博君）

それぞれ事業者、反対の陳情をした陳述人、誘致の方々の話、執行部も聞きましたけれども、現在のあの見次地区の交通事情がどうであるのか、交通量の増加がどういう状況をたどっているのか、まだまだ調査をすべきことは、私はあると思います。それと、反対の陳情者の方々も、事業者の方々の説明も聞かずして、やはり反対ということもいかなものかという思いもあります。また、話を聴いてみれば、34自治会の反対ということですが、役員の方々が意思表示をされているのであって、それぞれの自治会の組織の意思決定には至っていないということです。その辺のところも含めて地元の住民の方々のより広範な意思を反映できないか、また事業内容がしっかり分かった上での意思なのかということも含めて、また我々が現状を分析するにしても、今日ここでこの陳情を処理するのではなくて、もうしばらく当委員会として研究・調査をする必要があると、私はそのように思っているところです。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第1号に係る自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後1時41分」

「休憩 午後1時43分」

△ 議案第51号 財産の取得について

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第51号、財産の取得について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○消防局長（塚田修二君）

霧島市消防局といたしましては、昨年からはじめ市民をはじめ市議会議員の皆様には大変御迷惑をおかけしているところでありますが、市民からの信頼回復に向けて一丸となり、消防行政に邁進する決意でありますので、御意見、御協力を賜りながら、今後ともよろしくをお願いします。近年切迫されます南海トラフを震源とする大規模な地震、また活動活発な桜島は大正3年の大爆発から来年1月で100年目を数えるにあたり、爆発的な噴火が危惧されているところであります。また、市民の安心安全を守る防災機関として、初動体制の確立を図るため各防災機関と連携をとり、不測の事態に備えて、これまでの災害を教訓として生かし、防災体制を今後も堅持してまいりたいと思います。さて、平成25年度の非常備消防の車両につきまして、国分方面隊第一分団（清水部）、隼人方面隊富隈分団（浜之市部）に配備してあるポンプ自動車を更新するため財産取得するものであります。それでは、車両更新についての説明をこの後、次長のほうからいたしますので、審議をよろしくお願い致します。

○消防局次長兼総務課長（木佐貫誠君）

議案第51号、財産の取得について、御説明申し上げます。今案件は、主務課の警防課における非常備消防分の車両でございます。財産の種類及び数量はCD-1型消防ポンプ自動車を2台、取得の方法は指名競争入札、取得金額は2,919万円でございます。取得の相手方は鹿児島県鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役尾曲昭二となっております。提案理由は、霧島市消防団国分方面隊第1分団清水部消防ポンプ自動車（平成3年式）及び隼人方面隊富隈分団浜之市部消防ポンプ自動車（平成3年式）の2台を更新し、各消防団詰所に配備するため財産を取得しようとするものであります。平成25年5月23日に総務部財務課で入札を執行いたしました。状況につい

ては、5社の業者に案内し、5社による入札となった状況でございます。

○委員長（常盤信一君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（久保史郎君）

今回、2台の消防ポンプ車が取得されるということでございますけれども、今後、何台くらいずつのそういう、変えていかなければならない消防自動車があるのか。そこら辺をちょっとお示し願えますか、計画的なもの。

○委員長（常盤信一君）

すぐ分かりますか。

○警防課長（竹ノ内優君）

車両については、22年ごとということ更新をいたします。あと、計画につきましてはまた後日お知らせいたします。

○委員（久保史郎君）

今回は2台で2,919万円ということで、1台はこの半分だろうと思うんですけども、それぞれの走行距離はどれぐらいの距離数になっていたのか。

○警防課長（竹ノ内優君）

約1万kmです。

○委員（久保史郎君）

キロ数が1万というところでいきますと、消防車だからこれはもう少ないにこしたことはないんですけども、通常は大体自家用車でも10万キロぐらい走るとするのが通常なんですけれども、これは延ばされましたよね、最初20年でしたか、車両交換の場合ですね、延ばされましたけれども、この2年くらい延ばされたことに対して、どのような見解を持っていらっしゃるのか。例えば、22年経ったからもう使えないのかどうか。いつもお聞きするのは、部品がないとかそういうことを言われるんですけども、実質的に消防車としての機能を失してしまっているのかどうか、そこら辺の見解はどのようなものをお持ちなのか。

○警防課長（竹ノ内優君）

車両的には、車両の部品を、今回もでしたけれども22年間維持していただくようお願いしておりますけれども、やはり車の更新状況から見まして、そのくらいが一番の妥当な線かなというふうに考えております

○委員（久保史郎君）

前回指摘をされたのが、古くなった消防車についてですが、どのような対応を今回されるようになったのですか。

○警防課長（竹ノ内優君）

一時抹消登録を速やかに行いまして、その登録証をこちらのほうに提出していただくようにしました。

○委員（久保史郎君）

お聴きしているのは、消防車両本体を廃車された後は、金属として処分されたのか、後の車の取扱いはどうされたのかということをお聴いております。

○消防局次長兼総務課長（木佐貫誠君）

ただいまの久保委員からの御質疑でございます。先の総務常任会並びに予算常任委員会の中でも御提言をいただいていたと思います。受注者が車両並びに積載を引き取り、速やかにいわゆる悪用防止等を図るために永久処分するという事としてお答えしております。しかし、今後、車両引取価格並びに処分価格について、相手方が明確にお示しできない状況の中では、このような執行ではいけないということで、委員の皆様方の御提言を基に、今後はいわゆる非鉄金属、鉄くず、スクラップ等とし

て処理していくことと、今後方針を変えて、皆様方の丁重なる御意見を参考にいたしまして、今後も進めてまいりたいと考えております。

○委員（久保史郎君）

もう一点だけ伺いいたします。今回の5社の中で、森田ポンプさんが落札ということなんですけれども、聴くのがちょっと空しいかもしれないのですけれども、ほかのこの4社がもし落札をされたときに、本当にこれ消防車の入庫ができるんですか。そういうところは今まで、私の知る限りでは、別な会社が落札をされて、納められたという経緯がないように思いますけれども。

○消防局次長兼総務課長（木佐貫誠君）

他社による入札が行われ、決定した場合には、速やかにそのような仕様に基づいて製作ができるのかという御質問でございますが、消防車両につきましては導入実績もございまして、ポンプ等を含めて全国的にほぼ同様な仕様になっておりますので、ポンプ車並びにタンク車、消防車につきましては、ほぼ同様な仕様でできると思っております

○委員（久保史郎君）

霧島市の場合は、ほとんどこの森田ポンプさんですね。聞くところによると、各県ごとに納められる会社が違ふと。例えば、別な県であれば別な会社が納められるというようなことを聞くんですけども、実質的にやっぱりそういうシェアといいますか、いろんな分を含めてですよ、部品の面も含めて、そういうのが一番充実していると。それぞれの地域によってですね。そういう捉え方でよろしいですか

○消防局次長兼総務課長（木佐貫誠君）

艤装メーカーの選定に当たりましては、技術、経験、信用、実績等を基に、ただいまの久保委員からの御指摘のとおり、シェア的には森田ポンプが日本でも上位のほうに入っていると思います。当霧島市といたしましても、結果として森田ポンプに現在のところ落ちついているような状況でございます

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員（脇元 敬君）

予算委員会でも、ちょっとまた違う話ですけども、操法大会のときに統一した機種、基準の中でやったらどうかという話がありました。今回のこのCD—1型消防ポンプ自動車というのは、これまでも納入されている実績があるかと思うんですけども、規格としてはそして内容としては同じ規格のものというふうに思っていてよろしいですか。

○警防課長（竹ノ内優君）

今回の車両につきましては、ポンプがアルミ製になったということと、それに伴いまして軽量化を図ったということです。そのほかコンパクトになったということで、操法大会とは若干違いますけれども、積載部分が増えたということです。それと放水に関しましては、高所におきまして安定した放水が可能というふうに聞いております。

○委員（脇元 敬君）

それではそのCD—1型と呼ばれているものでも、年々というか、どんどん良くなっているというふうなことですか。

○警防課長（竹ノ内優君）

おっしゃるとおりです。

○委員（脇元 敬君）

それでは、これまでそのCD—1型というのを納入されて、霧島市消防局として購入している実績があるかと思うんですが、これまでの金額は分かりますか。

○消防局長（塚田修二君）

金額につきましては、資料を準備しておりませんので、のちほど提出させていただきます。

○委員（宮本明彦君）

脇元委員と似たような質問なのですが、22年前と、今使っている消防車と比べたら、今のアルミ製になった軽量化、それから水圧も高くなったということですか、高所までできると言うことであれば。その二つが大きく変わったところ。ほかにその22年の中で装備が変わったとかというところはありませんか。

○警防課長（竹ノ内優君）

全体的に申しますと、やはり改良されてきて、隊員が使いやすくなったということと、重さの面に関しましても先ほどと同じように、全ての面が軽量化になって使いやすい型になっております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員（植山利博君）

22年ということですけども、この22年の間に、特にこの後半、車両を更新する間際になってやはり不具合というか、例えば車両の故障とかトラブルとか、この二つの部の車にそういう事例があったかどうかお尋ねします。

○警防課長（竹ノ内優君）

すいません。その故障についての資料等はちょっと持ち合わせていないんですけども、年間の活動の実績としまして、バッテリーあたりが不良になってきますので、そこら辺は定期的に取り替えているというふうに思います。その修理に関しては、また調べてお答えしたいと思います。

○委員（植山利博君）

例えば、常備機関員が定期的に運転をして、車のいつでも出動できる態勢を確保するというのは、機関員の仕事だというふうに思っているわけですけども、その点検をする段階で、不具合があったというような場合は、消防署のほうに連絡がいく、若しくは故障があって修理に出す場合は、消防署のほうに必ず連絡がいくという体制はとられていると思うんですけど、確認をさせてください。

○消防局長（塚田修二君）

植山委員がおっしゃったとおり、そういう不具合が発生した場合については、消防団系のほうに連絡を取る体制はとっております。

○委員（植山利博君）

例えば夜の9時とか、遅い時間に広報なんかをする場合もありますね。広報の時点なんかで車の不具合があったと。そうした場合に、修理工場とかいろんなそのメーカーさんも人がいない場合があると。そして、緊急車両ですから、土日だったりすると月曜日まで修理はできないというようなことがあってはならないと思うのですけれども、その辺の体制はどうなっていますか。

○警防課長（竹ノ内優君）

修理関係ですけども、大体そういう遅い時間帯になりますと消防団系のほうにまず連絡が入りますので、翌日の対応となると思います。あと土日を含んで連絡がきた場合には、メーカーのほうの電話番号が分かっておりますので、その時点で連絡を取ります。

○委員（植山利博君）

22年の根拠が、部品の保管が22年ぐらいが限度だと。かつては指摘があったように20年だった時期があったと思うのですけれども、それが22年に延びたと。今の答弁によると、メーカーのほうに22年ぐらいは部品の保存と言いますか、確保をしていただきたいというお願いをした経緯だったと。22年で消防車そのものが、機能を急に果たさなくなるということはないと思うのですよね。まだ現役で今、動いているわけですから。ただ、部品がないというのは、ある意味ではメーカーの、何というんですか思惑というか、メーカーサイドの理由というものもあるのかなというふうに見るんですけど、22年が23年、場合によっては25年の部品の確保をお願いすれば、25年乗ることだって可能ではないかなというような、私の素人目ではそのように感じるのですが、その辺のところを具体的にメーカーとやりとりをしたり、消防車そのものの機能が、25年はその走行距離も含めてもたないのか、本当

にもつのか。部品の確保さえできれば25年が可能なのか、その辺は協議をされたことはないですか。

○警防課長（竹ノ内優君）

その件に関しましては、まだメーカーとは話をしたことがありませんので、これを機会にまた話をしてみたいと思います。

○消防局長（塚田修二君）

植山委員の言われるとおり、その辺のところの経緯を再度、2年延びたその辺の経緯を含めて、再度メーカー等と協議して、内容を確認したいと思います。

○委員（下深迫孝二君）

今回、2台ポンプ自動車を購入ということですが、これは自動車のポンプのほうですよ。小型ポンプのほうではなくて、自動車のほうですよ。このほかに、まだ今年購入される予定はどうなっていますか。

○消防局次長兼総務課長（木佐貫誠君）

非常備のほうにつきましては後ほど回答ということでございましたので、常備につきましては、今年度は消防車といたしましてはタンク水槽付消防自動車、タンク車の更新を計画いたしております。

○委員（下深迫孝二君）

一応、予算の中では、私どもの上之段部の自動車も購入ということで、22年くらいになっていたのですが、これはいつごろ購入をされる予定ですか。

○警防課長（竹ノ内優君）

把握しておりませんので、大至急把握して、また御連絡いたします。

○委員（下深迫孝二君）

今年度の予算書の上では、更新になって予算に計上されておりました。そこでちょっと、今回のこの購入とはちょっと外れるんですが、先の一般質問でもしましたように、無線機がもう非常に性能が悪い。ただ付いているというだけで、この間の後川内で焼死された、藤山さんというお宅でしたけれども、あそこでもポンプがすぐ水槽が上にあるんですけども、そこ無線機を入れても届かないという。結局、人間で走っていかないと、何十メートルでしょうか、200mぐらいですか、上流なんだけれども、10号線は車がずらっとつながっているし、そういった中で無線機でやりとりすればすぐできるものを、全く水も上から一回も出さずに、終わってしまったと。そして、下の川から今度はあげようかということで、いろいろしたのだけれど、下りる場所が分からないということで苦労したのですが、無線機のほうも今回、市長にも言いましたら、早急に検討したいということでしたので、どのくらいの性能かということをきちっと市長にも伝えていただいて、そうすれば予算はもうすぐ付けていただけるわけですので、よろしくひとつお願いしておきます。

○委員長（常盤信一君）

できるだけ議案に沿った質疑をお願いしたいと思います。

○委員（久保史郎君）

今後の年度的な買い替えの計画書と併せて、その22年という、霧島市が買い替えをしていますが、九州内の市町村が、どういう年度ごとで取り替えをしていらっしゃるか、多分分かっていると思いますので、併せてそれも一緒にお出しくださいませ。よろしく願いいたします。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

○警防課長（竹ノ内優君）

すいません。先ほどの下深迫委員の小型ポンプの積載につきまして、今年度は4台を計画しております。国分湊とそれから国分上之段部、それから本戸班、それと溝辺中央分団を計画しております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

【「なし」と言う声あり】

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。先ほどの宿題の点については、後日よろしく願いをいたします。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後2時06分」

「再開 午後2時09分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第51号に係る自由討議を行います。委員の皆様で御意見のある方は、ここで発言をお願いします。

「なし」と言う声あり

ないようですので、これで議案第51号に係る自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後2時10分」

「再開 午後2時12分」

△ 議案第48号 霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第48号、霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○選挙グループ長（池之上徳幸君）

議案48号につきまして、お手元にお配りしました3枚の資料に基づいて御説明をいたします。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が、4月10日に公布・施行されました。主な改正点は投票所経費が平均20.4%、開票所経費が平均25.2%引き下げられました。7月に予定されている参議院通常選挙の執行経費の引き下げ額を試算すると、次の2ページ目と3ページ目でございますが、2ページ目が改正前の法律に基づく算定資料でございますが、3ページ目が改正法に基づく試算資料でございます。別添資料1、2のとおり、約1,245万円の減額となります。そこで、今までは個人単位の時間外勤務手当で対応をしていた選挙事務従事者及び開票事務従事者の人件費、各職員手当等を、霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、報酬として組み替えを行い、1時間当りの単価を一律にすることで、その改正法の範囲の経費で参議院通常選挙における執行経費を確保するものであります。その算出根拠であります。改正前の投票所経費及び開票所経費の積算基礎となる単価は、1時間当たり①ですが22時までは1,872円37銭で、休日ですので1.3を掛けまして2,527円70銭。②ですが、22時以降の場合が同じ単価で1.6を掛けまして2,995円79銭でありましたが、投票所経費等が約20%引き下げられたことにより、①22時までですが、2,527円70銭の端数を取りまして2,500円といたしまして、その2,500円からその20%に当たる500円を減と。②が22時以降ですが、2,995円79銭から端数を取りまして2,900円としまして、それから上記と同じように500円を減と。よって、選挙事務従事者が1時間当たり2,000円以内、開票事務従事者が1時間当たり2,400円以内とすることで、改正法の範囲内での経費で参議院議員通常選挙における執行経費を確保することができるので、上記の単価で条例改正を行うものであるということです。参考資料としまして、選挙事務従事者の時間外手当を報酬化して条例改正している市ですが、鹿児島市は投票事務が日額1万9,500円、開票事務が日額1万4,400円、薩摩川内市は1時間2,000円以内、鹿屋市は1時間2,000円以内となっております。

○委員長（常盤信一君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はございま

せんか。

○委員（久保史郎君）

今回、報酬引き下げで、それぞれの2.4%の引き下げということで、それぞれの単価を引き下げられたわけですけれども、このことによって、そういう人員が削減されるということにはならないんですね。併せて、時間的にこのことによって開票が遅くなるということがあるのかなのか、試算されていらっしゃるのかどうか。

○選挙管理委員会事務局長（石塚信也君）

開票所、投票所の事務従事者の人員を削減することは、ある程度調整はしますが、考えておりません。あと、当初は最新の投票用紙の読み取り機の購入を予定しておりましたが、執行額の経費が削減されたことで、ちょっと購入は断念したんですが、今業者のほうと交渉しまして、リースでレンタルできないかということ交渉している最中でございます。

○委員（久保史郎君）

もう一点。一応、国会議員の選挙ということでございますけれども、公示あるいは告示になってから、次の日から期日前投票がされますよね。ということで、そこら辺に影響するということはもう全然ないんですね。

○選挙管理委員会事務局長（石塚信也君）

期日前投票に影響をすることは、全くございません。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございせんか。

○委員（宮本明彦君）

1枚目、参考と書かれている鹿児島市、薩摩川内市、鹿屋市、これはいつからこういう形になったと考えればよろしいですか。

○選挙管理委員会事務局長（石塚信也君）

鹿児島市と鹿屋市の時期は調べておりませんが、薩摩川内市は平成22年の参議選からこのようにしているようでございます。

○委員（宮本明彦君）

ちょっと言い方が悪いかもしれませんが、市の職員の方々、開票それから投票所に行かれるわけですよね。市には、振替の制度というのがあるんですか。振替出勤、振替休日、例えば選挙の開票日のときに振替出勤をして、通常の出勤日にして、別の日に休みを取ると、そういうような制度はあるのですか。

○選挙管理委員会事務局長（石塚信也君）

制度的にはございますが、個人的に言いますと、私が期日前投票を16日間と投票日当日に出ますが、土曜・日曜につきましては私は振替をしております。他の職員の方々については、自分の本来の業務とは異なるところがありますので、振替制度はあるんですが、選挙事務においてはそこまではしておりません。

○委員（宮本明彦君）

それは、霧島市においてやってないというのはよく分かるんですけども、他市では何かそういう状況はお聞きになったことはありますか。

○選挙管理委員会事務局長（石塚信也君）

他市でも職員の振替はしていないようでございます。あくまで県内の各市の調査した結果です。

○委員（宮本明彦君）

正直なところは、霧島市はやってみてもいいのかなとは思いますが、その辺の調整というのは選挙管理委員会がやるわけじゃなくて、恐らく総務のほうやるんでしょうけども、そういった御依頼をされた、何か変えましょうという提案をされたことはありませんか。

○選挙管理委員会事務局長（石塚信也君）

その提案につきましては、今回突然、4月10日にそういう執行経費の削減の法案が通りまして、そこまでは今のところまだ提案はしておりません。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員（植山利博君）

確認をさせていただきたいんですけども、このいわゆる非常勤の職員の報酬というのは、職員の方々が選挙事務として開票または投票事務に携わることが、いわゆるその職員であっても、そのときは非常勤の職員という理解でいいんだろうと思うんですけども、そのときに例えば民間の方々が、自治会の方であるとか立ち合いますよね、それにはこれは適用にはならないと考えますが、ちょっと確認させてください。

○選挙管理委員会事務局長（石塚信也君）

投票所におきまして、立会人はもう報酬金額が決まっています。今後、職員数の減とか考えますと広く、今回も今でも一般の市で雇用されている臨時職員の方も投票所での事務をお願いしているんですが、今回のこの報酬化することで、そういう方々も同じ額でしたいと思っていますし、ほかの今後、人員派遣会社から等のそういう投票事務の派遣のことも考えますと、こういう形でしていきたいというふうに考えております、一般からもですね。

○委員（仮屋国治君）

参考までにお聞きしたいんですが、この国会議員の選挙費用は、全額国庫補助だと思うんですが、実費精算ですか。不用額はいただけるのでしたか。

○選挙管理委員会事務局長（石塚信也君）

国政選挙の場合は、全て実費精算になります。

○委員（植山利博君）

先ほど、今後は人材派遣とか、民間の方々、自治会の方々が関わる分もこれで行っていききたいという趣旨の発言をされましたけれども、そうなれば、今条例で規定している費用弁償はもう要らなくなるという理解でよろしいですか。

○選挙管理委員会事務局長（石塚信也君）

今回改正しました霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、あくまで報酬額のこの期日前投票所の事務従事者、1時間につき2,000円以内、開票事務従事者、1時間につき2,400円以内の額で考えております。

○委員（宮本明彦君）

もう一回、議案第48号、19ページですね。そのほかの期日前投票所の投票立会人、それから一番下の統計調査員、これは幾らから幾らに変わると考えたらよろしいですか。

○選挙グループ長（池之上徳幸君）

これは、「(4)第3号の基準によらない報酬は、」のその下、別表中、期日前投票所の投票立会人と、その統計調査のその中に、選挙事務従事者と開票事務従事者の表を入れるということで、例示で書いてあるということです。この間に入れるということです。

○委員（宮本明彦君）

ということは、ここの金額は変わってないということですね。ここは、金額は変わらないということですね。[「はい」と言う声あり]

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員（下深迫孝二君）

よく無投票というのがあるんですけども、あれは夕方5時までで結果が分かるのですか。

○選挙管理委員会事務局長（石塚信也君）

立候補の受付は、告示、公示日の当日、朝から夕方5時までになっていますので、夕方5時を過ぎ

た時点で候補者が定数どおりであれば無投票ということになります。

○委員（下深迫孝二君）

例えば夕方4時頃、お宅のほうに電話をして、今何人来たかとかいうことを聞いたときには、人数は教えていただけるのですか。

○選挙管理委員会事務局長（石塚信也君）

人数を教えるのは、さしつかえないと思います。

○委員（宮本明彦君）

確認です。予算書をちょっと持ってきてないんですけども、今の話の中だったら、賃金と報酬など節別に分かれていますよね。今回は、その賃金とか時間外手当でしたか、そういうところが減額になって、報酬が、その分まるまるアップしたということですが。それは、一般の投票所で立ち合いをされる方々の分も増えたから、その分が増えたという理解でよろしいんですかね。

○選挙管理委員会事務局長（石塚信也君）

あくまで、これまで職員の人件費として時間外で支給していたものを、報酬の単価を2,000円以内、2,400円以内にすることで調整を行ったわけですが、人件費の減額が約2,655万2,000円、選挙事務のほうで1,328万円増額していますので、差額の1,300万円を減額したような形になります。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後2時28分」

「再開 午後2時29分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第48号に掛かる自由討議を行います。委員の皆様で御意見のある方は、ここで発言をお願いします。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第48号に係る自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後2時30分」

「再開 午後2時35分」

△ 議案第53号 霧島市職員の給与の特例に関する条例の制定について

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第53号、霧島市職員の給与の特例に関する条例の制定につきまして審査いたします。執行部の説明を求めます。

○総務部長（平野貴志君）

それでは、議案第53号、霧島市職員の給与の特例に関する条例の制定につきまして御説明申し上げます。国家公務員におきましては、平成26年3月31日までの期間、東日本大震災の復興財源の一部に充てるため、給与減額措置が採られているところでございまして、地方公務員におきましても同様の減額措置を講ずることを国及び県から要請されているところでございます。その要請の主なるものは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示しておりますラスパイレース指数が100を超える場合につきましては、100を下回る状態となるように給料の減額措置を

求めるものでございます。霧島市のラスパイレス指数は、平成24年4月1日時点で、国の減額措置がないものとした場合、99.0でありましたが、国の減額措置を加味した場合、107.2となっております。このために、給料表の各級ごとの削減割合を若年層に配慮いたしながら100を下回るように試算し、職員労働組合に提示しながら労使交渉を重ねました結果、給料と管理職手当につきまして、提案いたしております減額措置を講じる内容にて、6月4日に労使で合意いたしました。このようなことから、平成25年7月1日から平成26年3月31日までを特例期間とした給与減額支給措置を実施するための条例を制定しようとするものでございます。なお、詳細につきましては総務課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○総務課長（越口哲也君）

霧島市職員の給与の特例に関する条例の内容につきまして御説明申し上げます。まず、第1条第1項におきましては、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの特例期間を定めております。その期間に、行政職給料表（一）の適用を受ける職務の級が、2級以下の職員の給料月額について100分の4、3級及び4級の職員について100分の6、5級の職員については100分の7.77、6級の職員については100分の8.5、7級の職員については100分の9.5を、それぞれ給料月額から減額することを規定いたしております。次に、第1条第2項におきましては、管理職手当の月額につきまして、5級及び6級の職員については100分の3、7級の職員については100分の7を乗じて得た額を減額することを規定しております。次に、第1条第3項におきましては、55歳に達した特定職員、つまり6級・7級に在職する課長級、次長級、部長級の職員であります。この特定職員の給料月額の減額支給等の特例に関する措置につきましての適用を規定いたしております。具体的には、特定職員は給料月額を既に1.5%減額中ではありますが、今回はこの1.5%の減額後から更に減額を行う旨を規定したものでございます。次に、第2条におきましては、霧島市施設管理公社などの公益的法人等へ派遣等される職員の特例に関する措置につきましての適用を規定いたしております。同様の減額措置を実施する旨の規定でございます。次に、第3条におきましては、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の特例に関する措置につきましての適用を規定いたしております。同様の減額措置を実施する旨の規定でございますが、現在のところ該当する職員はおりません。最後に、第4条におきまして、給与の減額を算定する場合の1円未満の端数処理につきまして規定をいたしております。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（常盤信一君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（久保史郎君）

ちょっと確認の意味でお聴きしますが、今説明のところ東日本大震災の復興財源の一部に充てるため、国家公務員が削減されていたと。それで、これを踏まえない場合には、国の減額措置がないものとした場合は霧島市は99.0であったという理解でよろしいんですかね。それを引き下げた国家公務員の給与に当てはめたときに初めて、この107.2となったという理解でよろしいですか。

○総務課長（越口哲也君）

そのとおりでございます。

○委員（久保史郎君）

これまで公務員の給与体系につきましては、人事院勧告をほとんどが基本として、その都度対応をされてきたわけですが、先の本会議の中でも今回はそれではないという確か説明があったように思うんですが、そこら辺との整合性は、これまでのやってきたことに対しての整合性はどのようになるんですか。

○総務課長（越口哲也君）

今まで霧島市のこの給与の改定につきましては、人事院勧告に基づくものを基本として改正をしてきました。したがって、国の改定に基づき引き下げるものは引き下げますし、国の改定に基づき

引き上がるものにつきましては引き上げをするという形で実施をしてきたものでございます。今回の部分につきましては、人事院勧告では全く触れられている部分ではございません。あくまでも国の実施に基づきまして国が下がり、それと比較した場合のラスパイレス指数が今 107.2 というような状況であるので、100 を超えている分については 100 を下回るような措置をするようにという国・県からの指導がありまして、この指導に基づいた措置として、この特例条例を今回御提案申し上げているところでございます。

○委員（久保史郎君）

国からのそういう、国・県からのということでございますけれども、県においては今回知事が示された 1,000 人の中国への研修は、給料も職員が減額されたからというような知事は説明をしていらっしゃると。非常に県はそういう矛盾したことをしながら、地方にはこうやって明確に減額をして、例えば霧島市も職員をあと何百人か、またそうやって外国にその分を、税金でとえばあれだけけれども、公費で賄うというのであれば職員もそれでいいんでしょうけれども、そこら辺は霧島市の担当課としてどのような今回の県の対応に、あの 1 億 1,800 万円の件に関してはどのような見解をお持ちなのか。それがその職員給与の減額に代わるものであれば、実質的には引き下げたことにはならないと思うんですけれども。

○総務部長（平野貴志君）

ただいまのお尋ねですが、県のことでございますので、霧島市のほうから申し上げる立場にないということをお断りしたいと思います。若干先ほどのことについて、先ほど人事院勧告に基づかないものではないかということでもございましたので、若干ちょっと経緯を御説明させていただきますと、今年の 1 月 15 日に国と地方の協議の場において、国のほうから地方公務員給与について国に準じた削減措置をするようにという要請があって、そしてこれに対しまして地方の側からは、地方はこれまで国を上回る行革努力を行っており、地方公務員の給与を削減するに当たってはちゃんとした理由が必要であるというようなそういう議論を経てきたところでございますけれども、こういった中にありまして、1 月 24 日に給与関係閣僚会議の審議を経て、公務員の給与改定について閣議決定がなされております。この閣議決定では、平成 25 年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講じるよう要請することとされた、というふうになっております。そして、このようなことを受けて、私どもが地方交付税の算定の場合に国が示しております地方財政対策というこの中には、地方公務員の給与の削減をしたものとしての地方財政計画が立てられておりますので、それに基づいて地方交付税額が算定をされていくわけでございます。そうなりますと、当然に給与のほう下がって単位費用といいますか、そのものが下がっていきますので、当然減額した形での地方交付税の算定の基礎になるものでございます。国としてはそれを防災対策でありますとか減災事業とか、あるいは地方の元気づくりの交付金とかいったような、そういうようなものの部分の特別枠のほうに、その減額した相当額を地方財政計画の中に盛り込んできたわけでございます。そういたしますと、今回私どもが御提案申し上げている、この地方公務員の給与減額のその部分は振り替えられる形になるわけでございますので、本来の財源としてはやはり別なものに振り替えられていくということになってまいりますので、その減額したものを別なものに充てることがどうなのかということ、またそれぞれの自治体のお考えがあるかと思っておりますので、その時々、それぞれのところでその適否はまた判断をしていただけないかというふうに考えております。

○委員（久保史郎君）

ということは、それぞれの地方自治体が、国からの要請によってそういうことを対応しますということですが、日本全国の中では結局ラスパイレス指数によって、確かに霧島市みたいなそういう超えているところがある分であっても引き下げないということもあるのではないですか。その点はいかがですか。

○総務課長（越口哲也君）

本会議の中でも若干申し上げました。鹿児島県内に19市ございます。19市のうち国の基準、引き下げに合わせた場合でもラスパイレス指数の100を下回っている自治体がございます。そこはもう実施しないというふうなようでございます。また、町村の場合におきましては、比較的100を下回っているところもございますので、そういうところも基本的に実施しないというような予定で伺っております。今100を超えている部分につきましては、市においては組合と鋭意交渉中というような情報でございます。全てが確実に実施しているかということころまではちょっと分かりませんが、ほぼどの自治体においても100を超えている県内の所は、減額の方向で調整をしているというような状況でございます。

○委員（久保史郎君）

もう一点だけですね。組合とも合意に至っているわけですから、あえてそのどうのこうの言う必要はないんでしょうけれども、これは26年3月までの特例措置ですよ。そうしますと、その以降は実質的に、また国がそういう方策を示すのかどうか。あるいは、今度は人事院勧告等がそれ以降は入ってくるのか。そこら辺はどうなのか、分かっていたら。

○総務課長（越口哲也君）

この特例条例につきましては、3月31日までということ、一応条例としては失効させていただく予定ではございますので、もし私どもも国がまた来年の4月からというような状況が絶対ないとは、私どもが確約できるものではございませんけれども、今のところは3月までということ、予定はいたしております。それと、人事院勧告につきましては、例年8月の頭に人事院勧告が出ますので、今年の勧告の中で、またどういふ勧告が出てくるのかということもまた今のところまだ分からないところではございますので、その辺の判断はさせていただきたいと思っております。

○委員（植山利博君）

部長の説明を聞きますと、いわゆる人件費相当額の交付税が、本会議の中では3億6,400万円でしたかね、減額になって、その分が防災とか安全とかそういう地方財政計画に振り替わって、減額したものが振り替わって交付されますよと。だから、交付税総額については余り影響はないというようなふうに分かるとは思いますがどうでしょうか。

○総務部長（平野貴志君）

地方交付税の中で、算出の基になります単位費用がありますが、そのものに人件費が組み込まれているものにつきましては、その基となる数字が下がりますので、それで算出をいたしますと当然需要額自体が減ってまいります。その減ったものを、今度は地方の元気づくり交付金でありますとか、あるいは減災・防災の事業でありますとかいったようなものの部分で措置をしますよというような、そういうことではございますので、普通に考えていただければ、人件費を下げた分については別な項目の部分で交付税を算出するので同じだよというような考え方の部分ではございますけれども、それもまだ25年度の地方交付税の算定の部分はまだ来ておりませんので、今のところは国が示しているものはそういう状況であるということではしか申し上げられないところです。

○委員（植山利博君）

不明瞭な部分があろうけれども、今おっしゃったように総額としては余り動かないのではないかと、いうふうに理解をしました。ただ、それが明確に国が言っているわけではないということではございますけれども、私は今回のこのやり方は、これまで地方分権・地方主権を言ってきた国が、このようなことで強制的に地方の公務員の給与の削減を求める、もう怒り心頭という気持ちです。もちろん組合ともう既に妥結されて理解を得られているということではありますけれども、そもそも交付税は、この前も東京で少し勉強をさせてもらったときに、官僚の課長級のお話ですけども、交付税というのは国がいわゆる自主財源で賄われない部分を手当てをした分であって、算定基準は需要額に対してそれぞれ算定しますが、その使い道についてはそれぞれの自治体で、裁量の中で使っていただくんですよ。病院のための交付税であっても全額病院に使ってもらう、そういう性格のものではありませんよと全て言われるわけですよ。言いながら、今回は国の国家公務員の給与を引き下げたので、理

屈はいろいろありますけれども、消費税を上げるための地ならしだとか、いろんな評価は分かれるところですけども、そうしたから地方もやれという発言は、本当に納得がいかない。地方は平成の合併の中で、やはり自治体の経営に係る費用というのは相当効率化を、その職員の給料だけでなく、定数の削減であるとか議会や首長の経営コストの削減というのは国の何十倍もやってきたというふうに私は思っております。この合併を、一民間人として積極的に進めた、関わってきた人間として、もう正に地方分権・地方主権の逆行するやり方だと言わざるを得ないと思っているわけですけども、そこでお尋ねをしますけれども、この前の本会議でのやり取りは、交付税の影響額は3億6,400万円だと。給与の減額総額が2億1,000万円という答弁でした。その差額の9,000万円くらいは余裕があるんだというような話でしたけれども、ちょっとそこをもう一回確認をさせてください。そういうことでよろしいんですか。

○総務部長（平野貴志君）

先ほどは植山委員の交付税の総額は担保されるのかというような、そういうことの部分でございましたけれども、給与削減額が国が示しておりますのが、地方公務員の給与削減額が全部で8,504億円でございます。そして、このうち地方交付税で措置されるものは、地方の元気づくり事業費の部分の3,000億円でございます。残りの防災事業の地方負担分でありますとか、あるいは緊急防災あるいは減災の事業費のトータルで5,523億円につきましては、地方債で措置をするというふうになっておりますので、それぞれが事業をしないとその地方債の活用はできないということでございますので、そういうところでまず1点、補足・訂正をさせていただきたいと思っております。それから、この今回の交付税の影響額でございますが、これが3億6,400万円というふうに試算をいたしております。この中で、先ほど申しましたように地域の元気づくり交付金、これで来るものが9,000万円としております。そういたしますと、残りが2億7,400万円というふうになります。今回のこの条例を議決いただきますと2億1,600万円でございますので、その差額が大体2億7,000万円ですので、2億1,600万円でございますので大体6,000万円程度が不足するということになります。

○委員（久保史郎君）

先般示された、今その金額も書いてあるんですけども、それぞれ2級、3級、5級、示されたわけですけども、この人員が前回、ちょっと確か言われなかったと思っております。人員が何名くらい該当するのか、その人員を。

○総務課長（越口哲也君）

今ここに持っておりますのが1級ごとを全部細かく持っていますが、それでよろしいでしょうか。[「はい」と言う声あり] まず、1級の職員数が77名、一人当たりの額が6万3,016円、2級が67名、一人当たり削減が7万4,142円、3級が263名、14万5,461円、4級が278名、18万8,294円、5級が253名、27万3,899円、6級が86名、31万3,398円、7級が12名、36万9,105円という状況でございます。平均が19万4,112円ということでございます。

○委員（久保史郎君）

3級、4級、5級のそれぞれの一番人数が多いわけですけども、平均で19万4,000円も年間減額になるという、やはり経済的にも多大な負担を受けると思うんですよ。大体年齢的なものは何歳くらいですか。3級、4級、5級ですか。

○総務課長（越口哲也君）

まず、1級では、一番若い人が18歳でございます。一番年長者が27歳。2級につきましては、一番若い職員が26歳、一番上の職員が30歳でございます。3級につきましては、一番若い職員が29歳、年長が41歳でございます。4級につきましては、一番若い職員が38歳、一番年長者が47歳でございます。5級につきましては、一番若い職員が42歳、年長者につきましては59歳でございます。6級につきましては、一番若い職員が50歳でございます。一番年長者につきましては59歳。それから、7級の部長級につきましては、一番若い職員が55歳、年長の職員が59歳ということでございます。

○委員（植山利博君）

公務員の給与は人事院勧告、それからラスパイレス指数ということはよく言われるわけです。このラスパイレス指数なるものがどうも要を得て要を得ないというか、庶民感覚で言えばラスパイレスが国家公務員を100として地方公務員がその100を超えないようにというふうな、いつも100を基準に議論されるわけです。そうしますと、一般的には国家公務員の給与水準と地方公務員の給与水準が、例えば平均で国家公務員が100万円もらっていたとすれば、地方公務員が107万円もらっていたとき、ラスパイレスが107だというふうな、その短絡的な感覚というか、それがあるのではないかと思うんですよね。だから、このラスパイレス指数なるものが、それはその地域によっても地域の民間の給与レベルとか、物価の状況とか、家賃の状況とかによって、実際の給与を比べていかなければいけないわけですよね。だから、そこを踏まえた上で、どういう性格のものだということを説明する必要があると私は思うんですが、部長、その辺はいかがですか。

○総務課長（越口哲也君）

ラスパイレス指数につきましては、あくまでも地方の職員階層が国と同じという仮定の下に成り立っている部分でございます。例えば国家公務員であります、事務次官でありますとか審議官、局長級の職員とか、指定職給料表を使っている職員は全部除外をされた中での比較でございますので、国の全ての国家公務員が比較の対象にはなっておりません。したがって、比較的、地方の場合につきましては、入ったばかりの職員から現職の部長まで全ての職員を網羅した形での比較になりますので、そういう点ではこの比較の方法というのがいかなるものかという感じはいたします。ただ、このラスパイレス指数というのはちょっと読み上げてみますと、各地方公共団体の一般職員の平均給与額を職員の学歴別・経験年数構成などが国と同一であると仮定し、国家公務員の平均給与額を100として算出した指数のこと、という表現がなされておりますので、やはり一定の比較の材料にはなっているのかなという感じはいたします。あと、議員おっしゃいました、例えば住居費の算定の仕方等につきましても、国家公務員の場合ですと比較的官舎とかを持ちながら広範囲に異動をする方が多いという中での給与のラスパイレスも含めて、様々なその手当関係もそういう流れの算定になっております。地方公務員の場合ですと、やはり特に霧島市の職員等におきましては、地についた形でこの地で勤務もいたしておりますので、例えば住居手当の算定の仕方とか、若干やはり国と違った給与の算定の仕方、も現在やはり実施はいたしておりますので、可能な限りこの霧島市に合った給与基準というのは、給与の取扱いというのは現在も行っているのも事実でございます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

「なし」と言う声あり

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後3時17分」

「再開 午後3時20分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案53号に係る自由討議を行います。委員の皆様で御意見のある方は、ここで発言をお願いします。

○委員（植山利博君）

この議案処理は別として、こういう形で先ほども質疑の中で、質疑の中で言うべきではなかったんでしょうけれども、言いましたけれども、地方自治体は昭和の合併から今回の平成の合併に向けて大変な自助努力をしながら血を流して、自治体経営の合理化・効率化というのは推し進めてきたと。これは国の政策の一つでもあったでしょうけれども、我々は自治体自らがそういう意識を持って、自治体主導の合併を進めなければならないというような覚悟でやってきたつもりでおります。また、合併

してから地方債の残高にしても起債残高にしてもやはり大変、市民の方々にも御理解と御協力を頂きながら、また迷惑を掛けながら、経営の健全化に努めてきたと私は自負をしております。しかも、国は地方分権、地方分権と言いながら、この間、国がやるべき国家財政の健全化に向けて、本当に何をやっているんだというような怒りさえ覚えているところであります。起債残高がますます増高するばかりで、1,000兆円を超えようかという状況の中で、もちろん景気対策はやらなければならないけれども、長期展望に当たっては国家財政をどう健全化するかということに本当に真剣に取り組んでいないと言わざるを得ないと思うんですよ、国会議員の定数の問題にしても。地方は合併することによって120人いた議員が48になり、34になり、今度は30で選挙をしようとしているわけです。首長の数にしても副市長の数にしても同じことです。そういう中で、地方は本当に自ら改革に汗を流しているという中で、国が今回、このようなことを強権的に押し付けてくるということは、私は納得いかない、由々しき問題だと。正に地方分権に逆行することだと言わざるを得ないというふうに思っております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第53号に係る自由討議を終わります。

△ 陳情第17号 陳情書（川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について）

○委員長（常盤信一君）

次に、陳情第17号、陳情書（川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について）を審査いたします。この陳情につきましては、平成23年9月の定例会から継続審査となっております。ただいまから自由討議といたしますが、委員の皆様方から御意見があればお出しください。暫時休憩します。

「休憩 午後3時23分」

「再開 午後3時37分」

○委員長（常盤信一君）

再開いたします。陳情第17号についての自由討議があれば出してください。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、陳情第17号についての自由討議を終わります。

△ 議案第48号 霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○委員長（常盤信一君）

これより議案処理に入ります。議案第48号、霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第48号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第48号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第 51 号 財産の取得について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第 51 号、財産の取得について討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 51 号については原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 51 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 53 号 霧島市職員の給与の特例に関する条例の制定について

○委員長（常盤信一君）

次に、議案第 53 号、霧島市職員の給与の特例に関する条例の制定について討論に入ります。討論はございませんか。

○委員（植山利博君）

私は、議案第 53 号、霧島市職員の給与の特例に関する条例の制定について反対の立場で討論をいたします。今回提案をされている霧島市職員の給与の特例に関する条例は、本年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までに期間を特定して給与の減給支給措置を実施するための条例を制定しようとするものであります。これは、国が国家公務員において平成 26 年 3 月 31 日までの期間、給与減額支給措置が採られていることに伴い、地方公務員にも同様の減額措置を講ずることを国・県から要請されたものであります。私は、これまでの間、地方自治体は平成の合併を通じて本市は 1 市 6 町が合併をしたわけでございますけれども、このことによって大きく行財政改革が推し進められてきたと確信をしております。職員定数の削減それから特別職の削減等を通じて、職員特別職の給与の総額の減額が非常に大きな規模で削減をされてきました。この間、霧島市の基金残高、それから起債残高もそれぞれの努力の甲斐あって好転をし続けてきております。また、一方、国においては国家財政の健全化をうたいながら 1,000 兆円を超えるような起債残高は年々累増するばかりであり、財政の健全化に対して努力をしておられるという実感が、地方の我々には全く感じられないところです。国は地方分権を声高に叫びながら、地方公務員の給与を高圧的に削減することを求め、地方交付税に給与分の減額を一方的に減額をするなど、またその財源を起債を起こすことによって、事業の地方の安全安心及び防災、それから元気交付金ですか、そういうものに充てようとしておりますけれども、国の強権的なやり方は納得できるものではありません。確かに地方において公務員の給与と民間の給与の格差を言われることもありますけれども、それは市職員のシンクタンクとしてのやはり優秀な人材を確保するという観点からの、私はある程度高い条件でいい人材を集めるということは、地方分権の本当の本質に関することだというふうに思っております。ですから、今回のこの霧島市の職員の給与の特例に関する条例については、今述べましたようなことを理由として反対をするものであります。委員諸兄の御協賛をお願いして、私の反対討論といたします。

○委員長（常盤信一君）

今、反対討論がございましたけれども、原案について賛成の方がいらっしゃいましたら発言を求めます。ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないということですので、討論を終わります。採決をいたします。議案第 53 号について原案のとおり

り可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者5名、起立多数と認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 陳情第17号 陳情書（川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について）

○委員長（常盤信一君）

次に、陳情処理に入ります。まず、陳情第17号、陳情書（川内原発増設計画の中止などを求める意見書の採択について）、討論に入ります前に、この審査の取扱いについてですが、休憩中でありましたが先ほど継続でという御意見があったかと思いますが、その方向で確認をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、陳情第17号については継続審査ということで決定をいたしました。

△ 陳情第1号 場外舟券売り場「ミニポートピア霧島」の設置計画に関する中止を求める陳情書について

○委員長（常盤信一君）

次に、陳情第1号、場外舟券売り場「ミニポートピア霧島」の設置計画に関する中止を求める陳情書について討論に入る前に、採決するか継続するかをお諮りしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員（下深迫孝二君）

今日、業者もまた反対される方にも話の機会を見てしてみたいということもおっしゃっておりますので、少し継続という形で時間をかけたほうがいいのかという気がいたします。

○委員長（常盤信一君）

ほかにございませんか。

○委員（植山利博君）

委員長のほうからぜひ陳情者に対して業者の方々の説明会だけは聴くような機会を作られてはどうですかというようなアドバイス、また今回の陳情の基盤となる賛成・反対を採られたようですけども、その34の賛成の自治会が、自治会そのものが意思がどうなのかというのを諮っていないということでしたので、もう少し継続で9月議会で議論を。我々も調査・研究をすべきですけども、本当に地域の声なのかどうかと、もう一回、自治会の声を反映するような形で確認をしていただけませんか、この2点を陳情者に対してお願いすると。そのことも含めて審査をして、委員会としての結論を出したいということをぜひ伝えていただきたいというのが一点。それから2点目は、せっかくですから金峰とか、それからさつま川内とか、こういう施設に私も行ったことも見たこともありません。ですから、できれば1日かけて、金峰、天文館、さつま川内くらいは1日あれば見れると思いますので、適切な時機を捉えて、せめて2か所ぐらい現場を見て、その上で我々も判断をしたいと思いますので、そういう機会をぜひ作っていただきたいと、お願いしたいと思います。いかがですか。委員の皆さんに諮っていただきたいと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかに関係して、ございませんか。

[「なし」「異議なし」と言う声あり]

それでは、継続という御意見が多数あるようです。さらに、継続する中身についても、業者に対する問題等を含めて2点、それから視察の関係1点を含めてぜひ実施をしながら、継続の期間中に調査をするということもお願いをしたいということでしたので、そのことを含めて継続ということで判断をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、陳情第1号、場外舟券売り場「ミニボートピア霧島」の設置計画に関する中止を求める陳情書については継続審査と決定いたしました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後3時48分」

「再開 午後3時52分」

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。以上で本日の審査が全て終了いたしました。委員長報告に何か付け加える点がございましたら発言を求めます。ございませんか

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、報告につきましては、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。それでは、そのようにさせていただきます。以上で、本日の審査はこれ終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後3時52分」

「再開 午後4時08分」

△ 所管事務調査

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいまから所管事務調査を行います。本日は、固定資産税の調査等に係る送付方法及び個人情報の管理状況について、調査をいたします。本件は、平成25年3月の定例会中の予算常任委員会において、徳田拓志議員から百条調査委員会の設置の提案がありましたが、議会運営委員会の決定に従い、総務常任委員会の所管事務調査として調査を実施するものであります。したがって、その経過等も含めて御説明もいただきたいというふうに思いますが、先の一般質問等でも本人が、当局に示した点もございしますが、重複しない範囲等で状況等を含めて、分かりましたら説明をお願いします。

○総務部長（平野貴志君）

まず1点目に、固定資産にかかる家屋全棟調査につきまして、御説明を申し上げます。税務課では、平成24年度の固定資産税の評価替えに向けて、平成21年10月2日に霧島市家屋全棟調査業務委託について、指名競争入札の落札業者である国際航業株式会社と委託業務契約を締結し、平成24年3月31日までを契約期限とし、市内の家屋全棟調査を実施いたしました。これは、評価替えをするにあたり、現在の家屋課税データと現況家屋との照合を行い、未評価家屋や滅失家屋を抽出し、公平、公正な課税を行うことを目的として、霧島市固定資産（家屋全棟調査）評価業務特記仕様書に基づき、市内全域におきまして、課税家屋及び未評価家屋等の全ての家屋を現地調査するものであります。業務

内容といたしまして、まず、税務課職員は、家屋課税データと家屋の評価調書とを照合する作業を行っております。委託業者は、地籍図上に航空写真を基に建物の形状を重ね、職員の作業で一致した家屋について、家屋番号を付与し、課税データと現況家屋とを照合する作業を行います。その後、委託業者による1次調査は、先の作業に基づき家屋現地調査票と現地調査地図を作成し、この資料を基に現地調査を行い、評価漏れ家屋・増築家屋・滅失家屋・用途変更家屋等を把握することになります。次に、2次調査といたしまして、1次調査で抽出された評価漏れ家屋や増築家屋の構造・用途・建築年月・床面積・所有者等を現地での聞き取りにより調査を行うことになります。この調査で聞き取りができなかったものにつきましては、当該建物の所在する地番に返信用封筒を添付して家屋調査票を配布いたしますが、当該建物が倉庫等で敷地内に住宅がなく、調査票を配布できない場合や所有者が特定できない場合は、税務課で固定資産税の課税台帳、地図情報システム、収納管理システム等に基づき、所有者及び住所を調査する方法をとっております。その後、これらの調査により所有者や住所が判明したものについて、委託業者へデータで送付することになります。次に、委託業者は、所有者・住所・建築年等を問い合わせる家屋調査票を当該所有者等に郵送いたします。この家屋調査票が返送されますと、これらの得られたデータを基に委託業者が課税データを作成し、それを税務課職員が確認を行うことになります。2点目に、個人情報の管理状況につきましては、委託事業者との業務委託契約書におきまして、本業務にかかる守秘義務を明記しております。さらに、特記仕様書におきましては、特記事項の中に準拠する法令として、個人情報保護法及び霧島市個人情報保護条例を掲げ、資料貸与時の手続やセキュリティ対策を定めており、これらに従い業務を行っております。次に、税務課に携わる職員が税務課及び収納課所管の個人情報を知りうるのかということにつきまして、地方税法に基づき、賦課・徴収する税業務に携わる職員に対しまして、市長が徴税吏員として委任をいたしており、課税情報・収納情報を共有し業務に携わっております。例えば、課税対象の可能性のある建物が全棟調査で新たに判明した場合、土地の所有者と建物の所有者が異なる場合や所有者が死亡されている場合など、税務課が所管する課税情報では分からないような場合、収納課が所管する収納情報を利用する場合があります。課税情報の場合、納税管理人がおられないなどのケースでは、このようなケースが多いところであります。税に関する情報には、個人情報が特に多く含まれておりますので、その取扱いには細心の注意を払うとともに、入念な確認を行う必要があります。職員は、公務員として全体の奉仕者であり、本市は、合併以来、市民サービス向上のため、行財政改革や人材育成に取り組んでいる最中でもあります。今後も引き続き、業務上の注意喚起、公務員としてのモラル向上、業務に対する心構えなど、職員一丸となって市民サービスの向上に努力してまいります。なお、調査票が福岡の消印ということもありますが、業務委託を行っておりますのが国際航業株式会社の請負っている受注者は鹿児島支店でございますが、福岡から発送しておりますので、消印が福岡となっていることで補足させていただきます。

○委員長（常盤信一君）

今の件について、ただいま執行部の説明は終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（下深迫孝二君）

避けて通れませんので、委員長に付託になっていきますから少しお聴きしますけれども、封筒に「めっちゃ滞納」という印刷がされていたわけですね。これは何でああいうところにそれが出たのかということをもっと1点お聴きします。

○税務課長（谷口信一君）

本人に確認しましたところ、確かな記憶はないけれども、私のパソコンから出ているから私が入れたんだろうという回答だったんですけれども、自分のパソコンの中で調査する中で、これは自分のパソコンで人が誰も見ないという、そういう安心感の中で、そういう不適切な言葉を入れてしまったのかなというふうに、私たちは想像しているところであります。

○委員（下深迫孝二君）

文書の中に書いてあったならばまだしも、本人さんしか見ていないわけですよ。ただでも封筒に書いてあったということは、郵便局が配達する配達人などはそれを見ているわけですよ。そして、守秘義務があるといえども、「昨日は封筒にこんなことが書いてあったよ」ということを、例えば仲間同士で話をした場合、やはり書かれていた人にしてみれば個人情報といえますか、プライバシーの侵害と言いますか、そういうものを受けられたのではないかという気がしてならないわけですが、その部下の方のパソコンの点検とかというのは全くされていないのですか。

○税務課長（谷口信一君）

通常、基幹システムであれば、入るときに自分の持っているパスワード等を入れて入っていくのですが、今回の場合はデータとしてエクセルでもらったデータをそれぞれの担当ごとに振り分けて、そこに入力したという状況ですので、パスワード等を設けて決まった人しか入れないとか、そういうようなシステムは組んでいなかった状況です。それから、先ほどちょっと説明し忘れましたが、住所の後ろに出てきたということで、多分、本人としては、特記事項とか備考欄のところに入力するつもりで入れたのが間違っ住所の後ろのほうに入ってしまったという状況ではないかなと推測しております。

○委員（下深迫孝二君）

例えば、「めっちゃ滞納」とかいう言葉は若い人は使いますけれども、年配の方は滞納大とかいろんな表現の仕方があると思うのですよ。だけれども、やはりそこらの指導も、もう少ししていかなないと、あなたも今度税務課に行かれたばかりで、前の課長時代だと思いますけれども、やはりその言葉自体が、役所で使う言葉ではないと思うので、行政として使う言葉じゃない。そういうことをこの問題が発覚してから、例えばパソコンでそういう入力をする職員に対して指導されましたか。

○総務部長（平野貴志君）

まず、今回の件について、関係の皆様方に多大な御迷惑をおかけしていることをお詫び申し上げます。今回のいくつか課題があるわけですが、まず、いかなるものでございまして、このような不適切な表記をしているということが、最も市民サービスを努力している、特に市役所の職員、地方公務員として、不適切なものであるというふうにまずは認識をいたしております。それで、この表記のものが、どこに書いてあったかどうかというところの部分はもちろん論外でございまして、まずそこのお詫び申し上げたいと思います。それから、今申し上げました特記すべき事項の項目のところ、その担当する職員が情報を共有しておりますので、そういう書く欄がございまして、例えばいついつ不在であったとか、あるいは、この建物は倉庫だけであるので、調査票は配付をするところはないといったような、そういうものを書くべきところに特記事項というものがあったわけがございまして、そういうところに特別に何か目印になるようなものを書くのであれば、そういうことが適切などころであったというふうに思っておりますので、このものがどこに書いてあったとかという、そのものではなくて、こういうことを表現してやっていたということが、まずは一番反省すべきところであると思います。それから、表現の仕方というのは、個人情報の関係がございまして、そのものがどうであったかというところについては、私どもとしては答えることはできませんので、その点については御了承賜りたいと思います。

○委員（下深迫孝二君）

起きてしまったことは、仕方がないわけですが、やはり受け取った人にしてみれば、本当に嫌な思いをされたということが事実だろうと思います。今後はこういうことのないように十分気を付けていただきたいということと、まず、先般本人さんからの一般質問の中で副市長が答弁をされましたけれども、謝罪のない中で、罰としてはいろいろ調査をしてみたけれど、こういう罰しか該当しないんだということだけを優先しておっしゃっていたという記憶が私はあるんだけど、まず、ああいふ時には自分達の部下が、そういう不始末をしたわけですので、まず謝罪から先にされるべきではないのかなということを感じましたので、市長はまず先に謝罪をされたんですけど、副市長は謝罪をされたというのではなくて、その処罰の対象がこれしかないというようなことに終始されていたよ

うな記憶がありますので、やはり、ミスを犯したときには必ず、上司である人たちは謝罪からすると、そこから始まれば問題も早々大きくもならず、なっていくだろうという気がします。1,200人ぐらいですか、今、職員がおられるわけですから、臨職まで入れれば千八百、九百という職員がいるわけですから、間違いもたまにはあるかもしれません。だけど、やっぱり最小限度に食い止めないと、市民は納税者であるんだということをきちっと受け止めていただきたいということを要望して終わります。

○委員（塩井川幸生君）

私はまだちょっと全体像が把握できないのですけれども、この国際航業に委託業務されて、問題になったやつは福岡から送ってきたとなっていますよね。市の職員がしたわけですね。こっちでデータを打ち込んで、データだけを福岡に送って、それがそのまま封筒のエクセルで作ったそれが、間違ったやつがそのまま処理されて送られたという認識でいいのですか。

○総務部長（平野貴志君）

そのとおりでございます。担当職員がそれぞれの自分の担当の箇所をデータ作成いたしまして、その必要なものを全て委託業者のほうにデータで送ったと。そして委託業者のほうは、それを封筒に印字をして、それをそのまま郵送したということでございますので、その点でも例えば、住所の印字が間違いはないとか、というようなそういうものが、例えば極端に申しますと、御本人と住所の欄がずれてしまえば違う人に行ったりするわけでございますので、そういうようなチェックというようなものがあつたとするならば、防げた事例であつたかもしれないと思いますし、また、そのものを一旦役所のほうで受け取って、そしてそれを確認していけば、こういうような事態も避けられたのではないかと思いますので、そういう体制のところは一連の流れのなかでやってしまったというような、そういう安易な、非常に個人情報等もありますし、また、納税者の方々に対する信頼というものが失われたというのもございますので、そういうのがあれば防げたのではないかというふうな、非常に残念な思いもございます。

○委員（塩井川幸生君）

そのエクセルで作った、それで特記事項のところの、それがそう簡単にそこに、宛名の後ろにシフトするような簡単なエクセルだったのですか。それで、何でこれ間違うだろうと、それがあつたんだつたら1件じゃなくて、何件かあつたんじゃないかと私は思うわけですね。1件だけじゃなくて、他の人は気付かずにそのまま何もないんじゃないかと思うのですが、そこらは確認されましたか。とにかくチェックされていないということは、一番いけないですよ。

○総務部長（平野貴志君）

私が申し上げましたのは、今回の場合は住所の後ろに、そういう不適切な表記がしてあつたわけでございます。本来ならば何かそういう特別に残しておかなければならないような、先ほど申しましたようなことがございまして、それは特記事項の欄のところに当然記入をしておくべきでございますので、そこではなくて、そのものは住所のところに、住所欄にあつたということでございますので、そういうところも非常に現時点で調査が難しいところでもございます。

○税務課長（谷口信一君）

件数は全体で1,142件を発送したわけでございますけれども、その中の1件ということで、御指摘があつた後、職員が作ったデータを全て確認しましたけれども、これ1件だけでございました。

○委員（塩井川幸生君）

今さっき、下深迫議員が言ったとき、チェックができないようなことを言ったけど、そうやってチェックができるわけでしょう。データのチェックが全部できるようになっているわけでしょう。そこが一番仕事の確認という点で、一番怠った点ですよ。だから、その子だけが悪いわけではなくて、上司も駄目なんですよ、管理責任があるわけですから。そういったところが1件で済んだからよかつたようなものの、そういった間違いがない再チェックをこれからもしっかりとさせていただきたいと思えます。

○委員（脇元 敬君）

まず滞納状況を把握しているというのは、何課になるのですか。

○総務部長（平野貴志君）

収納課でございます。

○委員（脇元 敬君）

であれば、先ほど説明があった収納課が所管する収納情報を利用する場合は、これに当たるということで、この説明がわざわざ入っているのですか。

○総務部長（平野貴志君）

そのとおりでございます。

○委員（脇元 敬君）

であれば、今回のその記述があったのは収納課のデータということですよ。

○総務部長（平野貴志君）

その点については、事実の確認はいたしておりません。また、個人情報でございますので、その点があったかどうかということにつきましては、お答えすることができないということでございます。

○委員（脇元 敬君）

そのデータが出たのは、その当該職員の方のパソコンだというのは確認できたということですが、その基のデータはエクセルで作られたデータで、収納課のものかも今言えないということですかね、ということですよ。今の話の流れで私が聞いている限りは収納課のデータじゃないかと、恐らく出した彼女のデータではないのではないかと、私はこの説明を聞いて思いました。収納課のほうの調査はされたのですか。

○税務課長（谷口信一君）

収納課のほうのデータについては調査しておりません。

○委員（脇元 敬君）

今の話の流れだと、私は収納課のデータだと思ったので、今そういう疑問をしているのですけれども、これはやはり収納課のほうも調べられるべきではないでしょうか。そちらのほうで打ち込まれたデータではないですかね。

○税務課長（谷口信一君）

打ち込まれたデータ自体は税務課のほうで、固定資産税グループのほうで打ち込んだデータです。

○総務部長（平野貴志君）

先ほど申しましたように、課税側は新たな課税対象となる可能性のあるものでございますので、その建物の所有者がどなたであるかというのは分かりません。で、土地の所有者と建物の所有者が違う場合がありますので、そういうものごときに、課税のほうはデータを持っていませんので、収納側のデータを見に行くと、例えば誰がその土地のところは納めておられるのか、管理を誰がされているかというのを見に行く必要がありますので、そういう面で、税務課の職員も収納課の職員もそういうお互いに情報を持っていて、そういうことをやると。今回の場合も、そういうものの中にあつたと。課税側と収納側のデータの情報を見なければ、所有者が分からないというような、そういうケースでございます。

○委員（脇元 敬君）

いまいち分からないところもあるんですが、私見ですけども、所有者と違って、倉庫の持ち主が分からないから、私たちは封筒を全部見ているのでわかりますけれども、その前に企業名が入ってましたよね。企業名が入って「めっちゃ滞納」と書いてありました。ということは、住所そして企業名までが収納課のデータじゃないかと思うんですけども、税務課で打ち込んだものですか、それとも収納課が持っていたデータですか。

○総務部長（平野貴志君）

収納課のデータを参考にしていますけれども、それを入力するのは税務課の職員です。

○委員（脇元 敬君）

それは必ず打ち込んでらっしゃいますか。それとも、コピーして貼り付けているようなことはないですか。

○税務課長（谷口信一君）

これはシステムが全然違いますので、入力しております。

○委員（脇元 敬君）

税務課のデータはエクセルデータだったという話でしたね。収納課はどういったデータですか。

○税務課長（谷口信一君）

収納課のデータは、基幹系システム、税務課の課税情報とか課税のシステムとか福祉のシステムとかを全部まとめた基幹系システムの中の一部でございます。

○委員（脇元 敬君）

そこには当然記述があって、住所、企業名だったり、個人名だったり、入っていると思うんですが、それをコピーすることは可能ですよね。

○固定資産税グループ長（江口元幸君）

パソコン上でコピーをすることはできます。

○委員（脇元 敬君）

であれば、当該職員が実際に打ち込んだかどうか、コピーをして貼り付けたかどうかは確認はされてないということですよ。

○税務課長（谷口信一君）

どのような方法でそこに打ち込んだかというのは確認しておりません。

○委員（脇元 敬君）

であれば、先ほど言ったように収納課のデータのほうにあった可能性もあると、私は思うんですよ。分かりませんがね。滞納状況が書いてあるわけですから、「めっちゃ滞納」というのは。滞納状況があるデータにあるべきものが書いてあるわけですから、そうじゃないかなと思うんですよ。ぜひそこは調査をしていただくべきだと思います。エクセルデータなので、私の個人の見解としては、エクセルは欄を動かせるわけですね。その欄が重なっていると見えなくなる記述も多々あるというのが、僕の認識なんです。今回はそのパターンかなと思ったりもするんですけど、エクセルデータのほかのものにはなかったということですけども、実際、印字をしたものは見てらっしゃらないわけですよ。エクセルデータの「めっちゃ滞納」と書かれているところには、しっかりそのように書かれていたんですか。

○税務課長（谷口信一君）

これは、住所の後のほうに入っていました。

○委員（久保史郎君）

今、説明をいただきましたけれども、取扱いのやり方の説明であって、今回問題になっていることにほとんど触れてらっしゃらないわけです。私どもも早くから委員会が付託を受けておりましたので、本来であれば一般質問に入る前に委員会で協議をしておけば一番よかったんでしょうけれども、職員さん自体がそういうことを本当に打ち込んであったとするならば、本人がそういう思いで書かれたとするならば、通常でいう社会人としての常識がないんですよ。ましてや、公務員としてのモラルがありません、この人は。徳田議員は、一般質問であのように言われましたので、個別の名前を出して問題ないと思いますけれども、言われたのは、職員に対する個人情報の保護じゃなくて、それを漏らしたんじゃないかと。だから、どのような市として本人に対する罰則規定を適用したかということが一番強く言われたんだと思うんですよ。市としては文書戒告ですか、訓告のどちらでしたか。

○総務課長（越口哲也君）

本人に行った処分は、文書訓告でございます。

○委員（久保史郎君）

今後も、臨職まで含めて1,800人からいる職員であれば、いつも不祥事は出てくると思うんですよ。その度にこのような、特に個人情報に触れるような内容のものであるならば、当然、今回の事件を踏まえて、市としてはそのような職員に対する服務規程、罰則条項でもなんでもいいですけども、そういうのはきちんと精査されるべきではないですか。

○総務課長（越口哲也君）

霧島市には、霧島市職員の懲戒処分に関する指針がございます。これは国も持っているものでございまして、国が示したものをベースにして私どもも実施いたしております。中身につきましては、特に飲酒運転等が、5,6年ほど前に福岡で起こってから飲酒運転に対する対応を厳しくということで、全体の中でもそういう部分に対しては、国よりさらに厳しい規定といたしまして盛り込んでいただいております。この中には、様々な規定がございまして、また当然、当該職員が複数回同じようなことを繰り返したり、若しくは普段の勤務態度、例えば遅刻があるとか、早退があるとかということであれば、更にそれを重ねて処分ができるような体制をとっているところでございます。

○委員（久保史郎君）

今回のことに関しても文書訓告しかできないということに対して、被害者である徳田さんは納得していらっしゃるわけですね。今言われるように例えば遅刻、2回3回あれば重い処罰をしますよと、そういうのは被害者がいないから、本人だけだからそれでいいと思います。しかし、このように市民に多大なる迷惑をかけ、議場で市長や副市長が頭を下げなければならないような事例に対しては、それなりの規定を設けなければいけないんじゃないかと思うんですよ。国に準じましたとか、通常の周りの市町村じゃなくて、結局、困るのは自分たちの、ほかの市職員であるし、あるいは首長であったりするわけですので。私は、今回の事例を踏まえて、そこら辺は検討されるべきだと思います。特に今回の説明の中でも、個人情報の保護に関してはいろんなことが書いてあります。書いてありながら、限りなくそれに近い漏らし方をしたような職員に対して、文書訓告だけで済ませたということに彼の憤りがあるんじゃないかと思いますが、その点はどのように考えますか。

○総務部長（平野貴志君）

まず、こういう形で住民の方に御迷惑をおかけしておりますけれども、今の指針よりも厳しいものをということでございますが、地方公務員法とか、様々な法律の範囲内での規定といたしますか指針でしかできないわけでございますので、今回の場合も地方公務員法の中で様々な形で検討をいたしましたけれども、それではできませんので、改めて本市が持っております懲戒処分に関する指針といったようなものも照らし合わせたところでございます。しかしながら、あつてはならないこういう不適切な表現で住民方に非常に御迷惑をおかけしているんですけども、この不適切な標記を故意にしたとか、そういうものではないということでございましたので、今回の場合も懲戒処分というものではなくて、文書訓告という処分をしたということでございますので、それぞれ行政実例とか様々なそういうものも検討した結果でございますので、法律より重い霧島市独自のものを作るのはできないわけでございますので、そういったことから今回の経緯に至ったということで御理解賜りたいと思います。

○委員（久保史郎君）

私は理解しますよ、該当者じゃありませんから。しかし、このように長いこと引きずって、議場で、インターネットを通じ、ケーブルテレビを通じて該当者の名前まで声高に叫ばれると本人も大変です。通常で不祥事があれば、市長や副市長や教育長なんか減額1割とかすぐどこもされますがね。やっぱり、公務員の皆さん方が、周りから見たときに身内に甘いにとられるような感覚の在り方ではいけないと思います。重い罰則を課せとは言いませんけれども、それなりの犯したことに対する、周りから見たときにも、そういう処分があったんだなというくらいの取組は霧島市として、今後していかなければ、地方公務員法では対応ができませんというようなことでは、私はいけないと思います。この件に関しましては、市のトップの中でも協議をさせていただいて、今後そういうことがあったときにはどうするかということは真剣に協議をさせていただかないと、2度、3度あつて初めて処分がで

きますと、内容によっては2度、3度あることと、あつてはならないこととあるわけです。そこら辺はたてわけていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○総務部長（平野貴志君）

最初に言われましたように、職員の資質の向上でありますとか、モラルといったようなもの。例えば、日々、出勤をするときに、目的、目標を持ってくる、あるいは毎週その週の目標を立てる、あるいは毎月その月の目標を立てる、あるいは1年間の目標を立てると言ったような、職員がそれぞれ自分の置かれている職責を全うするために鋭意取り組んでいくべきものというふうに思っています。このようなことが起こったということは、もちろん、こういう不適切な表現というものもあつてはならないこととございますが、職員がいつも職務に対して一生懸命努力をする姿勢を持っておらなければならないと考えておりますので、私どもといたしましては、今後は二度とあつてはならないと思っておりますけれども、そういう前に、改めて職員の意識を促すことにまず最大限の努力をさせていただきたいと思っております。そういうことによって、職員がそれぞれ今の業務の方法で確認不足があるとか、このような課題があるとかいったようなものを随時改善していくような、そういう取組をまず進めたいと。そうすることによって、このようなことがなくなるというようなふうに、まずは努力をさせていただきたいと思っております。併せまして、今お話がありましたけれども、それにつきましても、今のこのものが最良の方法で作られてはおりますけれども、罰するというよりも伸ばしていきたいというふうに考えておりますので、何らかそういう形でまた別な方法でできないのかを検討させていただきたいと思っております。

○委員（脇元 操君）

「めっちゃ滞納」という、物件に対して、相当な金額なんですか。相当な滞納があつたわけですか。それはどうなんですか。

○総務部長（平野貴志君）

その表記があつたことは事実でございますけれども、そのことに関しては税情報でございますので、その点につきましてはお答えができないところでございますので、御理解賜りたいと思っております。

○委員（脇元 操君）

今はやりの言葉なんですけれども、考えによっては滞納が大きかつたんじゃないかなというふうに考えるんですよ。従って、なんでこういう言葉の表現が出たのかなと思つているんですが。だから、その人の思惑でそういうふうになつたのかなというふうに思つているんですが。考えようによっては、滞納が相当数あつたのかな、あるいは物件に対しての金額が大きかつたのかなと捉えたんですけど、その辺はどうですかね。

○総務部長（平野貴志君）

先ほども申し上げましたように、課税上の公開できない情報でございますので、お答えできないということでございます。それと、先ほど申し上げましたように、収納側のデータの一部を活用して課税側が住所等の入力をいたしておりますけれども、それ以外のことにつきましては、確認をしていないところでございます。

○委員（宮本明彦君）

消印が福岡であつたところですね。担当から業者に直接エクセルのデータが行つたんでしょうね。これは、担当から直接業者。例えば、担当から誰かひとり税務課の中で取りまとめをする人がいて、そこから出て行つたのか、その辺はどうですか。

○税務課長（谷口信一君）

調査自体が、それぞれの地区に振り分けてして調査しておりますので、最終的には取りまとめする担当の者がおまして、それがまとめて業者に渡したということでございます。

○委員（宮本明彦君）

ということは、送る時にチェックができたはずだということなんですね。今回からそのチェックが入りますよ、という理解でよろしいですか。

○税務課長（谷口信一君）

今言われたとおり、チェックをしていなかったというのが一番の問題でございます。今後は、照合とかチェック体制を強固なものにしてやっていきたいと思っております。

○委員（宮本明彦君）

確かに、「めっちゃ滞納」というのは、これは収納課しか知りえない情報なんですよ、収納のシステムを見に行くと。ということは、税務課の方が収納状況まで全てわかるような、閲覧できることになっていたということなんですよ。ということは、そこで余計な情報を知り得ないようなシステムにするというのはできないものなんでしょうか。

○総務部長（平野貴志君）

そのことが事実かどうかというのは申し上げられませんので、不適切な書き込みをした、そのもとが収納データであったかどうかというのは確認をいたしておりませんので、その点についてはお答えできません。先ほど申しましたように、地方税法で市長村長が税務課の職員と収納課の職員は賦課をしたり、徴収をしたり、様々な調査をしたりでございますので、そういう面では徴税吏員という、別途委任を受けているわけございまして、普通の職員とは違う権限を持っているわけございまして、それで、その職員は、それぞれ調査をしたり、課税や徴収をしたりするときには、相互にデータを見に行くことがございますので、そういう点では、お互いに情報は知りうる状態にあるということございまして。当然にそういうデータを見る場合には、パスワードを持って情報を見に行くわけございまして、そういうところはちゃんと制限をされています。

○委員（宮本明彦君）

知り得る情報だ。だから収納のシステムを見ることができるんですよ。だから、そこに税務の方だったら制限をかけられないかなということなんですけれども、そこはできないんですかっていうことなんです。収納と税務と、もう本当に分けた形で、見れる範囲を制限するという意味なんです。

○総務部長（平野貴志君）

本市の場合は、課税側と収納側と、税務課、収納課ということで分けておりますけれども、本来は、例えば課税をしっぱなしで、その収納状況は見ないとかというようなことはおかしいわけございまして、それぞれがやはりちゃんと情報が共有できる状態でないと、適切な、公正公平な業務ができないのではないかと考えております。

○委員（宮本明彦君）

担当からグループ長なりがデータをまとめて、それを業者に送りますと。ほかの部署でこういった事例はないんですかね。今回のような悪い事例という意味ではなくて、そういう送っている事例があるかどうかということなんです。

○総務部長（平野貴志君）

課税データあるいは収納データ等につきましては、もうこの二つの課しか取扱いができませんので、ほかのところではこういうことはまずないと思います。

○委員（宮本明彦君）

業務委託をして、ほかのところから発送させるという意味の仕事のシステムということなんですけれども、それがいいかと。

○総務部長（平野貴志君）

例えば、健康増進課で個人の情報がたくさんございますけれども、そういったようなものを業務委託をするというのはございますが、ただ、健康増進課のほうは健診データとかも全て市のほうで発送しておりますので、その点では、チェックはかけられる状況にあるというふうに考えております。

○委員（宮本明彦君）

ということは、委託しているけども、全部受け取って、そして一回チェックをして、それから発送すると。そこまでチェックができていて、ほかの部署はチェックができていますよという理解で

もよろしいですか。全体を言うことはちょっと無理があるかもしれないですけども、例えば選挙管理委員会の投票の発送であり、そういうところは全部見れてるというお考えでよろしいですか。

○総務部長（平野貴志君）

ほとんどの場合が、一部委託業者に仕事をお願いしている分もあると思いますけれども、本来、封筒自体を役所の中で保管をしておりますので、そういう点につきましては、ほとんどが直接、市役所から投函をしているというふうに考えております。

○委員長（常盤信一君）

もうすぐ午後5時になりますが、このまま調査を進めますので御了承願います。

○委員（植山利博君）

例えば今回は、福岡から発送されているわけですね。ですから、例えば霧島市の家屋の全棟調査の業務委託をされて、そのデータが返ってきて、こっちでそれを検証して、新たに課税をしなきゃいけないとか滅失したというのを精査して、住所を打ち込んで、また向こうへデータを送られて、向こうから発送されているわけですから、その段階でそれぞれのエリアを担当しているのを1回取りまとめているわけですから、いずれにしても今後は、そこでチェックをかけるなりするべきだろうと、そういう対応はとられると思うんですけども、例えば市営住宅の滞納の管理を、今も業者に委託をされていますよね。そうすると、あれも発送される時には、あれはもう業者から直接送られますよね。だから、そここのところをですよ、どっちかがきちんと責任を負うような体制をとられないと、例えば向こうが、データを送られたものをそのまま送るんだから、向こうは落ち度はないよと。こっちもチェックはかけていなかったということです。業務委託をして、それぞれは仕事を分担されているわけですから、今後はやはり全てのそういう業務委託が、中途半端にならないように対応をされるべきだろうと。ほかの部署でもいっぱいあると思います。今後は一部外に出される業務がだんだん増えてきているわけですから、こういうことが二度と起こらないように対応されるべきだと思いますが、どうお考えですか。

○総務部長（平野貴志君）

今、御指摘いただきましたように、今回の件につきましても何回かそういう確認を、チェックをする機会があったわけでございますけれども、それがうまくされずに、こういうような事態を招いたことは非常に遺憾でございます。今後、様々な形で業者に委託をしている業務等がございますので、そういうところはちゃんとチェック機能が働きますように、またこのようなことが起こらないように最大限の努力をさせていただきたいと思っております。

○委員（植山利博君）

そのこととですね、たまたまこの1件はこういうことであつたわけですがけれども、やはりきちっと、申請がなくて新たに倉庫を造られたり、本人は簡易な建物だから、これが課税対象にならないというように受け止め方をされているものを、きちっと全棟調査をされながら新たに課税をするとか、また滅失をして課税の根拠がなくなったとかいう、新たにそういう展開ができるものについては、やはり丁寧な説明も必要なのかなと。その上で、公平・平等に課税をしていくと。今回の1,142件は、新たに課税の対象になっていますよと、さかのぼって何年何月からの分を納税してくださいという趣旨の1,142通だったと思うんですが、そこを確認させてもらっていいですか。

○税務課長（谷口信一君）

今回のこの郵送された分につきましては、所有者と、建物の建築年月日、所有者の住所とかそういうものをお尋ねする文書でございます。

○委員（植山利博君）

尋ねると、確認の文書。これはもう現地調査をした上で、課税対象になりますよという通知じゃないんですか。これまでは課税がなされていなかったけれども、今後こういうことで課税対象物ですよと。何年何年にさかのぼって課税が発生していますよというような趣旨の文書じゃないんですか。

○税務課長（谷口信一君）

言われたように、業者が全部、市内一円を回って、上がってきて、今回のこの物件については課税されるべき物件だというのはもう確定していると。あと、この評価を出すために、建築年とか面積とかそういうものが必要なものですから、そういうのを問い合わせをする文書を出したということでございます。

○委員長（常盤信一君）

ほかにごいませんか。

○委員（下深迫孝二君）

今回、業者さんが出すときに、封筒を出すときですよ、チェックをしていけば気付けたことなんです。ですから、業者さんのほうでもそういうときにはきちっとチェックをされると。もちろん市のほうでもするけれども、業者さんのほうもしていただくと。仕事をもらっていて、出すときにですよ、そんなミスをしているから今回の問題が防げなかったわけですから、業者にもきちっとそういう指導をしていただくようにお願いします。

○委員（宮本明彦君）

確かに、「めっちゃ滞納」という表現は、これはもう自分しか見れない情報を見にいて、その情報を記載したというところは、やはり個人の情報を取っていったのかなっていうところは、確かに私はやってはならないことという思いはあります。それでも処分を下されたと言うのだから、それ以上はやりませんが、本当にそういった見に行ける情報、見に行くことができる人は、そこは必ず止めていただくというのは、もうこれは部署全体にわたって、もう一回きちっとした対応はお願いしておきます。

○総務部長（平野貴志君）

まずは、地方公務員法の中でも当然、守秘義務がありますけれども、特にこの税の業務に携わる人間は、先ほど申しましたように徴税吏員ということで、非常に権限を持っておりますので、そういう点からは、更に守秘義務といいますか、そういう情報の部分を、それが正しいか正しくないかは別といたしまして、そういうものを慎重に取り扱うべきだというふうに思います。ですから、そのところをちゃんと職員に認識をさせる、そういうモラルをちゃんと持って、公務員としてどうあるべきかというところをちゃんと指導していかないと、そういうことをする職員はまたどこかでそういう意識の低下が起こる可能性もありますので、ちゃんとそういうところを徹底させていただきたいと思しますので、その点につきましてよろしくお願い申し上げます。

○委員（植山利博君）

処分の在り方がどうだったのかというのが一番、徳田議員にしてみれば関心事で、本会議場でああいうことだったと思うんですけども、執行部としては不適切な表現だったと。市長も陳謝をされたわけですけども、その処分がああいう形、訓告という処分であった根拠は、故意ではなかったということが一番の根拠だったと、私は聞いていたんですけど。故意ではなかったと思うんですよ、私も。わざわざあんな見えるところに書くということは、故意であれば誰がやったかというのはもうすぐ分かることですから、あえて故意でやられたとは思いません。ただ、やはり過失だったと思うんですよ。だけど、故意でなかったから、やられたことの不適切さがどうであるのか。だから、故意の反対語は過失だろうと思いますので、故意でなかったとすれば過失なんですよ。だから公務員の、徴税に関わる公務員としての過失がどういう罰則といいますか、どういうことが適切なのかということも、今後に向けても、過失でも相当重い、例えば刑事罰にしてもですね、過失何々と。後ろが重たければ、相当重い刑罰が課せられる場合もあるわけですから。過失であっても、そこが事のこの軽重に関わってどういう処分が適切なのかということも、今後のこともありますので検討される必要があるのかなと。後は、個別具体的な問題は、裁判官が何かしないことには収まりは、これ以上はつかないんだろうと私も思いますけれども、過失によることの軽重に対する処分の在り方がどうなのかということも含めて、検討される必要があるのかなと思いますので、そのことについてはいかがですか。

○総務部長（平野貴志君）

その点も含めまして、これまで地方公務員法の適用が考えられるもの、そして、先ほど言いましたように、霧島市の懲戒処分に関する指針等に照らし合わせたわけでございますけれども、様々な形での処分をするというふうなものになりますと、様々なケースが考えられると思いますので、そういう個々の事例を見ながら判断していくことしかできないのかなと考えておりますので、また、今後につきまして、様々な形の検討というのは必要であると考えております。

○委員（久保史郎君）

ちょっと確認だけさせていただきます。霧島市の今、こういう職員に対する罰則規定は訓告であったり、戒告であったり、最終的には懲戒免職だということになっているその段階をちょっとお示してください。

○総務課長（越口哲也君）

懲戒処分の規定につきましては、戒告、減給、停職、一番重いのが免職ということで4段階になっているところがございます。今回の訓告といいますのは、職員の職務上の義務違反等に対し、指揮監督の権限を有する上級の職員が当該職員の職務遂行の改善向上に資するため、その責任を明確にしようとする行為であって、懲戒処分には当たっていないというような状況でございます。

○委員（久保史郎君）

先ほど言われたのは4つでしたよね。今回は訓告を出されたわけでしょう。ということは、訓告はその戒告の前の段階であるという認識でよろしいですね。

○総務課長（越口哲也君）

その通りでございます。

○固定資産税グループ長（江口元幸君）

先ほど脇元敬委員からの御質問のコピーの件なんですが、システム上はコピーができると思いますが、ただその基幹系システムとエクセルの互換性があるかということになりますと、検証をしないとちょっと分かりません。ですから、互換性があればできると思いますが、互換性がなければコピーができないものもあると考えております。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後5時12分」

「再開 午後5時13分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、本日の所管事務調査に係る自由討議を行いたいと思いますが、委員の皆様方で御意見のある方は発言を求めます。

○委員長（脇元 敬君）

質疑の中で私が申し上げたんですけれども、このデータ自体がどこから出たものかの調査が、私は不足していると思います。その職員さんがもちろん故意にやったものではないわけですが、元々のデータが収納課のデータである可能性が本日の説明、または答弁の中に出てきておりますので、その調査を再度するべきだと私は思います。それを委員長報告なりで述べていただく方がいいのかなと思っているところです。

○委員（植山利博君）

その件については、明確に特定の個人の名前を出して、この方が打ち込んだという。〔(打ち込んだと言っていないですよ。分からないと言いましたよ) と言う声あり〕いや、だってその方がやったと思うということで、特定は私はなされていると思います。〔(なされていないと思います) と言う声あ

り]

○委員長（常盤信一君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後5時15分」

「再開 午後5時37分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど執行部の出席を求めて所管事務調査をさせていただきましたが、自由討議の中で確認をすべきところがあるという指摘がございまして、再度お越しいただきました。御理解いただきたいと思います。それでは、植山委員のほうからお願いします。

○委員（植山利博君）

どう処理するかということで協議をする中で、お互いの委員間の認識に大きなズレがあったものですから、そこだけ確認させていただきたいと。先ほどの議論の中で、税務課が収納課に対して情報を提供いただいて出したということで、その収納課が持っている資料の中に書き込みがあって、それをコピーするなり、ダウンロードするなりして移したのではないかというやり取りの中で、そこまでは確認していないというようなことだったと委員の中から言われましたので、確認をさせてください。訓告をされた一個人がもう特定されていたので、その書き込みをした、若しくはその責任の所在は明らかになったものだという確認はできていなかったんだと。だからひょっとすれば、今、特定の名前が出ていますけれども、その人じゃなくて別な人の書き込みだったのではないかと。そこがきちっと真相が究明されないままに、一個人が訓告を受けたのではないかという認識をされている方と、いや、違うでしょうと。当然、訓告という形を取られたんだから、明らかに執行部としてはこの個人に責任があるんだという上で訓告をされたはずだと、ちょっと認識が違ったものですから、そのところだけ確認をさせていただきたい。

○総務部長（平野貴志君）

まず、収納側のデータを利用したというふうに申し上げましたけれども、結果から申し上げますと、本来、住所のみを書く欄のところに不適切な表現がなされているものでございます。その基幹系のデータをそのままコピーをして、エクセルの課税側のほうの資料として貼り付けをしたことも考えられるのではないかとということでございますけれども、それについては、当時の基幹系のシステムが、もう現在は、平成24年度から変わっておりますので、当時のものがないので確認はできませんけれども、それはないものと考えております。と申しますのは、課税側が見に行くわけでございますので、そのものの本来、調査に必要な住所の欄とあるいは所有者の欄と、そういったような関連のところを見たものであると考えておりますので、そのところは収納側のほうのデータを見て確認をただけで、エクセルデータのほうの入力を担当が直接したものというふうに認識をいたしております。それと、本来、文書訓告でございましてけれども、当然にこの調査を行う中でのその担当職員の範囲が、この1,412件のうちの一部のものでございましたので、当然その担当職員としての業務の内容から、この担当職員が文書訓告を受けているということで、当時、そのような処分がなされたということでございます。

○委員（脇元 敬君）

先ほどの答弁では、収納側のデータは調べていらっしやらないという答弁があったと思うんですけども、調べていないんですね。そこはもう一度確認をさせてください。

○総務部長（平野貴志君）

当時のデータがございませんけれども、そのところは調査をしておりません。

○委員（脇元 敬君）

その上で、今回訓告を受けた職員の方が実際打ち込んだかどうか、コピーをしたかどうか、どうい

う方法でその住所を自分のパソコンに入れたかどうかは確認をしていないということですよ。

○総務部長（平野貴志君）

このことが発覚いたしましてから、当時の税務課長が当事者に電話で確認をしております、本人もちょっと大分時間的なものの期間がございましたので、确实ではございませんけれども、自分のパソコンにそういうものが残っているのであれば、自分がしたと思う、というようなことでございましたので、先ほど申し上げましたような処分の内容になっているということでございます。

○委員（宮本明彦君）

収納のデータ、電算のシステムが変わった。変わったとしても基本的には過去のデータが残るようにならないと、また一から入力しないといけないという話になりますから、現状でそういう書き込みがなかったのかというのは見ていないですか。

○税務課長（谷口信一君）

それにつきましては、まだ確認はいたしていません。

○委員（宮本明彦君）

早く決着を付けたいとなると、今、収納課に電話されてちょっと見ていただいて、今の段階で結論を出していただけたらと思うんですけど。

○委員長（常盤信一君）

それでは確認をお願いします。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後5時44分」

「再開 午後5時56分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの宮本委員の質疑に対しての答弁を求めます。

○税務課長（谷口信一君）

現在の収納のシステムには不適切なデータはありません。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

「[なし] と言う声あり」

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後5時57分」

「再開 午後5時58分」

○委員長（常盤信一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。引き続き所管事務調査の自由討議に入りますが、他に何かございませんか。

○委員（植山利博君）

今日いろいろやり取りをしました。それで、一般質問の中でも再三、徳田議員はこの処分について納得がいけないと。訓告というのは、この事案の重さに比べて非常に軽い処分だと、納得がいけないということであったわけですが、我々もこの処分の軽重については、もう執行部がいろんな霧島市懲戒処分に関する指針や地方公務員法に照らして、これ以上懲戒の対象ではないと明確に本日も言われておりますので、これ以上、この件に関して執行部にどうこうというのは、私はあり得ないのではないかと思います。これ以上は徳田さん自身が訴訟するなり、納得がいけないのであれば、もう争うしかないのかなと思いますので、これ以上、当委員会では調査を継続することはいかなるものかなと思います。

○委員（宮本明彦君）

確かに、私も処分に対しては、この委員会でうんぬんということはないのかなと思っています。ですから、もし本当に再発防止がきちっととられるのかどうかという形で、もし委員長報告をされるのであれば、きちっと委員長報告をしていただきたいと思います。

○委員（脇元 敬君）

加えて、本日過失だという話がありました。故意じゃなかったから罰しなかったというお話もあったんですけども、やはりそういう過失の場合も、市民の方々に迷惑をかけた場合は、何かしらの処分の規定をしっかりと設けてもらうというのも、この委員会から出してもいいのかなと思っています。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終わります。

△ 委員長報告について

○委員長（常盤信一君）

以上で、本日の所管事務調査を終わるわけですが、委員長報告についてお諮りをいたします。最終本会議において報告をするか、しないかの御意見がございましたら、出してください。

○委員（植山利博君）

委員会に付託になって、このことを所管事務調査として行ったわけですから、委員長報告はぜひしていただきたいと思います。その中で、今出たように今後の再発防止のための取組。質疑の中でも、例えば、取りまとめる段階できちっとチェックをかけるとか、業者のほうに対しても最終チェックをさせるとか、責任の所在を明確にするというような質疑のやり取りもありましたので、今日の議事録の精査をされて、まずは再発防止のための取組、それから今出ました、故意ではなくても過失であったとしても、その処分の在り方、今後のこともありますので、その辺を含めて、今日のやり取りの中から委員長に一任をしますけれども、きちっと報告をしていただければと思います。

○委員長（常盤信一君）

委員長報告についてはしたほうがいいということですので、今の御意見も含めて、報告はするというところでよろしいですね。

〔「はい」と言う声あり〕

分かりました。そういうふうに取り計らせていただきます。更に、委員長報告に付け加える点がございいますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、そういうことで委員長に一任をいただきましたので、副委員長とも相談をし、事務局とも相談もして、そういう取扱いにしたいと思います。

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（常盤信一君）

次に、閉会中の所管事務調査についてですが、これまでどおりの形で4点、総合的な企画行政について、行財政運営について、消防行政について及び選挙管理委員会、監査委員、公平委員会の事務についてとして、議長に提出をすることでよろしいですか。

○委員（植山利博君）

もう具体的にそのポートピアの調査として、現地調査をやりましょうということですので、そのことは明記していただいたほうがいいのではないかと思います。

○委員長（常盤信一君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、そのことを記載して提出したいと思いますので、よろしくお願いします。

△ その他

○委員長（常盤信一君）

ほかに皆さん方のほうから何かございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で本日の総務常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午後6時02分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 常 盤 信 一